

令和7年(2025年)1月15日  
第757号

# 千葉市公報

発行日 毎月2回 1・15日  
発行所 千葉市中央区千葉港1-1  
千葉市役所  
総務局総務部総務課  
TEL 043-245-5026

	目次	ページ		ページ
<b>【条例】</b>			(第1046号)	34
○令和6年12月16日公布条例		3	○生活保護法等の規定による指定医療機関の再開届出	35
千葉市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例		3	(第1047号)	35
(第30号)		3	○生活保護法等の規定による医療扶助及び医療支援給付のための	35
千葉市都市公園条例の一部を改正する条例(第31号)		4	○生活保護法等の規定による指定医療機関の再開届出	36
千葉市道路占用料条例の一部を改正する条例(第32号)		5	○生活保護法等の規定による指定医療機関の再開届出	36
千葉市河川管理条例の一部を改正する条例(第33号)		7	○生活保護法等の規定による指定医療機関の再開届出	36
千葉市法定外水路条例の一部を改正する条例(第34号)		7	○生活保護法等の規定による指定医療機関の再開届出	36
○令和6年12月23日公布条例		8	○生活保護法等の規定による指定医療機関の再開届出	36
千葉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例		8	○生活保護法等の規定による指定医療機関の再開届出	36
(第35号)		8	○生活保護法等の規定による指定医療機関の再開届出	36
○令和6年12月23日公布条例		25	○生活保護法等の規定による指定医療機関の再開届出	36
千葉市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する		25	○生活保護法等の規定による指定医療機関の再開届出	36
条例の一部を改正する条例(第36号)		25	○生活保護法等の規定による指定医療機関の再開届出	36
<b>【規則】</b>			○生活保護法等の規定による指定医療機関の再開届出	36
○令和6年12月23日公布規則		26	○生活保護法等の規定による指定医療機関の再開届出	36
千葉市職員の特殊勤務手当支給条例施行規則の一部を改正する		26	○生活保護法等の規定による指定医療機関の再開届出	36
規則(第55号)		26	○生活保護法等の規定による指定医療機関の再開届出	36
千葉市職員の管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則		27	○生活保護法等の規定による指定医療機関の再開届出	36
(第56号)		27	○生活保護法等の規定による指定医療機関の再開届出	36
○令和6年12月26日公布規則		33	○生活保護法等の規定による指定医療機関の再開届出	36
千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する		33	○生活保護法等の規定による指定医療機関の再開届出	36
規則(第57号)		33	○生活保護法等の規定による指定医療機関の再開届出	36
<b>【告示】</b>			○生活保護法等の規定による指定医療機関の再開届出	36
○生活保護法等の規定による指定医療機関の廃止届出			○生活保護法等の規定による指定医療機関の再開届出	36

律の規定による指定自立支援医療機関の指定更新（第 1071 号）	…… 51	○一般競争入札について（第 956 号）	…… 60
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定（第 1072 号）	…… 52	○道路の位置の指定（第 958 号）	…… 61
○千葉県ハーモニープラザ設置管理条例の規定による指定管理者の指定（第 1073 号）	…… 52	○一般競争入札について（第 959 号）	…… 62
○千葉県蘇我球技場条例の規定による千葉県蘇我球技場の指定管理者及び千葉県都市公園条例の規定による有料公園施設等の指定管理者の指定（第 1074 号）	…… 53	○令和 6 年 11 月 18 日付け千葉県公告第 894 号により公告した総合評価落札方式制限付一般競争入札（電子入札）の中止について（第 960 号）	…… 63
○千葉県斎場設置管理条例の規定による指定管理者の指定（第 1075 号）	…… 53	○開発行為に関する工事の完了（第 961 号）	…… 64
○千葉県都市公園条例の規定による有料公園施設等の指定管理者の指定（第 1076 号）	…… 54	○千葉県下水道排水設備工事業者の指定等に関する規則の規定による千葉県指定排水設備工事業者の指定（第 962 号）	…… 64
○行旅病人及行旅死亡人取扱法の規定に基づく行旅死亡人について（第 1079 号）	…… 54	○開発行為に関する工事の完了（第 963 号）	…… 65
○行旅病人及行旅死亡人取扱法の規定に基づく行旅死亡人について（第 1080 号）	…… 55	○総合評価落札方式制限付一般競争入札（電子入札）について（第 964 号）	…… 65
○地方自治法施行令の規定による千葉県営住宅退去者滞納家賃等収納（集金代行）に関する業務委託（第 1081 号）	…… 55	○都市緑地法の規定による緑地協定の認可（第 965 号）	…… 69
○生活保護法等の規定による指定介護機関の変更届出（第 1082 号）	…… 56	○開発行為に関する工事の完了（第 966 号）	…… 70
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止届出（第 1083 号）	…… 56	○農業経営基盤強化促進法の規定による令和 6 年度第 10 次農用地利用集積計画（第 967 号）	…… 70
○道路の区域の変更（第 1084 号）	…… 57	<b>【水道局規程】</b>	
○道路の供用の開始（第 1085 号）	…… 57	○千葉県水道局の職員の給与に関する規程及び千葉県水道局の会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（第 3 号）	…… 71
○児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定（第 1086 号）	…… 58	<b>【水道局告示】</b>	
○地方自治法の規定による指定納付受託者の指定（第 1089 号）	…… 58	○水道法の規定による指定給水装置工事事業者の休止届出（第 96 号）	…… 75
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業所の指定（第 1090 号）	…… 59	<b>【病院局規程】</b>	
<b>【公告】</b>		○千葉県病院局の職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程（第 10 号）	…… 76
○一般競争入札について（第 955 号）	…… 59	○千葉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程（第 11 号）	…… 103
		<b>【人事委員会規則】</b>	
		○令和 6 年 12 月 23 日公布規則	…… 103
		職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（第 55 号）	…… 103

次に掲げる条例をここに公布する。

- (1) 千葉市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例
- (2) 千葉市都市公園条例の一部を改正する条例
- (3) 千葉市道路占用料条例の一部を改正する条例
- (4) 千葉市河川管理条例の一部を改正する条例
- (5) 千葉市法定外水路条例の一部を改正する条例

令和6年12月16日

千葉市長 神谷 俊一

#### 千葉市条例第30号

千葉市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

千葉市職員の特殊勤務手当支給条例（昭和37年千葉市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(29) 災害時における応急対策等のために派遣される職員の特殊勤務手当

第18条中「災害時において」を「災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された災害その他市長がこれに準ずると認める災害をいう。次条及び別表第2（28）の項において同じ。）が発生した際に」に改め、「屋外」の次に「（本市の区域内に限る。）」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（災害時における応急対策等のために派遣される職員の特殊勤務手当）  
第18条の2 災害時における応急対策等のために派遣される職員の特殊勤務手当は、次の各号に掲げる職員が当該各号に定める業務に従事したときに支給する。

- (1) 職員（消防職員及び当該地域を管轄する他の地方公共団体から給与その他の給付の支給を受ける職員を除く。） 災害が発生した本市の区域外の地域に派遣されて災害応急対策、災害復旧等のために行う業務
- (2) 消防職員 消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定による協定に基づく要請を受け、災害が発生した本市の区域外の地域で行う業務又は同法第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として行う業務

第19条第3項中「別表第2第21項」を「別表第2（21）の項」に改める。

第20条第1項中「第18条」を「第18条の2」に改める。

別表第2（28）の項中「250円」を「710円」に改め、同表中備考以外の部分に次のように加える。

(29) 災害時における応急対策等のために派遣される職員の特殊勤務手当	第18条の2第1号の業務	日額 1,080円
	第18条の2第2号の業務	日額 1,080円(災害対策基本法第63条第1項に規定する警戒区域その他市長がこれに準ずると認める区域において業務に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額)

附 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。

千葉市条例第31号

千葉市都市公園条例の一部を改正する条例

千葉市都市公園条例(昭和34年千葉市条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表第6中「1,800円」を「1,900円」に、「2,300円」を「2,400円」に、「32円」を「33円」に、「2,100円」を「2,200円」に、「64円」を「65円」に、「96円」を「97円」に、「250円」を「260円」に、「640円」を「650円」に、「890円」を「910円」に、「650円」を「640円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第6の規定は、この条例の施行の日以後の占有に係る占用料について適用し、同日前の占有に係る占用料については、なお従前の例による。

千葉県条例第32号

千葉県道路占用料条例の一部を改正する条例

千葉県道路占用料条例（昭和30年千葉県条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,800円」を「1,900円」に、「2,300円」を「2,400円」に、「1,000円」を「1,100円」に、「640円」を「650円」に、

2,100円	2,200円
890円	910円

「650円」を「640円」に、「6,500円」を「6,400円」に、

2,100円	2,200円
45円	45円

「64円」を「65円」に、「96円」を「97円」に、「250円」を「260円」に、「21円」を「22円」に、

2,100円	2,200円
2,100円	2,200円
Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額
Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額
Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.007を乗じて得た額

1,900円	1,900円
2,100円	2,200円

「65円」を「64円」に、

2,100円	2,200円
Aに0.033を乗じて得た額	Aに0.031を乗じて得た額

「210円」を「220円」に、

Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.009を乗じて得た額
Aに0.023を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額
Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額
Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額
Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.007を乗じて得た額
Aに0.033を乗じ、100で除して得た額	Aに0.025を乗じ、100で除して得た額
Aに0.033を乗じて得た額	Aに0.025を乗じて得た額
Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額

「0.01を乗じ、」を「0.009を乗じ、」に、

Aに0.01を乗じて得た額
Aに0.023を乗じて得た額
Aに0.01を乗じて得た額
Aに0.014を乗じて得た額
Aに0.023を乗じて得た額
Aに0.033を乗じて得た額
Aに0.033を乗じて得た額

を

Aに0.009を乗じて得た額
Aに0.022を乗じて得た額
Aに0.009を乗じて得た額
Aに0.012を乗じて得た額
Aに0.022を乗じて得た額
Aに0.031を乗じて得た額
Aに0.025を乗じて得た額

に、

第13号に掲げる施設	速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第14号に掲げる施設		Aに0.031を乗じて得た額

に

改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の占有に係る占有料について適用し、同日前の占有に係る占有料については、なお従前の例による。

令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの
	上空に設けるもの
	その他のもの

Aに0.014を乗じて得た額
Aに0.023を乗じて得た額
Aに0.033を乗じて得た額

を

令第7条	トンネルの上又は高
------	-----------

Aに0.012を
----------

千葉市条例第33号

千葉市河川管理条例の一部を改正する条例

千葉市河川管理条例（平成12年千葉市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第2項の表中「1,800円」を「1,900円」に、「2,300円」を「2,400円」に、「2,100円」を「2,200円」に、「64円」を「65円」に、「96円」を「97円」に、「250円」を「260円」に、「640円」を「650円」に、「650円」を「640円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第2項の表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る土地占用料について適用し、同日前の占用に係る土地占用料については、なお従前の例による。

千葉市条例第34号

千葉市法定外水路条例の一部を改正する条例

千葉市法定外水路条例（平成17年千葉市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「1,800円」を「1,900円」に、「2,300円」を「2,400円」に、「2,100円」を「2,200円」に、「64円」を「65円」に、「96円」を「97円」に、「250円」を「260円」に、「640円」を「650円」に、「650円」を「640円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第1項の表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

別表第1  
行政職給料表

千葉県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月23日

千葉市長 神谷 俊一

千葉県条例第35号

千葉県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(千葉県職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 千葉県職員の給与に関する条例(昭和26年千葉県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「219,400円」を「224,600円」に改める。

第20条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の102.5」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の68.75」を「100分の71.25」に、「100分の102.5」を「100分の107.5」に、「100分の58.75」を「100分の61.25」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

第20条の4第2項第1号中「100分の102.5」を「100分の107.5」に、「100分の122.5」を「100分の127.5」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「100分の51.25」に、「100分の58.75」を「100分の61.25」に改める。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	177,400	205,200	240,200	268,300	297,100	334,400	382,900	451,600
	2	177,900	206,900	241,400	269,500	298,900	336,800	386,300	454,500
	3	178,400	208,600	242,600	270,700	300,700	339,200	389,700	457,400
	4	178,900	210,300	243,800	271,900	302,500	341,600	393,100	460,300
	5	179,400	211,700	244,700	273,000	304,300	343,800	396,200	463,200
	6	180,200	213,400	245,600	274,500	306,500	346,100	399,400	466,100
	7	181,000	215,100	246,500	276,000	308,700	348,400	402,600	469,000
	8	181,800	216,800	247,400	277,500	310,900	350,700	405,800	471,900
	9	182,400	218,300	248,300	278,700	312,900	352,900	409,000	474,700
	10	183,100	219,500	249,500	280,500	315,200	355,300	412,200	477,300
	11	183,800	220,700	250,700	282,300	317,500	357,700	415,400	479,900
	12	184,500	221,900	251,900	284,100	319,800	360,100	418,600	482,500
	13	185,200	222,800	253,100	285,700	321,900	362,500	421,700	485,000
	14	186,300	223,700	254,300	287,500	324,200	364,900	424,800	486,900
	15	187,400	224,600	255,500	289,300	326,500	367,300	427,900	488,800
	16	188,500	225,500	256,700	291,100	328,800	369,700	431,000	490,700
	17	189,300	226,200	257,900	292,800	331,000	371,800	433,900	492,500
	18	190,500	227,000	259,000	294,800	333,200	374,200	436,900	493,800
	19	191,700	227,800	260,100	296,800	335,400	376,600	439,900	495,100
	20	192,900	228,600	261,200	298,800	337,600	379,000	442,900	496,400
	21	194,000	229,100	262,300	300,700	339,500	381,100	445,600	497,600
	22	195,100	229,800	263,700	302,800	341,600	383,400	448,200	498,400
	23	196,200	230,500	265,100	304,900	343,700	385,700	450,800	499,200
	24	197,300	231,200	266,500	307,000	345,800	388,000	453,400	500,000
	25	198,100	231,800	267,800	308,900	347,700	390,200	456,000	500,700
	26	200,100	232,700	269,200	311,000	350,000	392,400	458,500	501,600
	27	202,100	233,600	270,600	313,100	352,300	394,600	461,000	502,500
	28	204,100	234,500	272,000	315,200	354,600	396,800	463,500	503,400
	29	206,000	235,300	273,400	317,200	356,900	398,700	465,800	504,100
	30	207,300	236,200	274,900	319,300	359,300	400,700	468,200	505,100
	31	208,600	237,100	276,400	321,400	361,700	402,700	470,600	506,100
	32	209,900	238,000	277,900	323,500	364,100	404,700	473,000	507,100
	33	211,200	238,800	279,400	325,500	366,400	406,500	475,100	508,000
	34	212,400	239,700	281,000	327,700	368,800	408,300	476,800	508,900
	35	213,600	240,600	282,600	329,900	371,200	410,100	478,500	509,800
	36	214,800	241,500	284,200	332,100	373,600	411,900	480,200	510,700
	37	215,800	242,200	285,600	334,300	375,700	413,500	481,800	511,400
	38	216,500	243,300	287,200	336,400	377,500	414,800	483,500	511,900
	39	217,200	244,400	288,800	338,500	379,300	416,100	485,200	512,400
	40	217,900	245,500	290,400	340,600	381,100	417,400	486,900	512,900
	41	218,300	246,600	292,000	342,700	382,700	418,500	488,300	513,200
	42	218,900	247,700	293,900	344,600	384,300	419,600	489,300	513,700
	43	219,500	248,800	295,800	346,500	385,900	420,700	490,300	514,200
	44	220,100	249,900	297,700	348,400	387,500	421,800	491,300	514,700
	45	220,600	250,700	299,300	350,100	389,100	422,900	492,000	515,100
	46	221,200	252,000	301,100	352,000	390,600	423,800	493,000	515,700
	47	221,800	253,300	302,900	353,900	392,100	424,700	494,000	516,300
	48	222,400	254,600	304,700	355,800	393,600	425,600	495,000	516,900

	49	222,800	255,800	306,400	357,400	394,900	426,500	495,800	517,300
	50	223,400	257,000	308,300	359,000	396,200	427,100	496,800	517,900
	51	224,000	258,200	310,200	360,600	397,500	427,700	497,800	518,500
	52	224,600	259,400	312,100	362,200	398,800	428,300	498,800	519,100
	53	225,100	260,500	313,800	363,700	399,900	428,900	499,500	519,500
	54	225,800	261,900	315,600	365,400	400,900	429,600	500,100	520,100
	55	226,500	263,300	317,400	367,100	401,900	430,300	500,700	520,700
	56	227,200	264,700	319,200	368,800	402,900	431,000	501,300	521,300
	57	227,600	265,800	320,900	370,500	403,600	431,400	501,600	521,700
	58	228,300	267,000	322,700	372,100	404,400	432,000	502,200	522,300
	59	229,000	268,200	324,500	373,700	405,200	432,600	502,800	522,900
	60	229,700	269,400	326,300	375,300	406,000	433,200	503,400	523,500
定年前再任用 短時間勤務 職員以外の 職員	61	230,400	270,400	328,000	376,600	406,700	433,800	503,700	523,900
	62	230,900	271,700	329,800	378,100	407,300	434,400		
	63	231,400	273,000	331,600	379,600	407,900	435,000		
	64	231,900	274,300	333,400	381,100	408,500	435,600		
	65	232,400	275,500	335,000	382,300	409,000	436,200		
	66	233,100	276,700	336,700	383,500	409,500	436,800		
	67	233,800	277,900	338,400	384,700	410,000	437,400		
	68	234,500	279,100	340,100	385,900	410,500	438,000		
	69	234,900	280,300	341,600	387,000	410,900	438,500		
	70	235,900	281,700	343,300	388,000	411,400	439,100		
	71	236,900	283,100	345,000	389,000	411,900	439,700		
	72	237,900	284,500	346,700	390,000	412,400	440,300		
73	238,800	285,600	348,400	390,900	412,700	440,800			
74	239,500	287,000	349,900	391,700	413,000	441,400			
75	240,200	288,400	351,400	392,500	413,400	442,000			
76	240,900	289,800	352,900	393,300	413,800	442,600			
77	241,500	291,100	354,100	394,100	414,000	442,900			
78	242,200	292,500	355,200	394,800	414,400	443,500			
79	242,900	293,900	356,300	395,500	414,900	444,100			
80	243,600	295,300	357,400	396,200	415,400	444,700			
81	244,200	296,400	358,500	396,800	415,800	445,000			
82		297,800	359,500	397,400	416,600	445,500			
83		299,200	360,500	398,000	417,400	446,000			
84		300,600	361,500	398,600	418,200	446,500			
85		301,700	362,500	399,100	418,700	446,900			
86			363,400	399,700	419,000	447,400			
87			364,300	400,300	419,300	447,900			
88			365,200	400,900	419,600	448,400			
89			366,100	401,500	419,800	448,900			
90			366,900	402,100	420,000	449,400			
91			367,700	402,500	420,200	449,900			
92			368,500	403,000	420,400	450,400			
93			369,100	403,500	420,600	450,800			
94			369,800	404,000					
95			370,500	404,500					
96			371,200	405,000					

	97		371,900	405,400					
	98		372,600	405,900					
	99		373,300	406,400					
	100		374,000	406,900					
	101		374,600	407,200					
	102		375,100	407,500					
	103		375,600	407,800					
	104		376,100	408,100					
	105		376,300	408,300					
	106		376,800	408,500					
	107		377,300	408,700					
	108		377,800	408,900					
	109		378,100	409,200					
	110		378,500						
	111		378,900						
	112		379,300						
	113		379,500						
	114		379,900						
	115		380,300						
	116		380,700						
	117		380,800						
	118		381,300						
	119		381,700						
	120		382,100						
	121		382,400						
	122		382,600						
	123		382,800						
	124		383,000						
	125		383,100						
	126		383,300						
	127		383,500						
	128		383,700						
	129		383,900						
定年前再任用 短時間勤務 職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	
		円	円	円	円	円	円	円	
		184,500	211,100	238,200	270,100	284,800	302,300	361,100	406,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員（第21条及び第22条の2に規定する職員を除く。）に適用する。

別表第2  
教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	204,000	220,000	294,300	319,100	413,700
	2	205,600	222,000	296,300	321,500	415,100
	3	207,200	224,000	298,300	323,900	416,500
	4	208,800	226,000	300,300	326,300	417,900
	5	210,200	228,000	302,300	328,600	419,100
	6	211,800	230,100	304,200	330,800	420,500
	7	213,400	232,200	306,100	333,000	421,900
	8	215,000	234,300	308,000	335,200	423,300
	9	216,600	236,400	309,700	337,100	424,700
	10	218,400	239,100	311,800	339,400	426,100
	11	220,200	241,800	313,900	341,700	427,500
	12	222,000	244,500	316,000	344,000	428,900
	13	223,800	247,000	318,000	346,000	430,100
	14	225,700	248,600	319,700	347,400	431,500
	15	227,300	250,200	321,400	348,800	432,900
	16	229,500	251,800	323,100	350,200	434,300
	17	231,100	253,300	324,500	351,400	435,500
	18	234,100	254,300	326,400	353,300	436,800
	19	237,100	255,300	328,300	355,200	438,100
	20	240,100	256,300	330,200	357,100	439,400
	21	242,800	257,200	332,100	358,700	440,400
	22	245,000	258,400	334,000	360,100	441,700
	23	247,200	259,600	335,900	361,500	443,000
	24	249,400	260,800	337,800	362,900	444,300
	25	251,600	261,800	339,400	364,300	445,500
	26	252,900	263,300	341,200	365,600	446,700
	27	254,200	264,800	343,000	366,900	447,900
	28	255,500	266,300	344,800	368,200	449,100
	29	256,600	267,500	346,500	369,300	450,000
	30	257,900	269,700	347,900	370,300	450,900
	31	259,200	271,900	349,300	371,300	451,800
	32	260,500	274,100	350,700	372,300	452,700
	33	261,800	276,300	351,800	373,300	453,400
	34	263,100	278,200	353,400	374,600	453,900
	35	264,400	280,100	355,000	375,900	454,400
	36	265,700	282,000	356,600	377,200	454,900
	37	266,800	283,800	358,100	378,500	455,400
	38	267,900	285,500	359,200	379,800	455,900
	39	269,000	287,200	360,300	381,100	456,400
	40	270,100	288,900	361,400	382,400	456,900
	41	271,200	290,600	362,200	383,400	457,400
	42	272,400	292,100	363,700	384,700	457,900
	43	273,600	293,600	365,200	386,000	458,400
	44	274,800	295,100	366,700	387,300	458,900
	45	275,900	296,600	368,000	388,300	459,400
	46	277,000	298,200	369,400	389,700	459,900
	47	278,100	299,800	370,800	391,100	460,400
	48	279,200	301,400	372,200	392,500	460,900

定年  
前再  
任用  
短時  
間勤  
務職  
員以  
外の  
職員

49	280,200	302,900	373,400	393,700	461,400
50	281,100	304,500	374,800	395,000	
51	282,000	306,100	376,200	396,300	
52	282,900	307,700	377,600	397,600	
53	283,800	309,200	378,800	398,800	
54	284,900	310,900	380,100	399,900	
55	286,000	312,600	381,400	401,000	
56	287,100	314,300	382,700	402,100	
57	288,100	315,900	383,900	402,900	
58	289,300	318,000	385,100	404,100	
59	290,500	320,100	386,300	405,300	
60	291,700	322,200	387,500	406,500	
61	292,700	324,200	388,500	407,400	
62	293,400	326,100	389,400	408,600	
63	294,100	328,000	390,300	409,800	
64	294,800	329,900	391,200	411,000	
65	295,200	331,700	392,100	412,100	
66	296,300	333,500	393,100	413,200	
67	297,400	335,300	394,100	414,300	
68	298,500	337,100	395,100	415,400	
69	299,500	338,900	395,800	416,400	
70	300,400	340,400	396,900	417,500	
71	301,300	341,900	398,000	418,600	
72	302,200	343,400	399,100	419,700	
73	302,900	344,900	400,100	420,600	
74	303,800	346,400	401,200	421,200	
75	304,700	347,900	402,300	421,800	
76	305,600	349,400	403,400	422,400	
77	306,500	350,600	404,200	422,900	
78	307,300	352,200	405,200	423,300	
79	308,100	353,800	406,200	423,700	
80	308,900	355,400	407,200	424,100	
81	309,600	357,000	407,900	424,400	
82	310,300	358,500	408,700	424,800	
83	311,000	360,000	409,500	425,200	
84	311,700	361,500	410,300	425,600	
85	312,100	362,700	410,900	425,800	
86	312,700	364,100	411,600	426,200	
87	313,300	365,500	412,300	426,600	
88	313,900	366,900	413,000	427,000	
89	314,300	368,300	413,700	427,200	
90	314,700	369,600	414,300	427,500	
91	315,100	370,900	414,900	427,800	
92	315,400	372,200	415,500	428,000	
93	315,600	373,300	416,000	428,200	
94	316,200	374,400	416,300	428,500	
95	316,800	375,500	416,600	428,800	
96	317,400	376,600	416,900	429,000	

97	317,700	377,400	417,200	429,200
98	318,400	378,200	417,500	429,500
99	319,100	379,000	417,800	429,800
100	319,800	379,800	418,000	430,000
101	320,500	380,500	418,200	430,200
102	320,800	381,400	418,500	
103	321,100	382,300	418,800	
104	321,400	383,200	419,000	
105	321,700	384,000	419,200	
106	322,000	384,900	419,500	
107	322,300	385,800	419,800	
108	322,500	386,700	420,000	
109	322,700	387,500	420,200	
110	322,900	388,400		
111	323,100	389,300		
112	323,300	390,200		
113	323,500	390,900		
114	323,700	391,800		
115	323,900	392,700		
116	324,100	393,600		
117	324,200	394,400		
118	324,400	395,200		
119	324,600	396,000		
120	324,800	396,800		
121	325,000	397,300		
122	325,300	398,000		
123	325,500	398,700		
124	325,700	399,400		
125	325,900	400,100		
126	326,200	400,800		
127	326,500	401,500		
128	326,700	402,200		
129	326,900	402,600		
130	327,200	403,100		
131	327,400	403,600		
132	327,600	404,100		
133	327,800	404,500		
134	328,100	404,800		
135	328,400	405,100		
136	328,600	405,400		
137	328,800	405,700		
138	329,100	406,000		
139	329,300	406,300		
140	329,500	406,600		
141	329,700	406,900		
142	330,000	407,200		
143	330,300	407,500		
144	330,500	407,800		

145	330,700	408,000			
146	331,000	408,300			
147	331,300	408,600			
148	331,500	408,800			
149	331,700	409,000			
150	332,000	409,300			
151	332,300	409,600			
152	332,500	409,800			
153	332,700	410,000			
154	333,000	410,300			
155	333,300	410,600			
156	333,500	410,800			
157	333,700	411,000			
158	334,000	411,300			
159	334,300	411,600			
160	334,500	411,800			
161	334,700	412,000			
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	233,100	276,700	303,600	330,300	411,400

備考

- この表は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭その他の職員（特定任期付職員を除く。）で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額に、この表の額に7,500円を加算した額とする。

別表第3  
ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1 級		2 級		3 級		4 級	
		給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円
	1	329,300		387,600		407,300		502,600	
	2	331,900		391,500		411,000		504,700	
	3	334,500		395,400		414,700		506,800	
	4	337,100		399,300		418,400		508,900	
	5	339,500		403,000		422,000		510,800	
	6	342,100		406,900		425,600		512,900	
	7	344,700		410,800		429,200		515,000	
	8	347,300		414,700		432,800		517,100	
	9	349,800		418,500		436,400		518,900	
	10	352,700		421,900		439,900		521,000	
	11	355,600		425,300		443,400		523,100	
	12	358,500		428,700		446,900		525,200	
	13	361,200		432,000		450,200		527,200	
	14	364,300		434,900		453,500		529,300	
	15	367,400		437,800		456,800		531,400	
	16	370,500		440,700		460,100		533,500	
	17	373,500		443,500		463,400		535,400	
	18	376,300		446,400		466,800		537,100	
	19	379,100		449,300		468,200		538,800	
	20	381,900		452,200		470,600		540,500	
	21	384,700		454,800		472,700		542,100	
	22	387,600		457,100		474,900		543,800	
	23	390,500		459,400		477,100		545,500	
	24	393,400		461,700		479,300		547,200	
	25	396,200		463,900		481,400		548,700	
	26	399,100		465,300		483,700		550,200	
	27	402,000		466,700		486,000		551,700	
	28	404,900		468,100		488,300		553,200	
	29	407,600		469,400		490,600		554,400	
	30	410,500		470,900		492,500		555,900	
	31	413,400		472,400		494,400		557,400	
	32	416,300		473,900		496,300		558,900	
	33	419,200		475,400		498,100		560,400	
	34	422,000		477,000		500,300		561,800	
	35	424,800		478,600		502,500		563,200	
	36	427,600		480,200		504,700		564,600	
	37	430,300		481,600		506,900		565,800	
	38	433,000		483,300		508,700		567,000	
	39	435,700		485,000		510,500		568,200	
	40	438,400		486,700		512,300		569,400	
	41	440,900		488,200		514,000		570,300	
	42	443,600		489,900		515,800		571,400	
	43	446,300		491,600		517,600		572,500	
	44	449,000		493,300		519,400		573,600	
	45	451,400		494,900		521,000		574,500	
	46	452,900		496,100		522,800		575,500	
	47	454,400		497,300		524,600		576,500	
	48	455,900		498,500		526,400		577,500	

49	457,200	499,500	527,900	578,500
50	458,600	500,200	529,500	579,500
51	460,000	500,900	531,100	580,500
52	461,400	501,600	532,700	581,500
53	462,600	502,000	534,100	582,200
54	463,900	502,600	535,000	583,000
55	465,200	503,200	535,900	583,800
56	466,500	503,800	536,800	584,600
57	467,800	504,300	537,700	585,200
58	469,400	504,900	539,000	585,700
59	471,000	505,500	540,300	586,200
60	472,600	506,100	541,600	586,700
61	474,000	506,600	542,900	587,000
62	475,500	507,200	544,500	587,500
63	477,000	507,800	546,100	588,000
64	478,500	508,400	547,700	588,500
65	479,700	509,000	549,200	588,800
66	480,500	509,700	550,300	589,300
67	481,300	510,400	551,400	589,800
68	482,100	511,100	552,500	590,300
69	482,900	511,800	553,300	590,500
70	483,800	512,300	554,400	590,900
71	484,700	512,800	555,500	591,300
72	485,600	513,300	556,600	591,700
73	486,300	513,600	557,700	592,000
74	487,000	514,100	558,900	592,300
75	487,700	514,600	560,100	592,600
76	488,400	515,100	561,300	592,900
77	489,000	515,500	562,400	593,200
78	489,300	516,200	563,400	593,600
79	489,600	516,900	564,400	594,000
80	489,900	517,600	565,400	594,400
81	490,000	518,100	566,100	594,700
82		518,900	567,000	595,000
83		519,700	567,900	595,300
84		520,500	568,800	595,600
85		521,000	569,700	595,900
86		521,900	570,100	
87		522,800	570,500	
88		523,700	570,900	
89		524,300	571,300	
90			571,800	
91			572,300	
92			572,800	
93			573,100	
94			573,600	
95			574,100	
96			574,600	

	97			574,800
	98			575,300
	99			575,800
	100			576,300
	101			576,600
	102			577,000
	103			577,400
	104			577,800
	105			578,200
定年前再任用 短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円
		300,400	346,900	386,000
				445,600

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師（特定任期付職員を除く。）で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表（2）

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	181,900	213,800	246,600	277,100	337,700	376,800
	2	183,200	215,300	247,400	279,000	340,100	379,200
	3	184,500	216,800	248,200	280,900	342,500	381,600
	4	185,800	218,300	249,000	282,800	344,900	384,000
	5	187,100	219,800	249,800	284,400	347,300	386,300
	6	188,600	221,400	250,700	286,200	349,600	388,500
	7	190,100	223,000	251,600	288,000	351,900	390,700
	8	191,600	224,600	252,500	289,800	354,200	392,900
	9	192,900	225,900	253,400	291,500	356,400	395,000
	10	194,300	226,700	254,500	293,400	358,800	397,200
	11	195,700	227,500	255,600	295,300	361,200	399,400
	12	197,100	228,300	256,700	297,200	363,600	401,600
	13	198,500	229,000	257,800	298,900	365,700	403,500
	14	200,200	230,300	259,300	300,800	368,100	405,800
	15	201,900	231,600	260,800	302,700	370,500	408,100
	16	203,600	232,900	262,300	304,600	372,900	410,400
	17	205,200	233,900	263,500	306,200	375,100	412,400
	18	207,500	234,500	265,000	308,800	377,600	414,300
	19	209,800	235,100	266,500	311,400	380,100	416,200
	20	212,100	235,700	268,000	314,000	382,600	418,100
	21	214,100	236,200	269,200	316,400	385,000	419,700
	22	215,500	236,800	271,100	319,000	387,400	421,300
	23	216,900	237,400	273,000	321,600	389,800	422,900
	24	218,300	238,000	274,900	324,200	392,200	424,500
	25	219,400	238,600	276,700	326,600	394,400	425,800
	26	220,400	239,400	278,600	329,100	396,600	426,900
	27	221,400	240,200	280,500	331,600	398,800	428,000
	28	222,400	241,000	282,400	334,100	401,000	429,100
	29	223,300	241,700	284,100	336,300	403,200	430,000
	30	224,500	242,500	286,000	338,700	405,100	430,900
	31	225,700	243,300	287,900	341,100	407,000	431,800
	32	226,900	244,100	289,800	343,500	408,900	432,700
	33	227,800	244,700	291,500	345,800	410,500	433,600
	34	228,400	245,300	293,700	348,300	412,100	434,500
	35	229,000	245,900	295,900	350,800	413,700	435,400
	36	229,600	246,500	298,100	353,300	415,300	436,300
	37	230,000	246,900	300,000	355,500	416,600	436,900
	38	230,500	247,600	302,100	358,100	417,600	437,600
	39	231,000	248,300	304,200	360,700	418,600	438,300
	40	231,500	249,000	306,300	363,300	419,600	439,000
	41	232,000	249,700	308,100	365,800	420,400	439,400
	42	232,600	250,500	310,100	368,300	421,100	439,900
	43	233,200	251,300	312,100	370,800	421,800	440,400
	44	233,800	252,100	314,100	373,300	422,500	440,900
	45	234,300	252,900	315,900	375,500	423,200	441,200
	46	235,200	254,100	317,800	377,800	424,000	441,900
	47	236,100	255,300	319,700	380,100	424,800	442,600
	48	237,000	256,500	321,600	382,400	425,600	443,300

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	237,600	257,400	323,500	384,500	426,300	444,000
	50	238,300	258,600	325,400	386,700	427,100	444,400
	51	239,000	259,800	327,300	388,900	427,900	444,800
	52	239,700	261,000	329,200	391,100	428,700	445,200
	53	240,400	261,900	331,000	393,000	429,300	445,300
	54	241,000	263,100	332,800	394,700	430,000	445,700
	55	241,600	264,300	334,600	396,400	430,700	446,100
	56	242,200	265,500	336,400	398,100	431,400	446,500
	57	242,500	266,700	337,900	399,800	432,000	446,600
	58	243,300	267,900	339,300	401,000	432,700	446,800
	59	244,100	269,100	340,700	402,200	433,400	447,000
	60	244,900	270,300	342,100	403,400	434,100	447,200
	61	245,400	271,400	343,500	404,600	434,600	447,400
	62	246,300	272,700	344,700	405,600	435,000	447,600
	63	247,200	274,000	345,900	406,600	435,400	447,700
	64	248,100	275,300	347,100	407,600	435,800	447,800
	65	248,700	276,300	348,200	408,300	436,200	447,900
	66	249,800	277,300	349,300	409,300	436,600	
	67	250,900	278,300	350,400	410,300	437,000	
	68	252,000	279,300	351,500	411,300	437,400	
	69	252,900	280,000	352,600	412,200	437,600	
	70	253,900	280,900	353,500	413,200	437,800	
	71	254,900	281,800	354,400	414,200	438,000	
	72	255,900	282,700	355,300	415,200	438,200	
	73	256,800	283,600	356,200	416,200	438,400	
	74	257,800	284,500	357,200	417,000		
75	258,800	285,400	358,200	417,800			
76	259,800	286,300	359,200	418,600			
77	260,500	287,000	359,900	419,300			
78	261,400	287,700	360,600	420,000			
79	262,300	288,400	361,300	420,700			
80	263,200	289,100	362,000	421,400			
81	264,100	289,800	362,500	422,100			
82	265,200	290,300	363,100	422,800			
83	266,300	290,800	363,700	423,500			
84	267,400	291,300	364,300	424,200			
85	268,200	291,800	364,800	424,700			
86	269,100	292,200	365,500	425,300			
87	270,000	292,600	366,200	425,900			
88	270,900	293,000	366,900	426,500			
89	271,500	293,200	367,600	427,100			
90	272,300	293,500	367,900	427,500			
91	273,100	293,800	368,200	427,900			
92	273,900	294,100	368,500	428,300			
93	274,600	294,400	368,800	428,500			
94	275,200	294,700	369,000				
95	275,800	295,000	369,200				
96	276,400	295,300	369,400				

	97	276,700	295,600	369,600			
	98	277,100		369,800			
	99	277,500		370,000			
	100	277,900		370,200			
	101	278,300		370,400			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		182,000	208,600	238,200	252,000	270,200	284,500

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、栄養士その他の職員（特定任期付職員を除く。）で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表 (3)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	213,200	251,600	273,000	295,300	321,000	351,300
	2	214,700	252,900	273,700	296,000	322,500	353,300
	3	216,200	254,200	274,400	296,700	324,000	355,300
	4	217,700	255,500	275,100	297,400	325,500	357,300
	5	219,100	256,800	275,600	298,100	327,000	359,300
	6	221,300	257,300	276,200	299,300	329,000	361,700
	7	223,500	257,800	276,800	300,500	331,000	364,100
	8	225,700	258,300	277,400	301,700	333,000	366,500
	9	227,600	258,500	278,000	302,800	334,700	368,700
	10	229,900	259,300	279,000	304,300	336,500	371,100
	11	232,200	260,100	280,000	305,800	338,300	373,500
	12	234,500	260,900	281,000	307,300	340,100	375,900
	13	236,600	261,600	281,800	308,700	341,900	378,300
	14	238,400	262,100	282,700	310,100	343,700	380,600
	15	240,200	262,600	283,600	311,500	345,500	382,900
	16	242,000	263,100	284,500	312,900	347,300	385,200
	17	243,700	263,600	285,100	314,000	349,000	387,300
	18	245,100	264,000	286,000	315,300	350,500	389,500
	19	246,500	264,400	286,900	316,600	352,800	391,700
	20	247,900	264,800	287,800	317,900	354,700	393,900
	21	249,100	265,000	288,400	319,100	356,300	396,000
	22	250,300	265,400	289,500	320,200	358,200	398,200
	23	251,500	265,800	290,600	321,300	360,100	400,400
	24	252,700	266,200	291,700	322,400	362,000	402,600
	25	253,700	266,400	292,500	323,500	363,900	404,600
	26	254,500	267,100	293,700	325,700	365,900	406,500
	27	255,300	267,800	294,900	327,900	367,900	408,400
	28	256,100	268,500	296,100	330,100	369,900	410,300
	29	256,900	268,900	297,200	332,300	371,900	412,200
	30	257,600	269,500	298,400	334,000	373,800	414,000
	31	258,300	270,100	299,600	335,700	375,700	415,800
	32	259,000	270,700	300,800	337,400	377,600	417,600
	33	259,600	271,200	302,000	339,100	379,300	419,200
	34	260,400	272,200	303,300	340,800	381,000	420,700
	35	261,200	273,200	304,600	342,500	382,700	422,200
	36	262,000	274,200	305,900	344,200	384,400	423,700
	37	262,700	275,100	307,100	345,700	385,800	425,200
	38	263,100	275,900	308,400	347,300	387,400	426,400
	39	263,500	276,700	309,700	348,900	389,000	427,600
	40	263,900	277,500	311,000	350,500	390,600	428,800
	41	264,300	278,300	312,200	352,000	392,100	429,700
	42	264,500	279,300	313,400	353,600	393,600	430,700
	43	264,700	280,300	314,600	355,200	395,100	431,700
	44	264,900	281,300	315,800	356,800	396,600	432,700
	45	265,100	282,000	316,700	358,400	397,800	433,400
	46	265,200	283,200	317,800	360,100	399,200	434,500
	47	265,300	284,400	318,900	361,800	400,600	435,600
	48	265,400	285,600	320,000	363,500	402,000	436,700

定年前再任用  
短時間勤務職員  
以外の職員

49	265,500	286,600	320,800	365,100	403,300	437,600
50	265,800	287,900	322,000	366,900	404,600	438,200
51	266,100	289,200	323,200	368,700	405,900	438,800
52	266,400	290,500	324,400	370,500	407,200	439,400
53	266,500	291,700	325,400	372,300	408,300	439,900
54	266,700	293,000	326,500	374,200	409,800	440,400
55	266,900	294,300	327,600	376,100	411,300	440,900
56	267,000	295,600	328,700	378,000	412,800	441,400
57	267,100	296,700	329,600	379,900	414,000	441,900
58	267,200	297,800	330,800	381,600	415,200	442,100
59	267,400	298,900	332,000	383,300	416,400	442,300
60	267,600	300,000	333,200	385,000	417,600	442,500
61	267,800	301,000	334,200	386,500	418,800	442,700
62	268,100	302,100	335,200	388,100	419,700	
63	268,400	303,200	336,200	389,700	420,600	
64	268,700	304,300	337,200	391,300	421,500	
65	269,000	305,300	338,200	392,600	422,100	
66	269,100	306,500	339,500	394,100	422,700	
67	269,200	307,700	340,800	395,600	423,300	
68	269,300	308,900	342,100	397,100	423,900	
69	269,400	309,900	343,100	398,500	424,300	
70	269,900	311,000	344,300	399,500	424,600	
71	270,400	312,100	345,500	400,500	424,900	
72	270,900	313,200	346,700	401,500	425,100	
73	271,100	314,100	347,600	402,200	425,300	
74	271,600	314,900	348,600	403,000	425,600	
75	272,100	315,700	349,600	403,800	425,900	
76	272,600	316,500	350,600	404,600	426,100	
77	272,900	317,100	351,500	405,400	426,300	
78	273,200	317,700	352,500	406,500	426,500	
79	273,500	318,300	353,500	407,600	426,700	
80	273,800	318,900	354,500	408,700	426,900	
81	274,100	319,500	355,300	409,700	427,100	
82	274,400	320,000	356,200	410,300	427,300	
83	274,700	320,500	357,100	410,900	427,500	
84	275,000	321,000	358,000	411,500	427,700	
85	275,300	321,300	358,700	411,800	427,900	
86	275,600	321,700	359,600	412,300	428,100	
87	275,900	322,100	360,500	412,800	428,300	
88	276,200	322,500	361,400	413,300	428,500	
89	276,500	322,900	362,200	413,800	428,700	
90	276,900	323,500	363,100	414,200	428,900	
91	277,300	324,100	364,000	414,600	429,100	
92	277,700	324,700	364,900	415,000	429,300	
93	277,900	325,200	365,500	415,200	429,500	
94	278,100	325,800	366,500	415,400	429,700	
95	278,300	326,400	367,500	415,600	429,900	
96	278,500	327,000	368,500	415,800	430,100	

97	278,700	327,300	369,400			
98		327,800	370,200			
99		328,300	371,000			
100		328,800	371,800			
101		329,000	372,400			
102		329,300	373,100			
103		329,600	373,800			
104		329,800	374,500			
105		330,000	375,000			
106		330,300	375,600			
107		330,600	376,200			
108		330,900	376,800			
109		331,100	377,200			
110		331,400	377,800			
111		331,700	378,400			
112		332,000	379,000			
113		332,300	379,300			
114			379,800			
115			380,300			
116			380,800			
117			381,100			
118			381,600			
119			382,100			
120			382,600			
121			383,100			
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円
	181,500	208,100	238,200	252,000	270,200	284,500

備考 この表は、保健所等に勤務する看護師その他の職員（特定任期付職員を除く。）で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4  
特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	380,000
2	425,000
3	475,000
4	539,000
5	617,000
6	721,000
7	841,000

備考 この表は、特定任期付職員に適用する。

第2条 千葉市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に、「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の61.25」を「100分の60」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

第20条の4第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に、「100分の61.25」を「100分の60」に改める。

（特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第3条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年千葉市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の225」を「100分の235」に改める。

第4条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号及び第4号中「24,000円」を「24,200円」に改め、同条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の235」を「100分の

230」に改める。

(千葉市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部改正)

第5条 千葉市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例(令和元年千葉市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の122.5」を「100分の125」に改める。

第22条の2第2項中「100分の102.5」を「100分の105」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1

会計年度任用職員行政職給料表

職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級
	給料月額	給料月額	給料月額
1	177,400	205,200	240,200
2	177,900	206,900	241,400
3	178,400	208,600	242,600
4	178,900	210,300	243,800
5	179,400	211,700	244,700
6	180,200	213,400	245,600
7	181,000	215,100	246,500
8	181,800	216,800	247,400
9	182,400	218,300	248,300
10	183,100	219,500	249,500
11	183,800	220,700	250,700
12	184,500	221,900	251,900
13	185,200	222,800	253,100
14	186,300	223,700	254,300
15	187,400	224,600	255,500
16	188,500	225,500	256,700
17	189,300	226,200	257,900
18	190,500	227,000	259,000
19	191,700	227,800	260,100
20	192,900	228,600	261,200
21	194,000	229,100	262,300
22	195,100	229,800	263,700
23	196,200	230,500	265,100
24	197,300	231,200	266,500
25	198,100	231,800	267,800
26	200,100	232,700	269,200
27	202,100	233,600	270,600
28	204,100	234,500	272,000
29	206,000	235,300	273,400
30	207,300	236,200	274,900
31	208,600	237,100	276,400
32	209,900	238,000	277,900
33	211,200	238,800	279,400
34	212,400	239,700	281,000
35	213,600	240,600	282,600
36	214,800	241,500	284,200
37	215,800	242,200	285,600
38	216,500	243,300	287,200
39	217,200	244,400	288,800
40	217,900	245,500	290,400
41	218,300	246,600	292,000
42	218,900	247,700	293,900
43	219,500	248,800	295,800
44	220,100	249,900	297,700
45	220,600	250,700	299,300
46	221,200	252,000	301,100
47	221,800	253,300	302,900
48	222,400	254,600	304,700

49	222,800	255,800	306,400	97	371,900
50	223,400	257,000	308,300	98	372,600
51	224,000	258,200	310,200	99	373,300
52	224,600	259,400	312,100	100	374,000
53	225,100	260,500	313,800	101	374,600
54	225,800	261,900	315,600	102	375,100
55	226,500	263,300	317,400	103	375,600
56	227,200	264,700	319,200	104	376,100
57	227,600	265,800	320,900	105	376,300
58	228,300	267,000	322,700	106	376,800
59	229,000	268,200	324,500	107	377,300
60	229,700	269,400	326,300	108	377,800
61	230,400	270,400	328,000	109	378,100
62	230,900	271,700	329,800	110	378,500
63	231,400	273,000	331,600	111	378,900
64	231,900	274,300	333,400	112	379,300
65	232,400	275,500	335,000	113	379,500
66	233,100	276,700	336,700	114	379,900
67	233,800	277,900	338,400	115	380,300
68	234,500	279,100	340,100	116	380,700
69	234,900	280,300	341,600	117	380,800
70	235,900	281,700	343,300	118	381,300
71	236,900	283,100	345,000	119	381,700
72	237,900	284,500	346,700	120	382,100
73	238,800	285,600	348,400	121	382,400
74	239,500	287,000	349,900	122	382,600
75	240,200	288,400	351,400	123	382,800
76	240,900	289,800	352,900	124	383,000
77	241,500	291,100	354,100	125	383,100
78	242,200	292,500	355,200	126	383,300
79	242,900	293,900	356,300	127	383,500
80	243,600	295,300	357,400	128	383,700
81	244,200	296,400	358,500	129	383,900
82		297,800	359,500		
83		299,200	360,500		
84		300,600	361,500		
85		301,700	362,500		
86			363,400		
87			364,300		
88			365,200		
89			366,100		
90			366,900		
91			367,700		
92			368,500		
93			369,100		
94			369,800		
95			370,500		
96			371,200		

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての会計年度任用職員（第27条及び第28条に規定する会計年度任用職員を除く。）に適用する。

別表第2  
会計年度任用職員教育職給料表

職務 の級	1 級
号給	給料月額
	円
1	204,000
2	205,600
3	207,200
4	208,800
5	210,200
6	211,800
7	213,400
8	215,000
9	216,600
10	218,400
11	220,200
12	222,000
13	223,800
14	225,700
15	227,300
16	229,500
17	231,100
18	234,100
19	237,100
20	240,100
21	242,800
22	245,000
23	247,200
24	249,400
25	251,600
26	252,900
27	254,200
28	255,500
29	256,600
30	257,900
31	259,200
32	260,500
33	261,800
34	263,100
35	264,400
36	265,700
37	266,800
38	267,900
39	269,000
40	270,100
41	271,200
42	272,400
43	273,600
44	274,800
45	275,900
46	277,000
47	278,100
48	279,200

49	280,200
50	281,100
51	282,000
52	282,900
53	283,800
54	284,900
55	286,000
56	287,100
57	288,100
58	289,300
59	290,500
60	291,700
61	292,700
62	293,400
63	294,100
64	294,800
65	295,200
66	296,300
67	297,400
68	298,500
69	299,500
70	300,400
71	301,300
72	302,200
73	302,900
74	303,800
75	304,700
76	305,600
77	306,500
78	307,300
79	308,100
80	308,900
81	309,600
82	310,300
83	311,000
84	311,700
85	312,100
86	312,700
87	313,300
88	313,900
89	314,300
90	314,700
91	315,100
92	315,400
93	315,600
94	316,200
95	316,800
96	317,400

97	317,700
98	318,400
99	319,100
100	319,800
101	320,500
102	320,800
103	321,100
104	321,400
105	321,700
106	322,000
107	322,300
108	322,500
109	322,700
110	322,900
111	323,100
112	323,300
113	323,500
114	323,700
115	323,900
116	324,100
117	324,200
118	324,400
119	324,600
120	324,800
121	325,000
122	325,300
123	325,500
124	325,700
125	325,900
126	326,200
127	326,500
128	326,700
129	326,900
130	327,200
131	327,400
132	327,600
133	327,800
134	328,100
135	328,400
136	328,600
137	328,800
138	329,100
139	329,300
140	329,500
141	329,700
142	330,000
143	330,300
144	330,500

145	330,700
146	331,000
147	331,300
148	331,500
149	331,700
150	332,000
151	332,300
152	332,500
153	332,700
154	333,000
155	333,300
156	333,500
157	333,700
158	334,000
159	334,300
160	334,500
161	334,700

備考 この表は、小学校、中学校、高等学校、中等教育  
学校又は特別支援学校の助教諭その他の会計年度任  
用職員で規則で定めるものに適用する。

別表第 3

ア 会計年度任用職員医療職給料表 (1)

職務 の級 号給	1 級 給料月額	円
1	329,300	
2	331,900	
3	334,500	
4	337,100	
5	339,500	
6	342,100	
7	344,700	
8	347,300	
9	349,800	
10	352,700	
11	355,600	
12	358,500	
13	361,200	
14	364,300	
15	367,400	
16	370,500	
17	373,500	
18	376,300	
19	379,100	
20	381,900	
21	384,700	
22	387,600	
23	390,500	
24	393,400	
25	396,200	
26	399,100	
27	402,000	
28	404,900	
29	407,600	
30	410,500	
31	413,400	
32	416,300	
33	419,200	
34	422,000	
35	424,800	
36	427,600	
37	430,300	
38	433,000	
39	435,700	
40	438,400	
41	440,900	
42	443,600	
43	446,300	
44	449,000	
45	451,400	
46	452,900	
47	454,400	
48	455,900	

49	457,200
50	458,600
51	460,000
52	461,400
53	462,600
54	463,900
55	465,200
56	466,500
57	467,800
58	469,400
59	471,000
60	472,600
61	474,000
62	475,500
63	477,000
64	478,500
65	479,700
66	480,500
67	481,300
68	482,100
69	482,900
70	483,800
71	484,700
72	485,600
73	486,300
74	487,000
75	487,700
76	488,400
77	489,000
78	489,300
79	489,600
80	489,900
81	490,000

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で規則で定めるものに適用する。

イ 会計年度任用職員医療職給料表(2)

職務 の級	1 級	2 級
号給	給料月額 円	給料月額 円
1	181,900	213,800
2	183,200	215,300
3	184,500	216,800
4	185,800	218,300
5	187,100	219,800
6	188,600	221,400
7	190,100	223,000
8	191,600	224,600
9	192,900	225,900
10	194,300	226,700
11	195,700	227,500
12	197,100	228,300
13	198,500	229,000
14	200,200	230,300
15	201,900	231,600
16	203,600	232,900
17	205,200	233,900
18	207,500	234,500
19	209,800	235,100
20	212,100	235,700
21	214,100	236,200
22	215,500	236,800
23	216,900	237,400
24	218,300	238,000
25	219,400	238,600
26	220,400	239,400
27	221,400	240,200
28	222,400	241,000
29	223,300	241,700
30	224,500	242,500
31	225,700	243,300
32	226,900	244,100
33	227,800	244,700
34	228,400	245,300
35	229,000	245,900
36	229,600	246,500
37	230,000	246,900
38	230,500	247,600
39	231,000	248,300
40	231,500	249,000
41	232,000	249,700
42	232,600	250,500
43	233,200	251,300
44	233,800	252,100
45	234,300	252,900
46	235,200	254,100
47	236,100	255,300
48	237,000	256,500

49	237,600	257,400
50	238,300	258,600
51	239,000	259,800
52	239,700	261,000
53	240,400	261,900
54	241,000	263,100
55	241,600	264,300
56	242,200	265,500
57	242,500	266,700
58	243,300	267,900
59	244,100	269,100
60	244,900	270,300
61	245,400	271,400
62	246,300	272,700
63	247,200	274,000
64	248,100	275,300
65	248,700	276,300
66	249,800	277,300
67	250,900	278,300
68	252,000	279,300
69	252,900	280,000
70	253,900	280,900
71	254,900	281,800
72	255,900	282,700
73	256,800	283,600
74	257,800	284,500
75	258,800	285,400
76	259,800	286,300
77	260,500	287,000
78	261,400	287,700
79	262,300	288,400
80	263,200	289,100
81	264,100	289,800
82	265,200	290,300
83	266,300	290,800
84	267,400	291,300
85	268,200	291,800
86	269,100	292,200
87	270,000	292,600
88	270,900	293,000
89	271,500	293,200
90	272,300	293,500
91	273,100	293,800
92	273,900	294,100
93	274,600	294,400
94	275,200	294,700
95	275,800	295,000
96	276,400	295,300

97	276,700	295,600
98	277,100	
99	277,500	
100	277,900	
101	278,300	

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、栄養士その他の会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。

ウ 会計年度任用職員医療職給料表(3)

職務 の級 号給	1 級 給料月額	円
1	213,200	
2	214,700	
3	216,200	
4	217,700	
5	219,100	
6	221,300	
7	223,500	
8	225,700	
9	227,600	
10	229,900	
11	232,200	
12	234,500	
13	236,600	
14	238,400	
15	240,200	
16	242,000	
17	243,700	
18	245,100	
19	246,500	
20	247,900	
21	249,100	
22	250,300	
23	251,500	
24	252,700	
25	253,700	
26	254,500	
27	255,300	
28	256,100	
29	256,900	
30	257,600	
31	258,300	
32	259,000	
33	259,600	
34	260,400	
35	261,200	
36	262,000	
37	262,700	
38	263,100	
39	263,500	
40	263,900	
41	264,300	
42	264,500	
43	264,700	
44	264,900	
45	265,100	
46	265,200	
47	265,300	
48	265,400	

49	265,500
50	265,800
51	266,100
52	266,400
53	266,500
54	266,700
55	266,900
56	267,000
57	267,100
58	267,200
59	267,400
60	267,600
61	267,800
62	268,100
63	268,400
64	268,700
65	269,000
66	269,100
67	269,200
68	269,300
69	269,400
70	269,900
71	270,400
72	270,900
73	271,100
74	271,600
75	272,100
76	272,600
77	272,900
78	273,200
79	273,500
80	273,800
81	274,100
82	274,400
83	274,700
84	275,000
85	275,300
86	275,600
87	275,900
88	276,200
89	276,500
90	276,900
91	277,300
92	277,700
93	277,900
94	278,100
95	278,300
96	278,500

97	278,700
----	---------

備考 この表は、保健所等に勤務する看護師その他の  
会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第5条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の千葉市職員の給与に関する条例（以下この項及び次項において「改正後の給与条例」という。）第9条第1項第1号及び別表第1から別表第4までの規定は令和6年4月1日から、改正後の給与条例第20条第2項及び第3項並びに第20条の4第2項第1号及び第2号の規定並びに第3条の規定による改正後の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（次項において「改正後の特別職給与条例」という。）第3条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例又は改正後の特別職給与条例の規定を適用する場  
合においては、第1条の規定による改正前の千葉市職員の給与に関する  
条例又は第3条の規定による改正前の特別職の職員の給与並びに旅  
費及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、そ  
れぞれ改正後の給与条例又は改正後の特別職給与条例の規定による給  
与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人  
事委員会が定める。

千葉市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の  
一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月23日

千葉市長 神谷俊一

千葉市条例第36号

千葉市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条  
例の一部を改正する条例

第1条 千葉市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する  
条例（平成20年千葉市条例第30号）の一部を次のように改正する。  
第5条第2項中「100分の225」を「100分の235」に改  
める。

第2条 千葉市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する  
条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の235」を「100分の230」に改  
める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令  
和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の千葉市議会の議員の議員報酬、費用弁  
償及び期末手当に関する条例（次項において「改正後の条例」とい  
う。）第5条第2項の規定は、令和6年12月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場  
合においては、第1条の規定によ  
る改正前の千葉市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に  
関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規  
定による期末手当の内払とみなす。

次に掲げる規則をここに公布する。

- (1) 千葉市職員の特殊勤務手当支給条例施行規則の一部を改正する規則
- (2) 千葉市職員の管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則  
令和6年12月23日

千葉市長 神谷 俊一

千葉市規則第55号

千葉市職員の特殊勤務手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

千葉市職員の特殊勤務手当支給条例施行規則（昭和37年千葉市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第13条の3中「別表第2第21項」を「別表第2（21）の項」に改める。

第21条第1項ただし書中「を受ける者」を削り、「第16号、第17号、第18号、第19号又は第25号」を「第16号から第19号まで、第25号又は第29号」に改め、同条第4項中「夜間看護手当、エックス線取扱手当、夜間特殊業務手当、身体障害者相談等業務手当、教員特殊業務手当及び教育業務連絡指導手当」を「条例第2条第2号（身体障害者相談等業務手当に限る。）、第7号（エックス線取扱手当に限る。）、第8号、第17号から第19号まで及び第29号に掲げる手当」に、「特殊勤務手当」を「手当」に改める。

附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。

別表第1  
技能労務職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	177,400	205,200	240,200	271,300
	2	177,900	206,900	241,400	272,700
	3	178,400	208,600	242,600	274,100
	4	178,900	210,300	243,800	275,500
	5	179,400	211,700	244,700	276,800
	6	180,200	213,400	245,600	278,200
	7	181,000	215,100	246,500	279,600
	8	181,800	216,800	247,400	281,000
	9	182,400	218,300	248,300	282,400
	10	183,100	219,500	249,500	283,900
	11	183,800	220,700	250,700	285,400
	12	184,500	221,900	251,900	286,900
	13	185,200	222,800	253,100	288,400
	14	186,300	223,700	254,300	290,000
	15	187,400	224,600	255,500	291,600
	16	188,500	225,500	256,700	293,200
	17	189,300	226,200	257,900	294,600
	18	190,500	227,000	259,000	296,200
	19	191,700	227,800	260,100	297,800
	20	192,900	228,600	261,200	299,400
	21	194,000	229,100	262,300	301,000
	22	195,100	229,800	263,700	302,900
	23	196,200	230,500	265,100	304,800
	24	197,300	231,200	266,500	306,700
	25	198,100	231,800	267,800	308,300
	26	200,100	232,700	269,200	310,100
	27	202,100	233,600	270,600	311,900
	28	204,100	234,500	272,000	313,700
	29	206,000	235,300	273,400	315,400
	30	207,300	236,200	274,900	317,300
	31	208,600	237,100	276,400	319,200
	32	209,900	238,000	277,900	321,100
	33	211,200	238,800	279,400	322,800
	34	212,400	239,700	281,000	324,600
	35	213,600	240,600	282,600	326,400
	36	214,800	241,500	284,200	328,200
	37	215,800	242,200	285,600	329,900
	38	216,500	243,300	287,200	331,700
	39	217,200	244,400	288,800	333,500
	40	217,900	245,500	290,400	335,300
	41	218,300	246,600	292,000	337,000
	42	218,900	247,700	293,900	338,800
	43	219,500	248,800	295,800	340,600
	44	220,100	249,900	297,700	342,400

千葉市規則第56号

千葉市職員の管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則

(千葉市職員の管理職手当に関する規則の一部改正)

第1条 千葉市職員の管理職手当に関する規則(昭和39年千葉市規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表中「130,400円」を「130,900円」に改める。

(千葉市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第2条 千葉市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和49年千葉市規則第66号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項及び第2項中「100分の155」を「100分の160」に改め、同条第3項及び第4項中「100分の245」を「100分の255」に改める。

第14条の2第3項及び第4項中「100分の120」を「100分の125」に改める。

第3条 千葉市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第14条第3項及び第4項中「100分の255」を「100分の250」に改める。

第14条の2第3項及び第4項中「100分の125」を「100分の120」に改める。

(単純な労務に雇用される職員の給与等に関する規則の一部改正)

第4条 単純な労務に雇用される職員の給与等に関する規則(平成3年千葉市規則第33号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

	45	220,600	250,700	299,300	344,000
	46	221,200	252,000	301,100	345,700
	47	221,800	253,300	302,900	347,400
	48	222,400	254,600	304,700	349,100
	49	222,800	255,800	306,400	350,600
	50	223,400	257,000	308,300	352,300
	51	224,000	258,200	310,200	354,000
	52	224,600	259,400	312,100	355,700
	53	225,100	260,500	313,800	357,400
	54	225,800	261,900	315,600	358,900
	55	226,500	263,300	317,400	360,400
	56	227,200	264,700	319,200	361,900
	57	227,600	265,800	320,900	363,100
	58	228,300	267,000	322,700	364,200
	59	229,000	268,200	324,500	365,300
	60	229,700	269,400	326,300	366,400
	61	230,400	270,400	328,000	367,500
	62	230,900	271,700	329,800	368,500
	63	231,400	273,000	331,600	369,500
	64	231,900	274,300	333,400	370,500
	65	232,400	275,500	335,000	371,500
	66	233,100	276,700	336,700	372,400
	67	233,800	277,900	338,400	373,300
	68	234,500	279,100	340,100	374,200
	69	234,900	280,300	341,600	375,100
	70	235,900	281,700	343,300	375,900
	71	236,900	283,100	345,000	376,700
	72	237,900	284,500	346,700	377,500
	73	238,800	285,600	348,400	378,100
	74	239,500	287,000	349,900	378,800
	75	240,200	288,400	351,400	379,500
	76	240,900	289,800	352,900	380,200
	77	241,500	291,100	354,100	380,900
	78	242,200	292,500	355,200	381,600
	79	242,900	293,900	356,300	382,300
	80	243,600	295,300	357,400	383,000
	81	244,200	296,400	358,500	383,600
	82	244,900	297,800	359,500	384,100
	83	245,600	299,200	360,500	384,600
	84	246,300	300,600	361,500	385,100
	85	247,200	301,700	362,500	385,300
	86	248,100	303,000	363,400	385,800
	87	249,000	304,300	364,300	386,300
	88	249,900	305,600	365,200	386,800
	89	250,500	307,100	366,100	387,100
	90	251,200	308,300	366,900	387,500
	91	251,900	309,500	367,700	387,900
	92	252,600	310,700	368,500	388,300

定年  
前再  
任用  
短時  
間勤  
務職  
員以  
外の  
職員

	93	253,600	312,200	369,100	388,500
	94	254,500	313,400	369,800	388,900
	95	255,400	314,600	370,500	389,300
	96	256,300	315,800	371,200	389,700
	97	257,100	317,200	371,900	389,800
	98	257,900	318,000	372,600	390,300
	99	258,700	318,800	373,300	390,700
	100	259,500	319,600	374,000	391,100
	101	260,400	320,500	374,600	391,400
	102		321,200	375,100	391,600
	103		321,900	375,600	391,800
	104		322,600	376,100	392,000
	105		323,400	376,300	392,100
	106		324,100	376,800	392,300
	107		324,800	377,300	392,500
	108		325,500	377,800	392,700
	109		326,200	378,100	392,900
	110			378,500	393,100
	111			378,900	393,300
	112			379,300	393,500
	113			379,500	393,700
	114			379,900	
	115			380,300	
	116			380,700	
	117			380,800	
	118			381,300	
	119			381,700	
	120			382,100	
	121			382,400	
	122			382,600	
	123			382,800	
	124			383,000	
	125			383,100	
	126			383,300	
	127			383,500	
	128			383,700	
	129			383,900	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		184,500	211,100	238,200	246,800

別表第7中

14	13
15	14
16	14
17	15
18	15
19	16
20	16
21	17
22	17
23	18
24	18
25	19
26	19
27	20
28	20
29	21
30	22
31	23
32	24
33	25
34	26
35	27
36	28
37	29
38	30
39	31
40	32
41	33

を

で、

42	33
43	34
44	34
45	35
45	35
46	36
46	36
47	37

47	50	38	49
48	51	39	50
48	52	40	50
49	53	41	51
50	54	42	51
51	55	43	52
52	56	44	52
53	57	45	53
53	57	46	54
54	58	47	55
54	58	48	56
55	59	49	57
55	59	49	58
56	60	50	59
56	60	50	60
57	61	51	61
58	62	51	61
59	63	52	62
60	64	52	62
61	65	53	63

を

に改める。

61	66	54	63
62	67	55	64
62	68	56	64
63	69	57	65
63	69	57	66
64	70	58	67
64	70	58	68
65	71	59	69
	71		69
	72		69
	72		70
	73		70
	73		70
	74		71
	74		71
	75		71

(千葉県職員の初任給調整手当の支給に関する規則の一部改正)

第5条 千葉県職員の初任給調整手当の支給に関する規則(平成18年千葉県規則第21号)の一部を次のように改正する。

別表中「219,400円」を「224,600円」に、「216,100円」を「221,300円」に、「212,700円」を「217,900円」に、「209,300円」を「214,500円」に、「206,000円」を「211,200円」に、「202,700円」を「207,900円」に、「195,400円」を「200,600円」に、「187,800円」を「193,000円」に、「180,800円」を「186,000円」に、「173,400円」を「178,600円」に、「166,200円」を「171,400円」に、「155,000円」を「160,200円」に、「144,400円」を「149,600円」に、「133,

500円」を「138,700円」に、「122,300円」を「127,500円」に、「110,700円」を「115,900円」に、「98,900円」を「104,100円」に、「87,400円」を「92,600円」に、「67,900円」を「73,100円」に、「50,000円」を「55,200円」に改める。

(千葉県会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される職員の給与等に関する規則の一部改正)

第6条 千葉県会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される職員の給与等に関する規則(令和2年千葉県規則第31号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1  
会計年度任用職員技能労務職給料表

職務 の級	1 級	
号給	給料月額	円
1	177,400	
2	177,900	
3	178,400	
4	178,900	
5	179,400	
6	180,200	
7	181,000	
8	181,800	
9	182,400	
10	183,100	
11	183,800	
12	184,500	
13	185,200	
14	186,300	
15	187,400	
16	188,500	
17	189,300	
18	190,500	
19	191,700	
20	192,900	
21	194,000	
22	195,100	
23	196,200	
24	197,300	
25	198,100	
26	200,100	
27	202,100	
28	204,100	
29	206,000	
30	207,300	
31	208,600	
32	209,900	
33	211,200	
34	212,400	
35	213,600	
36	214,800	
37	215,800	
38	216,500	
39	217,200	
40	217,900	
41	218,300	
42	218,900	
43	219,500	
44	220,100	
45	220,600	
46	221,200	
47	221,800	
48	222,400	

49	222,800
50	223,400
51	224,000
52	224,600
53	225,100
54	225,800
55	226,500
56	227,200
57	227,600
58	228,300
59	229,000
60	229,700
61	230,400
62	230,900
63	231,400
64	231,900
65	232,400
66	233,100
67	233,800
68	234,500
69	234,900
70	235,900
71	236,900
72	237,900
73	238,800
74	239,500
75	240,200
76	240,900
77	241,500
78	242,200
79	242,900
80	243,600
81	244,200
82	244,900
83	245,600
84	246,300
85	247,200
86	248,100
87	249,000
88	249,900
89	250,500
90	251,200
91	251,900
92	252,600
93	253,600
94	254,500
95	255,400
96	256,300
97	257,100
98	257,900
99	258,700
100	259,500

(千葉市会計年度任用職員の給与及びその他の給付の支給に関する規則の一部改正)

第7条 千葉市会計年度任用職員の給与及びその他の給付の支給に関する規則(令和2年千葉市規則第32号)の一部を次のように改正する。

第23条の8第1項中「100分の155」を「100分の160」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条、第6条及び第7条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の千葉市職員の管理職手当に関する規則別表の規定、第4条の規定による改正後の単純な労務に雇用される職員の給与等に関する規則(次項及び附則第5項において「改正後の技能労務職給与規則」という。)別表第1及び別表第7の規定並びに第5条の規定による改正後の千葉市職員の初任給調整手当の支給に関する規則別表の規定は令和6年4月1日から、第2条の規定による改正後の千葉市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則第14条第1項から第4項まで及び第14条の2第3項及び第4項の規定は同年12月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 令和6年4月1日からこの規則の施行の日(次項において「施行日」という。)の前日までの間において、新たに単純な労務に雇用される職員の給与等に関する規則別表第1(次項において「技能労務職給料表」という。)の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の技能労務職給与規則の規定による号給が第4条の規定による改正前の単純な労務に雇用される職員の給与等に関する規則(以下この項及び附則第5項において「改正前の技能労務職給与規則」という。)の規定による号給に達しない職員の当該適用又は異動の日における号給については、改正後の技能労務職給与規則の規定にかかわらず、改正前の技能労務職給与規則の規定による号給とす

るものとする。

- 4 施行日から令和7年3月31日までの間において、新たに技能労務職給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(給与の内払)

- 5 改正後の技能労務職給与規則の規定を適用する場合には、改正前の技能労務職給与規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の技能労務職給与規則の規定による給与の内払とみなす。

千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月26日

千葉市長 神谷 俊一

千葉市規則第57号

千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年千葉市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第2項を次のように改める。

条例第3条第2項本文の規定による職員の勤務時間の割振りは、次の表のとおりとする。

勤務区分	勤務時間
1班	午前7時から午後3時45分まで
2班	午前7時30分から午後4時15分まで
3班	午前8時から午後4時45分まで
4班	午前8時15分から午後5時まで
5班	午前8時30分から午後5時15分まで
6班	午前8時45分から午後5時30分まで
7班	午前9時から午後5時45分まで
8班	午前9時15分から午後6時まで
9班	午前9時30分から午後6時15分まで
10班	午前10時から午後6時45分まで

- 2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、特に必要であると認める場合は、別に勤務時間の割振りを定めることができる。この場合において、勤務時間は、午前5時から午後10時までの間において1日について7時間45分となるよう割り振るものとする。

第6条第4項及び第6項中「午前7時30分」を「午前7時」に、「午後6時15分」を「午後6時45分」に改める。

第8条の2ただし書中「（昭和22年法律第49号）」を削る。

第11条第2項中「別表第2第6項及び第17項から第21項まで」

を「別表第2の6の項及び17の項から21の項まで」に改める。

第15条第2項中「別表第2第6項及び第17項から第21項まで」を「別表第2の6の項及び17の項から21の項まで」に改め、同条第6項中「別表第2第17項、第18項、第20項及び第21項」を「別表第2の17の項、18の項、20の項及び21の項」に改め、同条第7項及び第8項中「別表第2第10項」を「別表第2の10の項」に改める。

別表第2備考第1号中「第6項及び第15項から第21項まで」を「6の項及び15の項から21の項まで」に改め、同表備考第2号中「第6項及び第19項」を「6の項及び19の項」に改め、同表備考第3号中「第7項、第9項、第10項、第10項の2、第15項及び第16項」を「7の項、9の項から10の2の項まで、15の項及び16の項」に改め、同表備考第4号中「第7項」を「7の項」に改め、同表備考第5号中「第8項」を「8の項」に改め、同表備考第6号中「第10項」を「10の項」に改め、同表備考第7号中「第10項の2」を「10の2の項」に改め、同表備考第8号中「第14項」を「14の項」に改め、同表備考第9号中「第15項」を「15の項」に改め、同表備考第10号中「第17項及び第19項」を「17の項及び19の項」に改め、同表備考第11号中「第17項」を「17の項」に改め、同表備考第12号中「第18項」を「18の項」に改める。

附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。

千葉市告示第1046号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和6年12月16日

千葉市長 神谷 俊一

名 称	所 在 地	廃止年月日
(薬局)		
いなげかいがん調剤薬局	千葉市美浜区高洲3-14-1 和紅ビル205	令和6年10月31日
いなげかいがん薬局	千葉市美浜区高洲3-14-8 花澤高洲ビル1F	令和6年10月31日
ファルメックス薬局	千葉市美浜区磯辺5-9-1	令和6年10月31日
田中薬局 都賀店	千葉市若葉区西都賀3-9-7 BS若葉ビル1階	令和6年10月31日
株式会社ハタファーマシー道山 調剤薬局	千葉市中央区千葉寺町182	令和6年10月31日
フクシ蘇我薬局	千葉市中央区南町2-16-5	令和6年10月31日
(訪問看護)		
あいか訪問看護ステーション	千葉市中央区末広3-18-4	令和6年10月31日

千葉県告示第 1047 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、下記の指定医療機関から再開の届出がありましたので、生活保護法第 55 条の 2 の規定により告示します。

令和 6 年 12 月 16 日

千葉市長 神谷 俊一

(再開)

医療機関名称	所在地	再開年月日
(薬局)		
田中薬局 都賀店	千葉市若葉区西都賀 3-9-7 BS 若葉ビル 1 階	令和 6 年 10 月 16 日

千葉県告示第 1049 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当する者を次のとおり指定したので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示します。

令和 6 年 12 月 17 日

千葉市長 神谷 俊一

施術者		施術所		指定年月日
氏名	住所	名称	所在地	
中西 茂隆	(省略)	稲毛海岸整骨院	千葉市美浜区 高洲 3-14-9 高洲グリーンビル 1 階	令和 6 年 11 月 1 日
福中 拓郎	(省略)	鍼灸治療院 癒しの手	千葉県山武郡 九十九里町作田 5415	令和 6 年 11 月 1 日

千葉県告示第 1050 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、次の指定施術者から変更の届出があったので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示します。

令和 6 年 12 月 17 日

千葉市長 神谷 俊一

(変更)

	施 術 者		施 術 所		変更年月日
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地	
	高井 那央登	(省略)	船堀中央接骨院	東京都江戸川区 船堀 3-7-11 矢島ビル 1 階	令和 6 年 7 月 10 日
変 更 後	梶 那央登				

千葉県告示第 1051 号

道路の区域の変更

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、令和 6 年 12 月 17 日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 6 年 12 月 17 日

千葉市長 神谷 俊一

道路の種類、路線名及び道路の区域

道路の種類 及び路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
市道 小倉町 7 号線	若葉区小倉町 1734 番 56 から 若葉区小倉町 1732 番 9 まで	前	3.67 ～5.50	8.1
		後	5.00 ～6.66	
市道 小倉町 8 7 号線	若葉区小倉町 179 番 1 から 若葉区小倉町 182 番 5 まで	前	4.55 ～6.50	24.4
		後	4.55 ～6.62	

千葉県告示第1052号

道路の供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、令和6年12月17日から2週間一般の縦覧に供します。

令和6年12月17日

千葉市長 神谷俊一

路線名	供用開始区間	供用開始期日
市道 小倉町7号線	若葉区小倉町1734番56から 若葉区小倉町1732番9まで	令和6年12月17日
市道 小倉町87号線	若葉区小倉町179番1から 若葉区小倉町182番5まで	令和6年12月17日

千葉県告示第1053号

行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第9条の規定により行旅死亡人を次のとおり告示します。

なお、心当たりのある方は、千葉県中央保健福祉センター社会援護第二課まで申し出てください。

令和6年12月17日

千葉市長 神谷俊一

- 1 本 籍 不詳
- 2 住 所 不詳
- 3 氏 名 不詳
- 4 年 齢 不詳
- 5 性 別 男
- 6 死亡年月日 不詳
- 7 発見場所 千葉県中央区矢作町44番地5
- 8 死亡原因 不詳

千葉市告示第1054号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、令和6年度千葉市一般会計補正予算を別紙のとおり公表します。

令和6年12月17日

千葉市長 神谷俊一

一般会計

## 令和6年度千葉市一般会計補正予算（第6号）

令和6年度千葉市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,792,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ524,262,085千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

令和6年12月17日

千葉市長 神谷俊一

一般会計

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
19 国庫支出金		千円 110,483,930	千円 3,792,500	千円 114,276,430
	2 国庫補助金	27,692,698	3,792,500	31,485,198
歳 入	合 計	520,469,585	3,792,500	524,262,085

一般会計

## 歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
3 民生費		千円 204,635,337	千円 3,792,500	千円 208,427,837
	1 社会福祉費	89,012,341	3,792,500	92,804,841
歳 出	合 計	520,469,585	3,792,500	524,262,085

一般会計  
第2表 繰越明許費補正

追加

款	項	事業名	金額 千円
3 民生費	1 社会福祉費	価格高騰重点支援給付金(世帯分)	3,575,000
		価格高騰重点支援給付金(低所得の子育て世帯分)	217,500

一般会計

令和6年度千葉市一般会計補正予算に関する説明書(第6号)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額 千円	補正予算額 千円	計 千円
19 国庫支出金	110,483,930	3,792,500	114,276,430
歳入合計	520,469,585	3,792,500	524,262,085

一般会計

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国・県支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 民生費	204,635,337	3,792,500	208,427,837	3,792,500		
歳出合計	520,469,585	3,792,500	524,262,085	3,792,500		

一般会計  
3 歳出

(項) 3 民生費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			節 区 分	金額	明 記
				特 定 財 源					
				国・県支出金	地方債	その他			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
7 価格高騰重点支援給付金事業費	1,815,000	3,792,500	5,607,500	3,792,500					
						8 旅 費	10	1 価格高騰重点支援給付金事業費	
						10 需用費	50	3,792,500 千円	
						11 役員費	13,508		
						12 委託料	278,932		
						18 負担金、補助及び交付金	3,500,000		
計	89,012,341	3,792,500	92,804,841	3,792,500					

(款) 19 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の 予算額	補正予算額	計	節分		明
				区	金額	
2 民生費国庫補助金	千円 12,814,741	千円 3,792,500	千円 16,607,241	1 社会福祉費補助金	3,792,500	1 物産高騰対応重点支援地方創生臨時交付金収入 3,792,500 千円
計	27,692,698	3,792,500	31,485,198			

千葉県告示第1057号

千葉県都市農業交流センター設置管理条例（平成18年千葉県条例第55号）第14条第1項の規定により指定管理者を指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和6年12月18日

千葉市長 神谷 俊一

- 1 名称  
千葉県中田都市農業交流センター
- 2 指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地
  - (1) 指定管理者の名称  
中田市民農園管理運営組合
  - (2) 代表者及び主たる事務所の所在地  
千葉県若葉区中田町740番地  
中田市民農園管理運営組合 組合長 杉山 信男
- 3 指定期間  
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

千葉県告示第1058号

道路の区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、令和6年12月18日から2週間一般の縦覧に供します。

令和6年12月18日

千葉市長 神谷 俊 一

道路の種類、路線名及び道路の区域

道路の種類 及び路線名	変更の区間	変更の 前後別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
市道 磯辺80号線	美浜区磯辺七丁目68番139から 美浜区磯辺七丁目58番27まで	前	10.87～10.88	115.3
		後	11.45～11.77	
市道 磯辺83号線	美浜区磯辺七丁目68番158から 美浜区磯辺七丁目67番3まで	前	20.03～20.20	9.1
		後	20.19～20.37	
市道 磯辺96号線	美浜区磯辺七丁目68番188から 美浜区磯辺七丁目68番75まで	前	5.91～5.92	43.6
		後	6.00～6.00	
	美浜区磯辺七丁目68番141から 美浜区磯辺七丁目68番62まで	前	5.97～5.97	30.9
		後	6.00～6.00	

千葉県告示第1059号

道路の供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、令和6年12月18日から2週間一般の縦覧に供します。

令和6年12月18日

千葉市長 神谷 俊 一

路線名	供用開始区間	供用開始期日
市道 磯辺80号線	美浜区磯辺七丁目68番139から 美浜区磯辺七丁目58番27まで	令和6年12月18日
市道 磯辺83号線	美浜区磯辺七丁目68番158から 美浜区磯辺七丁目67番3まで	令和6年12月18日
市道 磯辺96号線	美浜区磯辺七丁目68番188から 美浜区磯辺七丁目68番75まで 美浜区磯辺七丁目68番141から 美浜区磯辺七丁目68番62まで	令和6年12月18日

千葉県告示第1060号

千葉県少年自然の家設置管理条例（平成16年千葉県条例第42号）  
第19条第4項の規定により指定管理者を指定したので、同条第5項の  
規定により告示します。

令和6年12月19日

千葉県市長 神谷 俊一

1 施設名称

千葉県少年自然の家

2 指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地

(1) 指定管理者の名称

千葉YMCA・伊藤忠UCグループ

(2) 代表者及び主たる事務所の所在地

千葉県千葉市中央区富士見二丁目5番15号

一般財団法人千葉YMCA

代表理事 山添 仰

3 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

千葉県告示第1062号

千葉県営住宅条例（昭和36年千葉県条例第5号）第14条第3項に規定する数値を次のと  
おり決定したので、千葉県営住宅条例施行規則（昭和37年千葉県規則第14号）第14条  
の規定により告示します。

令和6年12月19日

千葉県市長 神谷 俊一

記

○浴室無・浴槽無住戸

団地名	千葉県営住宅条例 第14条第3項に規定する数値
南町	0.7921

○浴室有・浴槽有住戸

団地名	千葉県営住宅条例 第14条第3項に規定する数値
轟町第1	0.9834
轟町第2	1.0000
松ヶ丘町	0.8641
星久喜町第1	0.8700
星久喜町第2	0.8700
天台	0.9704
仁戸名町	0.8559
桜木町	0.8665
白旗	0.9102
宮野木町第1	0.8807
宮野木町第2	0.8996
小倉台	0.8889
千城台第1	0.8854
千城台第2	0.8700
千城台第3	0.8653
千城台第4	0.8748
千城台第5	0.8677
千城台第7	0.8641
小中台富士見	0.9232
高浜第1	0.9551
高浜第2	0.9503
高浜第3	0.9728
古市場第1	0.8559
高浜第4	0.9692
古市場第2	0.8606
浜野	0.8500
菅田1丁目	0.8665
古市場第3	0.8535
貝塚	0.8759
鎌取	0.8641
おゆみ野第1	0.9279
おゆみ野第2	0.9019
桜木町第2	0.8618
菅田2丁目	0.8535
千種町	0.8641
菅田2丁目第2	0.8618
西下田	0.8582
貝塚第2	0.8854

○浴室有・浴槽無住戸

団地名	千葉県営住宅条例 第14条第3項に規定する数値
園生町第2	0.7938
小倉台	0.8139
千城台第1	0.8104
千城台第2	0.7950
千城台第3	0.7903
千城台第4	0.7998
千城台第5	0.7927
千城台第6	0.7844
千城台第7	0.7891
北河原坂	0.8068
小中台富士見	0.8482
高浜第1	0.8801
高浜第2	0.8753
高浜第3	0.8978
古市場第1	0.7809
高浜第4	0.8942
古市場第2	0.7856
浜野	0.7750
菅田1丁目	0.7915
古市場第3	0.7785
貝塚	0.8009
鎌取	0.7891
おゆみ野第1	0.8529
おゆみ野第2	0.8269
桜木町第2	0.7868
菅田2丁目	0.7785

千葉市告示第1063号

千葉市営住宅条例（昭和36年千葉市条例第5号）第14条第4項に規定する令和7年度の近傍同種の住宅の家賃を決定したので、千葉市営住宅条例施行規則（昭和37年千葉市規則第14号）第14条の規定により、別紙のとおり告示します。

令和6年12月19日

千葉市長 神谷 俊一

(単位：円)

住宅区分	団地名	構造	建設年度 (竣工年度)	専有面積 (㎡)	住宅形式	近傍同種 家賃
公営	市営 轟町第1団地	高層耐火	平成5年	64.5	2LDK	103,500
			平成5年	64.7	3DK	102,900
			平成5年	68.0	3DK	108,000
			平成5年	64.4	3LDK	102,600
			平成5年	67.7	3LDK	107,700
			平成5年	65.1	4DK	104,000
			平成5年	68.4	4DK	109,200
			平成8年	39.2	1DK	62,100
			平成8年	61.3	2LDK	97,600
			平成8年	67.4	2LDK	107,900
			平成8年	67.7	3LDK	107,600
			平成8年	74.9	4LDK	120,000
			平成8年	56.6	2LDK	95,300
			平成8年	66.4	2LDK	111,300
平成8年	67.0	3LDK	111,400			
公営	市営 轟町第2団地	中層耐火	平成8年	50.6	1LDK	74,000
			平成8年	59.5	2LDK	88,500
			平成8年	67.0	2LDK	97,200
			平成8年	67.0	3LDK	97,200
			平成8年	75.9	4LDK	111,700
公営	市営 松ヶ丘町団地	中層耐火	平成8年	48.3	2DK	80,400
			平成11年	48.3	2DK	78,300
			平成11年	48.3	2DK	81,900
			平成11年	48.3	2DK	78,100
			平成11年	58.8	2LDK	97,300
			平成11年	58.8	2LDK	94,200
			平成11年	58.8	2LDK	99,000
			平成11年	58.8	2LDK	94,500
			平成11年	68.1	2LDK	118,400
			平成11年	68.1	2LDK	114,800
			平成11年	68.1	2LDK	120,500
			平成11年	68.2	3LDK	112,800
			平成11年	68.2	3LDK	109,200
			平成11年	68.2	3LDK	114,700
			平成11年	68.2	3LDK	109,500
			平成11年	81.1	4LDK	128,400
			公営	市営 星久喜町第2団地	中層耐火	平成15年
平成15年	60.1	2LDK				79,300
平成15年	69.2	2LDK				91,300
平成15年	69.9	3LDK				90,900
公営	市営 天台団地	高層耐火	平成13年	50.8	2DK	76,100
			平成13年	58.0	2LDK	86,500
			平成13年	71.5	2LDK	104,700
			平成13年	70.6	3LDK	105,600
			平成18年	39.2	1LDK	60,000
公営	市営 仁戸名町団地	低層耐火	平成18年	50.0	2DK	78,500
			平成17年	39.2	1LDK	70,900
		中層耐火	平成17年	50.0	2DK	92,700
			平成17年	74.1	3LDK	136,900
			平成18年	58.4	2LDK	83,800
			平成18年	68.6	3LDK	97,700
			平成17年	50.0	2DK	73,700
			平成17年	68.3	2LDK	99,200
			平成17年	68.5	3LDK	99,500

(単位：円)

住宅区分	団地名	構造	建設年度 (竣工年度)	専有面積 (㎡)	住宅 形式	近傍同種 家賃			
公営	市営 桜木町団地	中層耐火	平成28年	33.8	1DK	74,500			
			平成28年	34.7	1DK	76,400			
			平成28年	39.7	1LDK	86,600			
			平成28年	39.7	1LDK	86,400			
			平成28年	40.4	1LDK	88,000			
			平成28年	40.4	1LDK	87,900			
			平成28年	54.6	1LDK	114,200			
			平成28年	48.3	2DK	100,300			
			平成28年	49.2	2DK	101,900			
			平成28年	55.2	2LDK	114,800			
			平成28年	55.4	2LDK	115,100			
			平成28年	61.8	2LDK	144,900			
			平成28年	61.8	2LDK	145,800			
			平成28年	62.5	2LDK	147,800			
			平成28年	67.4	3LDK	141,600			
			公営	市営 白旗団地	中層耐火	昭和34年	28.3	1K	42,100
昭和34年	40.8	2DK				60,000			
昭和34年	44.1	2DK				66,200			
昭和39年	28.3	2K				15,300			
公営	市営 南町団地	中層耐火	昭和39年	28.3	2K	15,300			
公営	市営 宮野木町第1団地	中層耐火	平成20年	41.4	1LDK	69,100			
			平成20年	51.2	2DK	81,300			
			平成20年	51.2	2DK	84,300			
			平成20年	58.2	2LDK	92,300			
			平成20年	58.2	2LDK	95,600			
			平成20年	71.7	3LDK	113,400			
			平成21年	41.4	1LDK	70,200			
			平成21年	51.2	2DK	85,600			
			平成21年	58.2	2LDK	97,100			
			平成21年	71.8	2LDK	119,400			
			平成21年	71.7	3LDK	119,400			
			平成26年	39.4	1LDK	65,100			
			平成26年	49.4	2DK	80,600			
			平成26年	56.5	2LDK	91,700			
			平成26年	68.9	2LDK	117,300			
			平成26年	68.8	3LDK	112,900			
公営	市営 宮野木町第2団地	中層耐火	平成29年	38.7	1LDK	85,600			
			平成29年	53.6	1LDK	121,300			
			平成29年	50.1	2DK	111,300			
			平成29年	50.1	2DK	111,600			
			平成29年	54.9	2LDK	121,800			
			平成29年	32.7	1DK	74,100			
			平成29年	38.7	1LDK	85,700			
			平成29年	38.7	1LDK	86,100			
			平成29年	54.9	2LDK	122,100			
			平成29年	66.7	2LDK	148,900			
			平成29年	69.6	3LDK	155,000			
			公営	市営 小倉台団地	中層耐火	昭和40年	37.2	2DK	18,100
						平成30年	36.4	1DK	73,100
						平成30年	36.4	1DK	73,300
						平成30年	53.5	1LDK	111,100
						平成30年	48.4	2DK	101,800
平成30年	48.4	2DK				101,900			
平成30年	56.0	2LDK				112,400			
平成30年	56.0	2LDK				112,700			
平成30年	72.8	2LDK				146,800			
平成30年	67.1	3LDK				134,700			
平成30年	39.4	1LDK				85,200			
平成30年	39.4	1LDK				85,300			

(単位：円)

住宅区分	団地名	構造	建設年度 (竣工年度)	専有面積 (㎡)	住宅 形式	近傍同種 家賃			
公営	市営 千城台第1団地	簡易準耐火二階	昭和41年	39.3	2DK	18,500			
			昭和41年	42.7	2DK	20,100			
			昭和42年	39.3	2DK	18,500			
		中層耐火	昭和42年	42.7	2DK	20,100			
			昭和41年	37.2	2DK	18,400			
			昭和42年	37.2	2DK	18,900			
公営	市営 千城台第2団地	簡易準耐火二階	昭和42年	39.3	2DK	17,100			
			昭和42年	42.7	2DK	18,600			
			昭和43年	42.7	2DK	18,200			
		中層耐火	昭和42年	35.8	2K	18,100			
			昭和42年	37.2	2DK	18,600			
			昭和43年	35.7	2K	17,800			
公営	市営 千城台第3団地	簡易準耐火平屋	昭和43年	31.4	2K	18,700			
			昭和43年	36.5	2K	21,800			
			昭和43年	39.3	2DK	16,500			
		簡易準耐火二階	昭和43年	42.7	2DK	17,900			
			昭和44年	39.3	2DK	15,900			
			昭和44年	42.7	2DK	17,300			
公営	市営 千城台第4団地	中層耐火	昭和45年	42.7	2DK	17,600			
			昭和44年	34.7	2K	17,100			
			昭和44年	37.2	2DK	18,100			
		簡易準耐火二階	昭和45年	40.2	2DK	20,100			
			昭和45年	39.3	2DK	17,200			
			昭和46年	39.3	2DK	18,500			
公営	市営 千城台第5団地1番	中層耐火	昭和46年	42.7	2DK	19,500			
			昭和45年	36.8	2DK	19,600			
			昭和46年	36.8	2DK	20,800			
		中層耐火	昭和46年	40.3	2DK	22,800			
			昭和46年	41.7	3DK	23,100			
			昭和47年	41.9	3DK	24,700			
公営	市営 千城台第5団地17番	中層耐火	昭和46年	40.3	2DK	22,300			
			昭和46年	41.7	3DK	22,700			
			昭和47年	39.5	2DK	23,400			
		簡易準耐火二階	昭和48年	41.9	3DK	26,200			
			昭和47年	39.3	2DK	15,700			
			昭和47年	42.7	2DK	17,100			
公営	市営 千城台第7団地	中層耐火	昭和47年	41.4	3DK	22,800			
			昭和48年	41.4	3DK	18,500			
公営	市営 北河原坂団地	簡易準耐火二階	昭和44年	42.7	2DK	17,900			
			昭和49年	47.0	3K	33,500			
公営	市営 小中台富士見団地	中層耐火	昭和49年	41.9	3DK	23,800			
			昭和49年	43.6	3DK	24,400			
			昭和49年	43.6	3DK	24,500			
			昭和49年	45.3	3DK	25,500			
			昭和56年	58.0	2LDK	56,900			
			昭和56年	58.0	3DK	55,300			
			昭和59年	65.5	3DK	52,000			
			公営	市営 高浜第2団地	中層耐火	昭和49年	46.5	3DK	31,700
						昭和49年	51.5	3DK	34,400
						昭和50年	47.6	3DK	33,500
昭和50年	51.1	3DK				35,100			
公営	市営 高浜第1団地	中層耐火	昭和49年	47.8	3DK	33,100			
			昭和51年	51.1	3DK	34,600			
			昭和52年	51.1	3DK	34,000			
			昭和54年	54.3	2LDK	51,100			
公営	市営 高浜第1団地	中層耐火	昭和54年	54.3	3DK	50,000			

(単位：円)

住宅区分	団地名	構造	建設年度 (竣工年度)	専有面積 (㎡)	住宅 形式	近傍同種 家賃
公営	市営 高浜第3団地	中層耐火	昭和52年	51.1	3DK	38,200
			昭和52年	56.8	3DK	42,000
			昭和53年	54.3	2LDK	45,200
			昭和53年	54.3	3DK	44,300
			昭和53年	56.8	3DK	45,000
			昭和54年	56.8	3DK	47,100
			昭和54年	57.1	3DK	47,700
公営	市営 古市場第1団地	中層耐火	昭和54年	56.8	3DK	38,300
			昭和54年	64.1	3DK	42,600
公営	市営 高浜第4団地	中層耐火	昭和55年	58.0	2LDK	50,100
			昭和55年	57.1	3DK	48,600
			昭和55年	58.0	3DK	49,200
			昭和55年	64.1	3DK	52,600
公営	市営 古市場第2団地	中層耐火	昭和56年	64.1	3DK	44,600
公営	市営 浜野団地	中層耐火	昭和56年	57.1	3DK	42,300
公営	市営 菅田1丁目団地	中層耐火	昭和58年	57.1	2LDK	39,000
			昭和58年	57.1	3DK	37,900
			昭和58年	65.5	3DK	42,800
			昭和59年	57.1	3DK	43,600
			昭和59年	57.3	3DK	41,100
公営	市営 古市場第3団地	中層耐火	昭和59年	65.7	3DK	46,600
			平成2年	57.3	2LDK	44,000
			平成2年	57.3	3DK	43,100
			平成2年	65.7	3DK	48,700
			昭和59年	57.3	2LDK	41,400
公営	市営 貝塚団地	中層耐火	昭和59年	57.3	3DK	40,600
			昭和59年	65.5	3DK	45,900
			昭和60年	57.3	2LDK	41,100
公営	市営 鎌取団地	中層耐火	昭和60年	57.3	3DK	40,200
			昭和60年	61.2	3LDK	55,200
		高層耐火	昭和60年	64.4	3LDK	57,900
公営	市営 おゆみ野第1団地	中層耐火	昭和61年	57.1	2LDK	44,500
			昭和61年	57.1	3DK	43,700
			昭和61年	65.7	3DK	49,600
			昭和62年	57.3	2LDK	43,300
公営	市営 おゆみ野第2団地	中層耐火	昭和62年	57.3	3DK	42,400
			昭和62年	65.7	3DK	48,000
			昭和63年	57.3	2LDK	42,600
			昭和63年	57.3	3DK	41,700
			昭和63年	65.7	3DK	47,300
公営	市営 桜木町第2団地	中層耐火	平成1年	59.4	2LDK	50,700
			平成1年	59.4	3DK	50,800
			平成1年	59.4	3DK	49,900
			平成1年	62.0	3DK	51,800
			平成1年	62.0	3DK	52,600
公営	市営 菅田2丁目団地	中層耐火	平成3年	59.4	2LDK	56,300
			平成3年	59.4	3DK	56,400
			平成3年	59.4	3DK	55,500
			平成3年	62.0	3DK	57,500
			平成3年	62.0	3DK	58,500
公営	市営 千種町団地	中層耐火	平成6年	63.2	3DK	84,600
			平成6年	66.0	3DK	87,800
公営	市営 菅田2丁目第2団地	中層耐火	平成8年	63.2	2LDK	89,400
			平成8年	63.2	3DK	88,900

4/6

(単位：円)

住宅区分	団地名	構造	建設年度 (竣工年度)	専有面積 (㎡)	住宅 形式	近傍同種 家賃			
公営	市営 西下田団地	中層耐火	平成10年	49.0	2DK	76,400			
			平成10年	58.2	2LDK	90,300			
			平成10年	58.5	2LDK	90,100			
			平成10年	66.6	3LDK	103,400			
			平成11年	49.0	2DK	80,100			
			平成11年	58.2	2LDK	94,700			
			平成11年	58.5	2LDK	94,500			
			平成11年	66.6	2LDK	108,400			
			平成11年	66.6	3LDK	108,400			
			平成12年	49.0	2DK	60,500			
			平成12年	58.2	2LDK	71,600			
			平成12年	58.5	2LDK	71,300			
			平成12年	66.6	3LDK	81,800			
			公営	市営 貝塚第2団地	中層耐火	平成14年	49.0	1LDK	78,900
平成14年	49.1	2DK				79,700			
平成14年	58.3	2DK				89,800			
平成14年	59.1	2DK				90,200			
平成14年	58.3	2LDK				89,800			
平成14年	68.0	2LDK				103,000			
平成14年	68.4	2LDK				102,700			
平成14年	68.0	3LDK				103,300			
平成14年	68.0	3LDK				108,400			
市単	市営 園生町第2団地	簡易準耐火平屋				昭和41年	28.9	1K	18,100
						昭和42年	28.9	1K	18,100
市単	市営 千城台第6団地1.6番	簡易準耐火二階				昭和47年	25.8	1K	13,500
市単	市営 千城台第6団地1.7番	簡易準耐火二階				昭和46年	25.8	1K	12,100
改良	市営 白旗団地	中層耐火				昭和36年	28.3	1K	33,100
			昭和36年	28.3	1K	35,600			
			昭和36年	44.1	2DK	41,600			
			昭和36年	40.8	2DK	39,400			
			昭和37年	28.3	1K	36,400			
			昭和37年	28.3	1K	36,700			
			昭和37年	28.3	1K	37,000			
			昭和37年	40.8	2DK	44,900			
			昭和37年	44.1	2DK	47,100			
			昭和37年	44.1	2DK	47,700			
			昭和37年	40.8	2DK	45,400			
			昭和37年	28.3	1K	33,900			
			昭和37年	44.1	2DK	42,800			
			昭和37年	40.8	2DK	40,500			
			昭和37年	56.6	3DK	50,500			
			昭和37年	28.3	1K	38,500			
			昭和37年	28.3	1K	38,900			
			昭和37年	28.3	1K	39,100			
			昭和37年	40.8	2DK	47,900			
			昭和37年	44.1	2DK	50,500			
			昭和37年	44.1	2DK	51,100			
			昭和37年	40.8	2DK	48,500			
			昭和37年	28.3	1K	42,200			
昭和37年	44.1	2DK	53,500						
昭和37年	40.8	2DK	50,800						
昭和37年	28.3	1K	43,700						
昭和37年	44.1	2DK	68,900						
昭和37年	40.8	2DK	62,400						
昭和37年	28.3	1K	44,000						
昭和37年	44.1	2DK	69,300						
昭和37年	40.8	2DK	62,800						
昭和39年	28.3	1K	41,600						
昭和39年	44.1	2DK	52,400						

5/6

(単位：円)

住宅区分	団地名	構造	建設年度 (竣工年度)	専有面積 (㎡)	住宅 形式	近傍同種 家賃
改良	市営 白旗団地	中層耐火	昭和39年	40.8	2DK	49,800
			昭和39年	56.6	3DK	62,000
			昭和39年	28.3	1K	39,300
			昭和39年	28.3	1K	39,400
			昭和39年	28.3	1K	38,600
			昭和39年	44.1	2DK	50,300
			昭和39年	40.8	2DK	47,800
			昭和39年	56.6	3DK	60,100
			昭和39年	28.3	1K	39,100
			昭和39年	28.3	1K	38,600
			昭和39年	44.1	2DK	50,400
			昭和39年	40.8	2DK	47,900
			昭和39年	28.3	1K	39,300
			昭和39年	28.3	1K	39,400
			昭和39年	28.3	1K	38,600
			昭和39年	28.3	1K	38,300
			昭和39年	28.3	1K	38,800
			昭和39年	44.1	2DK	50,300
			昭和39年	40.8	2DK	47,800
			昭和39年	44.1	2DK	50,500
			昭和39年	40.8	2DK	48,000
			昭和39年	56.6	3DK	59,500
			昭和39年	28.3	1K	43,000
			昭和39年	44.1	2DK	67,700
			昭和39年	40.8	2DK	61,400
			昭和39年	56.6	3DK	86,100
			昭和39年	28.3	1K	38,200
			昭和39年	28.3	1K	38,700
			昭和39年	44.1	2DK	49,800
			昭和39年	40.8	2DK	47,300
			昭和39年	56.6	3DK	58,700
			昭和39年	28.3	1K	43,300
			昭和39年	44.1	2DK	68,200
昭和39年	40.8	2DK	61,800			
昭和39年	56.6	3DK	86,700			
改良	市営 南町団地	中層耐火	昭和37年	28.3	2K	16,000
			昭和37年	28.3	2K	16,800
			昭和38年	28.3	2K	17,400
			昭和39年	28.3	2K	15,300
改良	市営 小中台富士見団地	中層耐火	昭和49年	43.6	3DK	31,300

千葉県告示第1064号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項及び第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定をしたので、同法第69条の規定により告示します。

令和6年12月19日

千葉市長 神谷 俊一

1 自立支援医療機関(育成医療・更生医療)

(1) 指定

薬局

名称	所在地	指定期間
椿森グリーン薬局	千葉県中央区椿森2-18-15	令和7年1月1日から 令和12年12月31日
日本調剤 千葉駅前薬局	千葉県中央区新町1-18 上野ビル1階	令和7年1月1日から 令和12年12月31日

訪問看護

名称	所在地	指定期間
SKYHEART訪問看護ステーション 宮野木	千葉県稲毛区宮野木780-1	令和7年1月1日から 令和12年12月31日

千葉県告示第1065号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により指定納付受託者として指定しましたので、同条第2項の規定により告示します。

令和6年12月19日

千葉市長 神谷 俊一

- 1 指定する相手方  
東京都目黒区下目黒1-8-1  
アマゾンジャパン合同会社  
社長 ジャスパー・チャン
- 2 指定する日  
令和6年12月19日

千葉県告示第1066号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、千葉都市計画生産緑地地区を次のとおり変更しましたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により告示します。

なお、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、その関係図書は千葉市都市局都市部都市計画課において縦覧に供します。

令和6年12月20日

千葉市長 神谷 俊一

- 1 都市計画の種類  
千葉都市計画生産緑地地区
- 2 都市計画を定める土地の区域  
千葉市中央区矢作町、星久喜町、生実町、花見川区幕張本郷三丁目、幕張本郷四丁目、幕張本郷六丁目、幕張本郷七丁目、幕張町三丁目、長作町、作新台二丁目、稲毛区作草部町、若葉区みつわ台四丁目、若松町、緑区おゆみ野中央六丁目、誉田町一丁目、誉田町二丁目、土気町の各一部の区域

千葉県告示第 1068 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関を次のとおり指定したので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示します。

令和 6 年 12 月 23 日

千葉市長 神谷 俊一

あかね薬局 仁戸名店	千葉市中央区仁戸名町 480-120	令和 6 年 11 月 15 日
ウエルシア薬局 千葉小仲台店	千葉市稲毛区小仲台 7-20-7	令和 6 年 12 月 1 日
日本調剤 青葉薬局	千葉県千葉市中央区青葉町 955-23	令和 6 年 12 月 1 日

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
(診療所)		
医療法人社団恒心会 遠藤クリニック	千葉市美浜区高洲 1-15-4	令和 6 年 12 月 1 日
医療法人社団桜誠会 桜並木心療医院	千葉市花見川区花園 1-19-2	令和 6 年 12 月 1 日
医療法人社団 みぞぶち眼科	千葉市若葉区都賀 3-9-1 都賀 M3 ビル 2 階 D 号	令和 6 年 12 月 1 日
医療法人社団親月会 千葉中央外科内科	千葉市稲毛区天台 4-2-17	令和 6 年 12 月 1 日
(歯科)		
かわしまデンタルクリニック	千葉市花見川区幕張町 5-227-7	令和 6 年 12 月 1 日
医療法人社団 星翔会 エースデンタルクリニック	千葉市若葉区都賀 2-10-13 第 5 都賀プラザ 101	令和 6 年 12 月 1 日
スマイル歯科医院	千葉市緑区おゆみ野中央 2-13-20	令和 6 年 12 月 1 日
ふせ歯科クリニック	千葉市稲毛区稲毛町 5-616	令和 6 年 11 月 15 日
(薬局)		
大内薬局	千葉市稲毛区轟町 5-4-18	令和 6 年 11 月 15 日
和光薬局 長沼店	千葉市稲毛区長沼町 134-13	令和 6 年 11 月 15 日

千葉県告示第1069号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和6年12月23日

千葉市長 神谷俊一

名称	所在地	指定年月日
<b>(薬局)</b>		
フクシ蘇我薬局	千葉市中央区南町2-16-5 海気館ビル1階	令和6年11月1日
ウエルシア薬局千葉西都賀店	千葉市若葉区西都賀2-8-19	令和6年12月1日
健栄 つが駅前薬局	千葉市若葉区西都賀3-9-7 若葉ビル1階	令和6年11月1日
いなげかいがん調剤薬局	千葉市美浜区高洲3-14-1 和紅ビル205	令和6年11月1日
いなげかいがん薬局	千葉市美浜区高洲3-14-8 花澤高洲ビル1F	令和6年11月1日
ファルメックス薬局	千葉市美浜区磯辺5-9-1	令和6年11月1日
<b>(訪問看護)</b>		
EMBY メディカルステーション	千葉市稲毛区緑町1-6-16 テレグラフィアみどり台1号棟	令和6年10月1日
SKYHEART 訪問看護ステーション宮野木	千葉市稲毛区宮野木町780-1	令和6年11月1日
若葉の丘訪問看護ステーション	千葉市若葉区小倉町 1763-12	令和6年9月1日

千葉県告示第1071号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定を更新したので、同法第69条の規定により告示します。

令和6年12月23日

千葉市長 神谷俊一

指定自立支援医療機関（精神通院医療）

**【薬局】**

名称	所在地	指定期間
薬局メディクス	千葉市花見川区暮張町 5-417-222	令和7年2月1日から 令和13年1月31日まで
薬局マツモトキヨシ 稲毛海岸駅前店	千葉市美浜区高洲3-24-7	令和7年3月1日から 令和13年2月28日まで
トウカンメディカル朝日薬局	千葉市花見川区朝日ヶ丘 1-10-11	令和7年2月1日から 令和13年1月31日まで
薬局タカサ青葉の森店	千葉市中央区青葉町1273-3	令和7年2月1日から 令和13年1月31日まで
サンメディカルこのは薬局	千葉市花見川区花園町44-54	令和7年3月1日から 令和13年2月28日まで
ヤックスドラッグ士気薬局	千葉市緑区あすみが丘4-19-3	令和7年2月1日から 令和13年1月31日まで

千葉市告示第1072号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示します。

令和6年12月23日

千葉市長 神谷 俊一

指定自立支援医療機関（精神通院医療）

【医療機関】

名称	所在地	指定期間
医療法人社団 邦潤会 わかば検査・健診クリニック	千葉市若葉区都賀2-24-1	令和7年1月1日から 令和12年12月31日まで

【薬局】

名称	所在地	指定期間
ルナ薬局 松ヶ丘店	千葉市中央区松ヶ丘町259-2	令和7年1月1日から 令和12年12月31日まで
ブレナ幕張薬局	千葉市美浜区ひび野2-4 ブレナ幕張2階	令和7年1月1日から 令和12年12月31日まで
日本調剤 千葉駅前薬局	千葉市中央区新町1-18 上野ビル1階	令和7年1月1日から 令和12年12月31日まで

千葉市告示第1073号

千葉市ハーモニープラザ設置管理条例（平成11年千葉市条例第33号）第13条第1項の規定により、指定管理者を指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和6年12月23日

千葉市長 神谷 俊一

- 1 名称  
千葉市ハーモニープラザ
- 2 指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地  
千葉市ハーモニープラザ管理運営共同事業体  
千葉市中央区千葉寺町1208番地2  
社会福祉法人 千葉市社会福祉協議会  
会長 初 芝 勤  
  
千葉市中央区中央2丁目5番1号  
公益財団法人 千葉市文化振興財団  
理事長 宍 倉 和 美
- 3 指定期間  
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

千葉市告示第1074号

千葉市蘇我球技場条例（平成16年千葉市条例第35号）第12条第4項の規定により千葉市蘇我球技場の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第12条第5項の規定により告示します。

千葉市都市公園条例（昭和34年千葉市条例第20号）第32条第4項の規定により有料公園施設等の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第32条第5項の規定により告示します。

令和6年12月23日

千葉市長 神谷 俊一

施設の名称	指定管理者	指定期間
千葉市蘇我スポーツ公園	SSP UNITED  代表者 千葉市美浜区高浜4丁目12番2号 株式会社千葉マリスタジアム 代表取締役社長 竹本 和義  構成員 千葉市中央区川崎町1番地38 ジェフユナイテッド株式会社 代表取締役 島田 亮  構成員 東京都中央区入船3丁目6番3号 日本メックス株式会社 代表取締役 白井 賢  構成員 東京都中野区東中野3丁目20番10号 日本体育施設株式会社 代表取締役社長 越後 幸太郎	令和7年4月1日 から 令和12年3月31日 まで

千葉市告示第1075号

千葉市斎場設置管理条例（平成16年千葉市条例第33号）第12条第4項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第5項の規定により告示します。

令和6年12月23日

千葉市長 神谷 俊一

- 1 名称  
千葉市斎場
- 2 指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地
  - (1) 指定管理者の名称  
富士建設工業株式会社・千葉グローブシップ株式会社共同体
  - (2) 代表者及び主たる事務所の所在地  
富士建設工業株式会社  
代表取締役 鳴海 利彦  
新潟県新潟市北区島見町3307番地16  
  
千葉グローブシップ株式会社  
代表取締役 古賀 慎一郎  
千葉市中央区中央3丁目9番16号
- 3 指定期間  
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

千葉県告示第1076号

千葉県都市公園条例（昭和34年千葉県条例第20号）第32条第4項の規定により有料公園施設等の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第32条第5項の規定により告示します。

令和6年12月23日

千葉県長 神谷 俊一

施設の名称	指定管理者	指定期間
昭和の森	株式会社日比谷アメニス東関東支店 支店長 森下 剛 千葉県稲毛区轟町5丁目7番32号	令和7年4月1日 から 令和12年3月31日 まで

千葉県告示第1079号

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第9条の規定により、行旅死亡人を次の通り告示します。

なお、心当たりのある方は、千葉県花見川保健福祉センター社会援護課保護第4班まで申し出てください。

令和6年12月25日

千葉県長 神谷 俊一

1. 本籍・住所 不詳
2. 氏 名 不詳
3. 性 別 男性
4. 特 徴 60歳程度、身長約170センチメートル、体格中肉  
上衣 灰色長袖シャツ  
下衣 白色紙おむつパンツ
5. 死亡年月日 不詳（令和6年8月中旬頃）
6. 発見日時 令和6年8月25日午後5時47分頃
7. 死亡場所 千葉県花見川区幕張本郷2丁目の一室
8. 死亡原因 不詳（病死）

千葉市告示第1080号

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第9条の規定により、行旅死亡人を次の通り告示します。

なお、心当たりのある方は、千葉市花見川保健福祉センター社会援護課保護第4班まで申し出てください。

令和6年12月25日

千葉市長 神谷 俊一

1. 本籍・住所 不詳
2. 氏 名 不詳
3. 性 別 不詳
4. 特 徴 白骨遺体
5. 死亡年月日 不詳
6. 発見日時 令和6年4月2日午後4時頃
7. 死亡場所 千葉市花見川区横戸町1242番地付近花見川河川敷
8. 死亡原因 不詳

千葉市告示第1081号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2及び同法第231条の2の3第1項の規定により、千葉市営住宅退去者滞納家賃等収納（集金代行）に関する業務を委託したので、同法第231条の2の3第2項の規定により告示します。

令和6年12月25日

千葉市長 神谷 俊一

- 1 受託者の所在地及び名称  
東京都中央区日本橋3丁目9-1 日本橋三丁目スクエア12階  
弁護士法人ライズ綜合法律事務所  
代表社員 田中 泰雄
- 2 委託する事務の種類  
千葉市営住宅退去者滞納家賃等収納（集金代行）に関する業務
- 3 委託する期間  
令和6年12月17日から令和7年3月31日まで

千葉県告示第1082号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和6年12月26日

千葉市長 神谷 俊一

指定介護機関名称 (変更後)	指定介護機関所在地 (変更後)	開設者名称 (変更後)	開設者所在地 (変更後)	変更年月日
医療法人社団明生会 昭和の森クリニック	千葉市緑区あすみが 丘東3-14-3	医療法人社団明生会	千葉県東金市堀上 字閻之上73-1	令和6年10月31日
医療法人社団明生会 東葉クリニック昭和 の森	変更なし	変更なし	変更なし	

指定介護機関名称 (変更後)	指定介護機関所在地 (変更後)	開設者名称 (変更後)	開設者所在地 (変更後)	介護保険事業所番号 (変更後)
憩ヘルパーステーション	千葉市中央区生実町 1292	株式会社ジャストケ ア	千葉市中央区生実町 1292	1270101171
変更なし	千葉市若葉区大宮台 3-18-15	変更なし	千葉市若葉区大宮台 3-18-15	1270404427
				変更年月日
				令和6年11月1日

指定介護機関名称 (変更後)	指定介護機関所在地 (変更後)	開設者名称 (変更後)	開設者所在地 (変更後)	変更年月日
ゴールデンケア稲毛 ネクスト	千葉市稲毛区稲毛東 3-6-18 須藤第五マ ンション202	株式会社ゴールデン フィールズ	千葉市稲毛区稲毛東 3-6-18 須藤第五マン ション201	令和6年10月7日
変更なし	千葉市稲毛区小仲台 3-2-9 グラシア小 仲台1階	変更なし	変更なし	

千葉県告示第1083号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から、指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示します。

令和6年12月26日

千葉市長 神谷 俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類
訪問介護事業所翔-kakeri 千葉県千葉市若葉区貝塚 町1310-12	合同会社 翔-kakeri 千葉県千葉市中央区星久 喜町1148-21 代表社員 河野 翔	令和6年9月20日	1210104335	居宅介護、同 行援護

千葉県告示第1084号

道路の区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、令和6年12月26日から2週間一般の縦覧に供します。

令和6年12月26日

千葉市長 神谷俊一

道路の種類、路線名及び道路の区域

路線名	変更の 前後別	変更の区間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
市道 武石町98号線	前	花見川区武石町1丁目1136番1から 花見川区武石町1丁目1131番19まで	5.00 ～ 5.00	7.5
	後	花見川区武石町1丁目1131番8から 花見川区武石町1丁目1139番5まで	5.00 ～ 5.00	29.9

千葉県告示第1085号

道路の供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、令和6年12月26日から2週間一般の縦覧に供します。

令和6年12月26日

千葉市長 神谷俊一

路線名	供用開始区間	供用開始期日
市道 武石町98号線	花見川区武石町1丁目1131番8から 花見川区武石町1丁目1139番5まで	令和6年12月26日

千葉県告示第1086号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、児童福祉法第21条の5の25第1号の規定により告示します。

令和6年12月26日

千葉市長 神谷 俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
放課後等デイサービス Hearty キッズ検見川教室 千葉県花見川区畑町432-1	株式会社慶応ゼミナール 千葉県船橋市前原東一丁目12番8号 代表取締役 小和瀬 幸男	令和7年1月1日	1250102975	放課後等デイサービス

千葉県告示第1089号

地方自治法（昭和22年4月17日法第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和6年12月27日

千葉市長 神谷 俊一

- 指定納付受託者の名称、所在地、代表者氏名  
所在地 千葉県千葉市中央区千葉港1番2号  
商号又は名称 株式会社 千葉銀行  
代表者職氏名 代表取締役 米本 努
- 指定納付受託者に納入させる歳入  
医療政策課における休日救急診療所に係る診療費及び文書料等の徴収  
都市計画課における証明等手数料  
都市安全課における証明等手数料  
住宅政策課における証明等手数料  
住宅整備課における証明等手数料  
宅地課における申請及び証明等手数料  
建設指導課における申請及び証明等手数料  
建築情報相談課における申請及び証明等手数料
- 指定納付受託者に指定する期間  
令和7年1月1日から令和7年3月31日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定により、次の事業所を指定障害福祉サービス事業所として指定したので、同法第51条第1項の規定により告示します。

令和6年12月27日

千葉市長 神谷 俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定の種類	定員
NATURE 千葉市稲毛区稲毛台町13-1	株式会社NATURE 東京都中央区銀座一丁目2番11号 銀座大竹ビル2階2階 吉田 宏貴	令和7年1月1日	I220101131	共同生活援助	4
ドットワーク千城台（就労継続支援B型） 千葉市若葉区千城台西1-37-8 スマプラビル2階	株式会社ブリッジ 千葉市美浜区中瀬2-6-1 垣本 祐作	令和7年1月1日	1210106892	就労継続支援B型	20

千葉市公告第955号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年12月16日

千葉市長 神谷 俊一

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達物品名及び数量

消火器（ABC粉末蓄圧式10型・リサイクルシール含む） 予定数量 681本

(2) 調達物品の概要

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 納入期限

令和7年3月21日

(4) 納入場所

中央区・若葉区・緑区内小・中・特別支援学校（登戸小学校他全60校）

2 競争参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和6・7年度千葉市物品入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。
  - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者
  - イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
  - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの
  - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの
  - オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者
  - カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
  - キ 千葉市内に本店又は営業所を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの
  - ク 千葉市内に本店又は営業所を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの
- (3) 公告日から遡って5年の間に、消防・防災用品を納入した実績を有する者であること。

3 契約事務担当課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1

千葉市教育委員会事務局教育総務部教育総務課学校財務支援班

電話 043-245-5905

電子メール somu.EDG@city.chiba.lg.jp

#### 4 入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 申請書等の配布 千葉市「入札情報等」のポータルページの「発注情報一覧」内の「物品」のリンク  
(<https://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsu-joho/anken/buppin/index.html>)

当事業の箇所からダウンロードすること。

- (2) 提出場所等 公告の日から令和7年1月10日(金)までに前記3の契約事務担当課に持参又は郵送により提出すること(日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時から午後5時まで)。

#### 5 入札説明書等の交付

前記4(1)同様、千葉市「入札情報等」のポータルページの「発注情報一覧」内の「物品」のリンク

(<https://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsu-joho/anken/buppin/index.html>) 当事業の箇所からダウンロードすること。

#### 6 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時 令和7年1月24日(金)午前10時00分(郵送の場合は、令和7年1月23日(木)午後5時00分までに前記3の契約事務担当課へ書留郵便にて必着のこと。)
- (2) 入札及び開札の場所 千葉市役所高層棟10階 入札室
- (3) 入札方法 入札金額は、本件にかかる一切の諸経費を含め見積もること。
- (4) 入札保証金 要。ただし、千葉市契約規則(昭和40年千葉市規則第3号)第8条に該当する場合は、免除とする。
- (5) 落札者の決定方法 千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。
- (6) 無効となる入札 千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

#### 7 その他

- (1) 契約保証金 要。ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 契約条項等については、千葉市教育委員会事務局教育総務部教育総務課で閲覧できる。
- (5) 詳細は、入札説明書による。

#### 千葉市公告第956号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年12月16日

千葉市長 神谷 俊一

#### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達物品名及び数量  
消火器(ABC粉末蓄圧式10型・リサイクルシール含む) 予定数量 615本
- (2) 調達物品の概要  
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 納入期限  
令和7年3月21日
- (4) 納入場所  
花見川区・稲毛区・美浜区内小・中・特別支援学校(花園小学校他全57校)

#### 2 競争参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和6・7年度千葉市物品入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。
- ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者
- イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
- ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの
- エ 民事再生法(平成11年法律第225号)の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの
- オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領(昭和60年8月1日施行)に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者
- カ 千葉市内において、都市計画法(昭和43年法律第100号)に違反している者
- キ 千葉市内に本店又は営業所を有する者にあつては、千葉市税(延滞金を含む)を完納していないもの
- ク 千葉市内に本店又は営業所を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの
- (3) 公告日から選って5年の間に、消防・防災用品を納入した実績を有する者であること。

#### 3 契約事務担当課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1

千葉市教育委員会事務局教育総務部教育総務課学校財務支援班

電話 043-245-5905

電子メール somu.EDC@city.chiba.lg.jp

4 入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 申請書等の配布 千葉市「入札情報等」のポータルページの「発注情報一覧」内の「物品」のリンク

(<https://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujoho/anken/buppin/index.html>)

当事業の箇所からダウンロードすること。

- (2) 提出場所等 公告の日から令和7年1月10日（金）までに前記3の契約事務担当課に持参又は郵送により提出すること（日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時から午後5時まで）。

5 入札説明書等の交付

前記4（1）同様、千葉市「入札情報等」のポータルページの「発注情報一覧」内の「物品」のリンク

(<https://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujoho/anken/buppin/index.html>) 当事業の箇所からダウンロードすること。

6 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時 令和7年1月24日（金）午前10時00分（郵送の場合は、令和7年1月23日（木）午後5時00分までに前記3の契約事務担当課へ書留郵便にて必着のこと。）

(2) 入札及び開札の場所 千葉市役所高層棟10階 入札室

(3) 入札方法 入札金額は、本件にかかる一切の諸経費を含め見積もること。

(4) 入札保証金 要。ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条に該当する場合は、免除とする。

(5) 落札者の決定方法 千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

(6) 無効となる入札 千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

7 その他

(1) 契約保証金 要。ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等については、千葉市教育委員会事務局教育総務部教育総務課で閲覧できる。

(5) 詳細は、入札説明書による。

千葉市公告第958号

道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により次のとおり公告します。

その関係図面は、千葉市都市局建築部建築指導課において縦覧に供します。

令和6年12月17日

千葉市長 神谷俊一

- 1 指定年月日及び番号 令和6年12月17日 第R5-30号
- 2 指定道路の種類 第42条第1項第5号の規定による道路
- 3 申請者氏名 ポラスガーデンヒルズ株式会社  
代表取締役 石井 克利
- 4 道路の敷地となる土地の地名地番 稲毛区黒砂四丁目70番1、71番2、71番7、71番25、71番26、71番29の各一部、71番27、71番28

5 道路の概要

幅員	延長	すみ切りの長さ	側溝の幅	自動車転回広場
4.50m	40.53m	4.00m×2.50m	U-0.25m	81.95㎡

千葉市公告第959号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年12月19日

千葉市長 神谷 俊一

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託名

投票所入場整理券作成業務委託（千葉県知事選挙・千葉市長選挙）

(2) 委託場所

千葉市選挙管理委員会事務局が指定する場所

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和7年2月19日まで

2 競争参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和6・7年度千葉市委託入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。
  - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者
  - イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
  - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの
  - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの
  - オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者
  - カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
  - キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの
  - ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの
- (3) 本委託の履行場所（工場等）が千葉市役所から直線距離60km以内の場所であること
- (4) 情報セキュリティ関連の認証（ISMS、ISO/IEC27001、JISQ27001等）を取得していること。
- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークを取得していること。

(7) 公告日から遡って5年の間に、同様の業務（概ね200,000件以上の封入封緘処理を含む通知書作成や納入書作成など）を履行した実績を有すること。

3 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号千葉市役所本庁舎高層棟10階

千葉市選挙管理委員会事務局管理班

電話 043-245-5867

4 入札参加資格確認申請書等の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加の申込みをしなければならない。

- (1) 申請書等の配布 千葉市「入札情報等」ポータルページ（<http://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsu-joho/index.html>）の「発注情報一覧」内の「業務委託」のリンクからダウンロードすること。
- (2) 提出場所等 公告の日から令和6年12月25日（水）までに前記3の契約事務担当課に持参または郵送により提出すること（日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時00分から午後5時00分まで）。

5 入札説明書の交付

前記4（1）と同様、千葉市「入札情報等」ポータルページ（<http://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsu-joho/index.html>）の「発注情報一覧」内の「業務委託」のリンクからダウンロードすること。

6 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時 令和6年1月7日（火）午前10時00分（郵送の場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く前日午後5時00分までに前記3の契約事務担当課へ書留郵便にて必着のこと。）
- (2) 入札及び開札の場所 千葉市役所本庁舎 高層棟10階 教育委員会入札室
- (3) 入札方法 総価で行う。
- (4) 入札保証金 要（ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条第1項の規定に該当する場合は、免除とする。なお、同条第2項の規定に該当する場合は、当該入札保証金の納付の免除に係る部分に相当する額を違約金として徴収するものとする。）
- (5) 落札者の決定方法 千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。なお、入札金額が最低制限価格に満たない場合は、失格とする。
- (6) 無効となる入札 千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

7 その他

- (1) 契約保証金 要（ただし、千葉市契約規則第29条の規定に該当する場合は、免除とする。）
- (2) 契約書作成の要否 要

- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 契約条項等については、千葉市選挙管理委員会事務局で閲覧できる。
- (5) 詳細は、入札説明書による。

千葉市公告第960号

令和6年11月18日付け千葉市公告第894号により公告した総合評価落札方式制限付一般競争入札（電子入札）の、「下水道実施設計業務委託（弁天雨水6-1）」は有効な技術提案等がないことにより、入札を中止したため公告します。

令和6年12月19日

千葉市長 神谷 俊一

千葉市公告第961号

開発行為に関する工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和6年12月19日

千葉市長 神谷 俊一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
緑区大木戸町1405番3の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
神奈川県横浜市中区桜木町一丁目1番地8 日石横浜ビル10階  
株式会社AMATUHI 代表取締役 吉田 竜真

千葉市公告第962号

千葉市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規則（昭和54年千葉市規則第5号）第6条第1項の規定により千葉市下水道指定排水設備工事業者を次のとおり指定したので、同規則第19条第1号の規定により公告します。

令和6年12月20日

千葉市長 神谷 俊一

- 1 指定有効期限  
令和6年12月20日から令和11年3月31日
- 2 千葉市下水道指定排水設備工事業者

事業所名	所在地	代表者名
対馬設計	八千代市八千代台東4丁目6番1号	対馬 さよ子
リック株式会社 設備千葉営業所	千葉市美浜区新港139番地の2	早崎 洋平

千葉市公告第963号

開発行為に関する工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和6年12月20日

千葉市長 神谷 俊一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
若葉区中野町269番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
千葉県富里市十倉310番地164  
セレブリテA-203  
高橋 寛己

千葉市公告第964号

総合評価落札方式制限付一般競争入札（電子入札）について次のとおり公告します。

令和6年12月23日

千葉市長 神谷 俊一

1 総合評価落札方式制限付一般競争入札（電子入札）に付する事項

(1) 施工方式

特定建設工事共同企業体による共同施工方式

(2) 工事名称

下水道排水施設工事（千城台南雨水5-1）

(3) 工事場所

千葉市若葉区千城台南4丁目地内外1

(4) 工期

330日間

(5) 業種

土木一式

(6) 工事概要

工事延長 L=40.0m 管渠延長 L=80.0m

護岸工

コンクリートブロック工 A=151㎡

コンクリートブロック張工 A=959㎡

管推進工（内径1800mm ヒューム管）

路線延長 L=36.4m 管渠延長 L=36.4m

管布設工（内径1800mm ヒューム管）

路線延長 L=43.6m 管渠延長 L=43.6m

(7) 予定価格

落札決定後に公表

(8) 調査基準価格

落札決定後に公表

2 入札参加資格

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、特定建設工事共同企業体（特定の建設工事の施工を目的として結成され当該工事の完了、引渡しにより解散する共同企業体をいう。以下「共同企業体」という。）として次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 共同企業体に関する事項

- ア 共同企業体の構成員数は、2者とする。
- イ 結成方法は、自主結成とする。
- ウ 現場代理人は本工事に常駐とする。
- エ 共同企業体の構成員の組合せは、代表構成員の資格要件を満たす者と、その他の構成員の資格要件を満たす者との組合せとする。ただし、本工事に他の共同企業体の構成員を兼ねることはできない。
- オ 代表構成員の出資比率は、構成員の出資比率のうち最大のものでなければならない。
- カ 構成員の出資比率のうち、最小の出資比率は、30パーセント以上でなければならない。

(2) 共同企業体のすべての構成員に関する事項

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないもので、次のいずれにも該当しないもの
  - (ア) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
  - (イ) 本工事の開札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
  - (ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの
  - (エ) 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの
  - (オ) 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
  - (カ) 千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加申請期限の日から開札日までの間に受けている者
  - (キ) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者
  - (ク) 社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金）への加入義務がある者にあつては、社会保険等に未加入のもの
- イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合にあつては、組合の定款又は規約に共同受注の定めがある者
- ウ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に定める許可及び同法第27条の23第1項に定める経営事項審査（審査基準日から1年7か月以内のものに限る。）を土木一式工事で受けている者で、令和6・7年度千葉市建設工事入札参加資格者名簿において、土木一式工事の等級Aに格付されている者
- エ 主任技術者（国家資格を有する者に限る）又は監理技術者を本工事に専任で配置できる者

- オ 千葉市内に本店を有する者
- カ 過去15年間に工事が完成し引渡しの済んだ、河川改修工、護岸工又は水路工（水路におけるボックスカルバートによる土木工事。ただし、管渠工事及び道路側溝等の路面排水施設は除く）を元請けとして施工した実績を有する者

(3) 共同企業体の代表構成員に関する事項

- ア ちば電子調達システムの電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により参加できる者
- イ 建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査において、有効期限内で最新の総合評定値（P）が、土木一式900点以上の者

3 契約事務担当課

〒260-8722  
千葉市中央区千葉港1番1号  
千葉市財政局資産経営部契約課  
電話 043-245-5088

4 入札参加手続

入札への参加を希望する者は、申請期間内に、共同企業体を結成し、代表構成員が前記3へ電子入札システムにより提出資料を提出し、入札参加申請を行わなければならない。なお、提出資料の返却はしない。

ただし、やむを得ない理由により、電子入札システムを利用できない者は、前記3へ問い合わせること。紙入札が認められた場合は、郵送又は持参により、紙入札方式参加申請書（千葉市電子入札運用基準（平成18年9月11日施行）様式第1号）、一般競争入札参加資格確認申請書（紙申請用）（千葉市一般競争入札実施要領（平成7年4月1日施行）様式第1-2号）及び特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（千葉市特定建設工事共同企業体取扱要綱（昭和63年4月1日施行）様式第1号）を、次の提出資料とあわせて提出すること。

(1) 入札参加申請期間

令和6年12月23日（月）の午後1時から令和7年1月9日（木）の午後5時まで

(2) 提出資料

- ア 建設共同企業体協定書（千葉市特定建設工事共同企業体取扱要綱（昭和63年4月1日施行）様式第2号）
- イ 前記2の入札参加資格で求めている工事を施工した実績を確認できる書類（構成員ごとに書類を作成すること。）
- ウ 現場代理人及び主任（監理）技術者届出書（千葉市一般競争入札実施要領様式第2-1号）（構成員ごとに書類を作成すること。）

現場代理人及び主任（監理）技術者届出書の提出時に主任（監理）技術者を1人に特定できない場合には、複数の主任（監理）技術者（2名まで）を配置予定技術者として届出することができるものとする。（共同企業体の場合は構成員毎に2名まで）その場合、優先順位を記載したうえで、現場代理人及び主任（監理）技術者届出書を作成すること。

なお、技術提案等に提出した配置予定技術者と現場代理人及び主任（監理）技術者届出書の主任（監理）技術者が合致しないときは、当該入札を無効とする。

### (3) 入札前の入札参加資格確認

入札参加資格確認の結果は、令和7年1月21日（火）の午前9時から正午までに、電子入札システムの競争参加資格確認申請書受信確認通知、又は一般競争入札参加資格確認結果通知書（千葉市一般競争入札実施要領様式第4-1号）により通知する。

ただし、現場代理人の常駐及び主任（監理）技術者の専任配置にかかる要件は、開札日に満たすものとする。

## 5 設計図書等の交付及び質問回答

### (1) 設計図書等の交付

千葉市「入札情報等」（<https://www.city.chiba.jp/business/hatchu/nyusatsujoho/index.html>）の「配布資料（設計図書、質問回答書等）」内の「建設工事」のリンクからダウンロードすること。

#### ア 交付期間

令和6年12月23日（月）の午後1時から令和7年1月9日（木）の午後5時まで

#### イ 工事担当課

千葉市建設局下水道施設部雨水対策課

電 話 043-245-5422

ファクシミリ 043-245-5594

メールアドレス usuitaisaku.COF@city.chiba.lg.jp

### (2) 質問回答

質問回答の方法及び質問回答期限については、設計図書等に記載する。

## 6 総合評価に関する事項

### (1) 総合評価落札方式

総合的なコスト削減、性能・機能、社会的要請等の提案、施工計画、施工能力及び社会性・信頼性（以下「技術提案等」という。）並びに入札価格の各条件をもって参加した入札参加者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、提示した技術提案等が本公告及び実施要領書において定める要件をすべて満たし、かつ、評価値の最も高い者を落札者とする。

る。

### (2) 型 式

特別簡易型

### (3) 総合評価落札方式の評価方法及び落札決定基準

評価方法及び落札決定基準は千葉市総合評価落札方式ガイドライン（令和6年4月1日）及び実施要領書に定める。

### (4) 実施要領書等

前記5（1）により交付する。

### (5) 基礎点制度申請及び技術提案等の提出

ア 基礎点制度申請及び技術提案等に関する資料の作成方法及び提出方法

千葉市総合評価落札方式運用支援システム（以下「総合評価システム」という。）により作成、提出する。

#### イ 総合評価システム

総合評価システムへのログイン

[https://www.city.chiba.jp/kensetsu/doboku/gijutsukanri/shyoka\\_system.html](https://www.city.chiba.jp/kensetsu/doboku/gijutsukanri/shyoka_system.html)

総合評価システムを利用するためには、初回のみ、企業及び技術者についての利用登録が必要である。

[https://www.city.chiba.jp/kensetsu/doboku/gijutsukanri/r2\\_shyokasystem\\_riyotoroku.html](https://www.city.chiba.jp/kensetsu/doboku/gijutsukanri/r2_shyokasystem_riyotoroku.html)

#### ウ 総合評価システムに関する問い合わせ

千葉市建設局土木部技術管理課

電 話 043-245-5367

ファクシミリ 043-245-5573

メールアドレス shyoka-gijutsukanri@city.chiba.lg.jp

#### エ 基礎点制度申請に関する資料の提出期間

令和6年12月23日（月）の午後1時から令和7年1月10日（金）の午後5時まで

#### オ 技術提案等に関する資料の提出期間

令和6年12月23日（月）の午後1時から令和7年2月12日（水）の午後5時まで

なお「企業」、「技術者」の基礎点制度申請及び技術提案書のいずれか一つでも期限までに提出がなかった場合は欠格とする。やむを得ない事情で、総合評価システムによる提出ができない場合は、前記6（5）ウの技術管理課へ確認すること。

## 7 入札及び開札

### (1) 入札期間

令和7年1月21日（火）の午後1時から令和7年2月12日（水）の午後5時まで（電子入札システムの運用時間内に限る。）

(2) 入札方法

積算内訳書を添付し、前記3へ電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札が認められた場合は、入札書（千葉市電子入札運用基準（平成18年9月11日施行）様式第2号-1）、積算内訳書を、商号又は名称及び工事名を記載した封筒に封かんした上で、書留郵便による郵送又は持参により提出すること。

(3) 辞退

入札参加者は、入札書を提出する前の入札期間中であれば、入札を辞退することができる。この際、辞退届を前記3へ電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札が認められた場合は、辞退届（千葉市電子入札運用基準様式第3号-1）を、商号又は名称及び工事名を記載した封筒に封かんした上で、書留郵便による郵送又は持参により提出すること。

(4) 入札保証金 免除（ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条第2項の規定に該当する場合は、当該入札保証金の納付の免除に係る部分に相当する額を違約金として徴収するものとする。）

(5) 無効又は失格となる入札

次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。

ア 電子入札約款（平成24年4月13日施行）第7条各号に該当する入札は、無効とする。

イ 電子入札約款第8条各号に該当する入札は、失格とする。

(6) 開札日時

令和7年2月26日（水）中の午前9時15分以降に、公告の番号順に行う。

(7) 開札場所

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市財政局資産経営部契約課入札室  
（電子入札システムを利用して開札を行うため、原則立会いは不可とする。）

8 落札者の決定

(1) 落札者の決定方法

ア 開札後、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札参加者のうち、前記6に従い、定められた評価値の最も高い者を落札者とする。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

イ 本公告に記載の工事は、千葉市建設工事低入札価格取扱要領（平成8年1月1日施行）に基づく、低入札価格調査対象工事（価格失格基準を含む。）とする。前項にかかわらず、

評価値の最も高い者が調査基準価格を下回っている場合は、同要領の定めに基づき、評価値の高い順に、低入札価格調査を行い、落札者を決定する。

なお、低入札価格調査を行うべき者のうち、同評価値の者が2者以上あるときは、くじにより低入札価格調査の順位を決定する。

また、低入札価格調査の結果、対象者の全てが落札者とならなかった場合は、それらの者を除いて、評価値の最も高い者を落札者と決定する。

(2) 落札決定通知

落札者を決定後、速やかに、電子入札システムの落札者決定通知書により、入札参加者全てに通知する。

9 再度入札

開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を行う。

(1) 再度入札の回数は、2回を限度とする。

(2) 再度入札には、前回の入札において入札が無効、失格又は未入札となった者は参加できないものとする。

(3) 低入札価格調査の対象となった入札においては、調査した結果、調査対象者を落札者とならない場合であって、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは再度入札を行う。当該調査が価格失格基準を下回る入札のみの場合も、同様とする。

(4) 再度入札の通知は、前回の入札において有効な入札をした者に対し、電子入札システムの「再入札通知書」及び「再入札通知書到着のお知らせ」を電子メールにより通知する。

(5) 再度入札の期間及び開札の日は、再入札通知書に記載する。

(6) 開札場所は、前記7（7）と同様とする。

(7) 再度入札の方法は、積算内訳書を添付し、前記3へ電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札が認められた場合は、入札書、積算内訳書を、商号又は名称及び工事名を記載した封筒に封かんした上で、書留郵便による郵送又は持参により提出すること。なお、再度入札を辞退するときは、前記7（3）によるものとする。

10 契約条件等

(1) 契約保証金 要（ただし、千葉市契約規則第29条第1号又は第2号に該当する場合は、免除とする。）

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 支払条件

前払金 有

中間前払金 有（ただし、中間前払金を選択した場合に限る。）

部分払 1回(ただし、部分払を選択した場合に限る。)

竣工払

- (4) 契約手続中に不正行為等があった場合は、契約手続を中止することがある。
- (5) 契約条項については、前記3又は千葉市「財政局 資産経営部 契約課」(<https://www.city.chiba.jp/zaiseikyoku/shisan/keiyaku/index.html>)の「工事・測量等に関する手引き・様式」で閲覧できる。
- (6) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (7) 低入札価格調査対象者を落札者として決定し、契約を締結する場合は、千葉市建設工事低入札価格取扱要領第10条に定める要件のもとに契約を締結するものとする。

1.1 その他

- (1) 入札への参加を希望する者が1者であっても、原則として入札を執行する。
- (2) 入札参加者の評価結果については、落札者の決定後に公表する。
- (3) 電子入札システムの運用時間は、午前8時00分から午前0時00分とする。
- (4) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。詳細は、特記仕様書を参照。
- (5) 積算にあたり、現場確認を希望する場合は、あらかじめ前記5(1)イの工事担当課に問い合わせること。

千葉市公告第965号

都市緑地法(令和6年法律第40号)第47条第1項の規定により、次のとおり緑地協定を認可したので、同条第2項の規定により公告します。

その関係図書は、千葉市都市局公園緑地部緑政課において、一般の縦覧に供します。

令和6年12月23日

千葉市長 神谷俊一

- |           |  |
|-----------|--|
| 1 認可申請者   | 千葉市中央区蘇我五丁目30番9号<br>フォレストージ蘇我自治会<br>会長 霜崎 由憲 |
| 2 協定名称    | フォレストージ蘇我緑地協定                                |
| 3 協定区域    | 千葉市中央区蘇我五丁目30番9号他                            |
| 4 協定区域隣接地 | あり   |
| 5 認可日     | 令和6年12月21日                                   |
| 6 縦覧の場所   | 千葉市都市局公園緑地部緑政課                               |

千葉市公告第966号

開発行為に関する工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和6年12月24日

千葉市長 神谷 俊一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
中央区弁天三丁目420番1の一部、420番3、同番8
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号  
大和ハウス工業株式会社 東京本店  
常務執行役員本店長 片岡 幸和

千葉県市川市八幡三丁目3番1号  
京成電鉄株式会社  
代表取締役 小林 敏也

千葉市公告第967号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第2項の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により令和6年度第10次農用地利用集積計画を定めたので、改正前の同法第19条の規定により公告します。

なお、その関係書類は令和6年12月27日から令和7年1月14日まで経済農政局農政部農地活用推進課において、縦覧に供します。

令和6年12月27日

千葉市長 神谷 俊一

別表第1  
水道局企業職給料表

千葉市水道局の職員の給与に関する規程及び千葉市水道局の会計年度  
任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年12月23日

千葉市長 神谷 俊一

千葉市水道局規程第3号

千葉市水道局の職員の給与に関する規程及び千葉市水道局の会計  
年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

(千葉市水道局の職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 千葉市水道局の職員の給与に関する規程(昭和50年千葉市水  
道局規程第10号)の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	177,400	205,200	240,200	268,300	297,100	334,400	382,900	451,600
	2	177,900	206,900	241,400	269,500	298,900	336,800	386,300	454,500
	3	178,400	208,600	242,600	270,700	300,700	339,200	389,700	457,400
	4	178,900	210,300	243,800	271,900	302,500	341,600	393,100	460,300
	5	179,400	211,700	244,700	273,000	304,300	343,800	396,200	463,200
	6	180,200	213,400	245,600	274,500	306,500	346,100	399,400	466,100
	7	181,000	215,100	246,500	276,000	308,700	348,400	402,600	469,000
	8	181,800	216,800	247,400	277,500	310,900	350,700	405,800	471,900
	9	182,400	218,300	248,300	278,700	312,900	352,900	409,000	474,700
	10	183,100	219,500	249,500	280,500	315,200	355,300	412,200	477,300
	11	183,800	220,700	250,700	282,300	317,500	357,700	415,400	479,900
	12	184,500	221,900	251,900	284,100	319,800	360,100	418,600	482,500
	13	185,200	222,800	253,100	285,700	321,900	362,500	421,700	485,000
	14	186,300	223,700	254,300	287,500	324,200	364,900	424,800	486,900
	15	187,400	224,600	255,500	289,300	326,500	367,300	427,900	488,800
	16	188,500	225,500	256,700	291,100	328,800	369,700	431,000	490,700
	17	189,300	226,200	257,900	292,800	331,000	371,800	433,900	492,500
	18	190,500	227,000	259,000	294,800	333,200	374,200	436,900	493,800
	19	191,700	227,800	260,100	296,800	335,400	376,600	439,900	495,100
	20	192,900	228,600	261,200	298,800	337,600	379,000	442,900	496,400
	21	194,000	229,100	262,300	300,700	339,500	381,100	445,600	497,600
	22	195,100	229,800	263,700	302,800	341,600	383,400	448,200	498,400
	23	196,200	230,500	265,100	304,900	343,700	385,700	450,800	499,200
	24	197,300	231,200	266,500	307,000	345,800	388,000	453,400	500,000
	25	198,100	231,800	267,800	308,900	347,700	390,200	456,000	500,700
	26	200,100	232,700	269,200	311,000	350,000	392,400	458,500	501,600
	27	202,100	233,600	270,600	313,100	352,300	394,600	461,000	502,500
	28	204,100	234,500	272,000	315,200	354,600	396,800	463,500	503,400
	29	206,000	235,500	273,400	317,200	356,900	398,700	465,800	504,100
	30	207,300	236,200	274,900	319,300	359,300	400,700	468,200	505,100
	31	208,600	237,100	276,400	321,400	361,700	402,700	470,600	506,100
	32	209,900	238,000	277,900	323,500	364,100	404,700	473,000	507,100
	33	211,200	238,800	279,400	325,500	366,400	406,500	475,100	508,000
	34	212,400	239,700	281,000	327,700	368,800	408,300	476,800	508,900
	35	213,600	240,600	282,600	329,900	371,200	410,100	478,500	509,800
	36	214,800	241,500	284,200	332,100	373,600	411,900	480,200	510,700
	37	215,800	242,200	285,600	334,300	375,500	413,500	481,800	511,400
	38	216,500	243,300	287,200	336,400	377,500	414,800	483,500	511,900
	39	217,200	244,400	288,800	338,500	379,300	416,100	485,200	512,400
	40	217,900	245,500	290,400	340,600	381,100	417,400	486,900	512,900
	41	218,300	246,600	292,000	342,700	382,700	418,500	488,300	513,200
	42	218,900	247,700	293,900	344,600	384,300	419,600	489,300	513,700
	43	219,500	248,800	295,800	346,500	385,900	420,700	490,300	514,200
	44	220,100	249,900	297,700	348,400	387,500	421,800	491,300	514,700
	45	220,600	250,700	299,300	350,100	389,100	422,900	492,000	515,100
	46	221,200	252,000	301,100	352,000	390,600	423,800	493,000	515,700
	47	221,800	253,300	302,900	353,900	392,100	424,700	494,000	516,300
	48	222,400	254,600	304,700	355,800	393,600	425,600	495,000	516,900

	49	222,800	255,800	306,400	357,400	394,900	426,500	495,800	517,300
	50	223,400	257,000	308,300	359,000	396,200	427,100	496,800	517,900
	51	224,000	258,200	310,200	360,600	397,500	427,700	497,800	518,500
	52	224,600	259,400	312,100	362,200	398,800	428,300	498,800	519,100
	53	225,100	260,500	313,800	363,700	399,900	428,900	499,500	519,500
	54	225,800	261,900	315,600	365,400	400,900	429,600	500,100	520,100
	55	226,500	263,300	317,400	367,100	401,900	430,300	500,700	520,700
	56	227,200	264,700	319,200	368,800	402,900	431,000	501,300	521,300
	57	227,600	265,800	320,900	370,500	403,600	431,400	501,600	521,700
	58	228,300	267,000	322,700	372,100	404,400	432,000	502,200	522,300
	59	229,000	268,200	324,500	373,700	405,200	432,600	502,800	522,900
	60	229,700	269,400	326,300	375,300	406,000	433,200	503,400	523,500
	61	230,400	270,400	328,000	376,600	406,700	433,800	503,700	523,900
	62	230,900	271,700	329,800	378,100	407,300	434,400		
	63	231,400	273,000	331,600	379,600	407,900	435,000		
	64	231,900	274,300	333,400	381,100	408,500	435,600		
	65	232,400	275,500	335,000	382,300	409,000	436,200		
	66	233,100	276,700	336,700	383,500	409,500	436,800		
	67	233,800	277,900	338,400	384,700	410,000	437,400		
	68	234,500	279,100	340,100	385,900	410,500	438,000		
	69	234,900	280,300	341,600	387,000	410,900	438,500		
	70	235,900	281,700	343,300	388,000	411,400	439,100		
	71	236,900	283,100	345,000	389,000	411,900	439,700		
	72	237,900	284,500	346,700	390,000	412,400	440,300		
	73	238,800	285,600	348,400	390,900	412,700	440,800		
	74	239,500	287,000	349,900	391,700	413,000	441,400		
	75	240,200	288,400	351,400	392,500	413,400	442,000		
	76	240,900	289,800	352,900	393,300	413,800	442,600		
	77	241,500	291,100	354,100	394,100	414,000	442,900		
	78	242,200	292,500	355,200	394,800	414,400	443,500		
	79	242,900	293,900	356,300	395,500	414,900	444,100		
	80	243,600	295,300	357,400	396,200	415,400	444,700		
	81	244,200	296,400	358,500	396,800	415,800	445,000		
	82		297,800	359,500	397,400	416,600	445,500		
	83		299,200	360,500	398,000	417,400	446,000		
	84		300,600	361,500	398,600	418,200	446,500		
	85		301,700	362,500	399,100	418,700	446,900		
	86			363,400	399,700	419,000	447,400		
	87			364,300	400,300	419,300	447,900		
	88			365,200	400,900	419,600	448,400		
	89			366,100	401,500	419,800	448,900		
	90			366,900	402,100	420,000	449,400		
	91			367,700	402,500	420,200	449,900		
	92			368,500	403,000	420,400	450,400		
	93			369,100	403,500	420,600	450,800		
	94			369,800	404,000				
	95			370,500	404,500				
	96			371,200	405,000				
	97			371,900	405,400				
	98			372,600	405,900				
	99			373,300	406,400				
	100			374,000	406,900				

101			374,600	407,200				
102			375,100	407,500				
103			375,600	407,800				
104			376,100	408,100				
105			376,300	408,300				
106			376,800	408,500				
107			377,300	408,700				
108			377,800	408,900				
109			378,100	409,200				
110			378,500					
111			378,900					
112			379,300					
113			379,500					
114			379,900					
115			380,300					
116			380,700					
117			380,800					
118			381,300					
119			381,700					
120			382,100					
121			382,400					
122			382,600					
123			382,800					
124			383,000					
125			383,100					
126			383,300					
127			383,500					
128			383,700					
129			383,900					
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	184,500	211,100	238,200	270,100	284,800	302,300	361,100	406,200

備考 この表は、次表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2

## 水道局特定任期付職員給料表

号給	給料月額 円
1	380,000
2	425,000
3	475,000
4	539,000
5	617,000
6	721,000
7	841,000

備考 この表は、特定任期付職員に適用する。

(千葉県水道局の会計年度任用職員の給与に関する規程の一部改正)

第2条 千葉県水道局の会計年度任用職員の給与に関する規程(令和2年千葉県水道局規程第3号)の一部を次のように改正する。

第3条中「千葉市会計年度任用職員の給与その他の給付の支給に関する規則」を「千葉市会計年度任用職員の給与及びその他の給付の支給に関する規則」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1

## 水道局会計年度任用職員企業職給料表

職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級
	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
1	177,400	205,200	240,200
2	177,900	206,900	241,400
3	178,400	208,600	242,600
4	178,900	210,300	243,800
5	179,400	211,700	244,700
6	180,200	213,400	245,600
7	181,000	215,100	246,500
8	181,800	216,800	247,400
9	182,400	218,300	248,300
10	183,100	219,500	249,500
11	183,800	220,700	250,700
12	184,500	221,900	251,900
13	185,200	222,800	253,100
14	186,300	223,700	254,300
15	187,400	224,600	255,500
16	188,500	225,500	256,700
17	189,300	226,200	257,900
18	190,500	227,000	259,000
19	191,700	227,800	260,100
20	192,900	228,600	261,200
21	194,000	229,100	262,300
22	195,100	229,800	263,700
23	196,200	230,500	265,100
24	197,300	231,200	266,500
25	198,100	231,800	267,800
26	200,100	232,700	269,200
27	202,100	233,600	270,600
28	204,100	234,500	272,000
29	206,000	235,300	273,400
30	207,300	236,200	274,900
31	208,600	237,100	276,400
32	209,900	238,000	277,900
33	211,200	238,800	279,400
34	212,400	239,700	281,000
35	213,600	240,600	282,600
36	214,800	241,500	284,200
37	215,800	242,200	285,600
38	216,500	243,300	287,200
39	217,200	244,400	288,800
40	217,900	245,500	290,400
41	218,300	246,600	292,000
42	218,900	247,700	293,900
43	219,500	248,800	295,800
44	220,100	249,900	297,700

45	220,600	250,700	299,300	93	369,100
46	221,200	252,000	301,100	94	369,800
47	221,800	253,300	302,900	95	370,500
48	222,400	254,600	304,700	96	371,200
49	222,800	255,800	306,400	97	371,900
50	223,400	257,000	308,300	98	372,600
51	224,000	258,200	310,200	99	373,300
52	224,600	259,400	312,100	100	374,000
53	225,100	260,500	313,800	101	374,600
54	225,800	261,900	315,600	102	375,100
55	226,500	263,300	317,400	103	375,600
56	227,200	264,700	319,200	104	376,100
57	227,600	265,800	320,900	105	376,300
58	228,300	267,000	322,700	106	376,800
59	229,000	268,200	324,500	107	377,300
60	229,700	269,400	326,300	108	377,800
61	230,400	270,400	328,000	109	378,100
62	230,900	271,700	329,800	110	378,500
63	231,400	273,000	331,600	111	378,900
64	231,900	274,300	333,400	112	379,300
65	232,400	275,500	335,000	113	379,500
66	233,100	276,700	336,700	114	379,900
67	233,800	277,900	338,400	115	380,300
68	234,500	279,100	340,100	116	380,700
69	234,900	280,300	341,600	117	380,800
70	235,900	281,700	343,300	118	381,300
71	236,900	283,100	345,000	119	381,700
72	237,900	284,500	346,700	120	382,100
73	238,800	285,600	348,400	121	382,400
74	239,500	287,000	349,900	122	382,600
75	240,200	288,400	351,400	123	382,800
76	240,900	289,800	352,900	124	383,000
77	241,500	291,100	354,100	125	383,100
78	242,200	292,500	355,200	126	383,300
79	242,900	293,900	356,300	127	383,500
80	243,600	295,300	357,400	128	383,700
81	244,200	296,400	358,500	129	383,900
82		297,800	359,500		
83		299,200	360,500		
84		300,600	361,500		
85		301,700	362,500		
86			363,400		
87			364,300		
88			365,200		
89			366,100		
90			366,900		
91			367,700		
92			368,500		

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条中千葉市水道局の会計年度任用職員の給与に関する規程別表第1の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の千葉市水道局の職員の給与に関する規程（次項において「改正後の規程」という。）別表第1及び別表第2の規定は令和6年4月1日から、第2条の規定による改正後の千葉市水道局の会計年度任用職員の給与に関する規程第3条の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の千葉市水道局の職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

千葉市水道局告示第96号

水道法第25条の7の規定により、下記の指定給水装置工事事業者より給水装置工事の事業の休止の届出がありましたので、千葉市水道局指定給水装置工事事業者規程第5条第2号の規定により告示します。

令和6年12月24日

千葉市長 神谷 俊一

所在地	千葉市若葉区和泉町542番地の3
商号	ケイテック株式会社
代表者	代表取締役 川平 真二
休止年月日	令和6年12月2日

別表第1

病院局行政職給料表

千葉県病院局規程第10号

千葉県病院局の職員の給与に関する規程等の一部を次のように改正する。

令和6年12月23日

千葉県病院事業管理者 山本 恭平

(千葉県病院局の職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 千葉県病院局の職員の給与に関する規程(平成23年千葉県病院局規程第19号)の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の102.5」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の68.75」を「100分の71.25」に、「100分の102.5」を「100分の107.5」に、「100分の58.75」を「100分の61.25」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

第33条第2項第1号中「100分の102.5」を「100分の107.5」に、「100分の122.5」を「100分の127.5」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「100分の51.25」に、「100分の58.75」を「100分の61.25」に改める。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

職 員 の 分 区	職 務 の 級 別	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	177,400	205,200	240,200	268,300	297,100	334,400	382,900	451,600
	2	177,900	206,900	241,400	269,500	298,900	336,800	386,300	454,500
	3	178,400	208,600	242,600	270,700	300,700	339,200	389,700	457,400
	4	178,900	210,300	243,800	271,900	302,500	341,600	393,100	460,300
	5	179,400	211,700	244,700	273,000	304,300	343,800	396,200	463,200
	6	180,200	213,400	245,600	274,500	306,500	346,100	399,400	466,100
	7	181,000	215,100	246,500	276,000	308,700	348,400	402,600	469,000
	8	181,800	216,800	247,400	277,500	310,900	350,700	405,800	471,900
	9	182,400	218,300	248,300	278,700	312,900	352,900	409,000	474,700
	10	183,100	219,500	249,500	280,500	315,200	355,300	412,200	477,300
	11	183,800	220,700	250,700	282,300	317,500	357,700	415,400	479,900
	12	184,500	221,900	251,900	284,100	319,800	360,100	418,600	482,500
	13	185,200	222,800	253,100	285,700	321,900	362,500	421,700	485,000
	14	186,300	223,700	254,300	287,500	324,200	364,900	424,800	486,900
	15	187,400	224,600	255,500	289,300	326,500	367,300	427,900	488,800
	16	188,500	225,500	256,700	291,100	328,800	369,700	431,000	490,700
	17	189,300	226,200	257,900	292,800	331,000	371,800	433,900	492,500
	18	190,500	227,000	259,000	294,800	333,200	374,200	436,900	493,800
	19	191,700	227,800	260,100	296,800	335,400	376,600	439,900	495,100
	20	192,900	228,600	261,200	298,800	337,600	379,000	442,900	496,400
	21	194,000	229,100	262,300	300,700	339,500	381,100	445,600	497,600
	22	195,100	229,800	263,700	302,800	341,600	383,400	448,200	498,400
	23	196,200	230,500	265,100	304,900	343,700	385,700	450,800	499,200
	24	197,300	231,200	266,500	307,000	345,800	388,000	453,400	500,000
	25	198,100	231,800	267,800	308,900	347,700	390,200	456,000	500,700
	26	200,100	232,700	269,200	311,000	350,000	392,400	458,500	501,600
	27	202,100	233,600	270,600	313,100	352,300	394,600	461,000	502,500
	28	204,100	234,500	272,000	315,200	354,600	396,800	463,500	503,400
	29	206,000	235,300	273,400	317,200	356,900	399,700	466,800	504,100
	30	207,300	236,200	274,900	319,300	359,300	400,700	468,200	505,100
	31	208,600	237,100	276,400	321,400	361,700	402,700	470,600	506,100
	32	209,900	238,000	277,900	323,500	364,100	404,700	473,000	507,100
	33	211,200	238,800	279,400	325,500	366,400	406,500	475,100	508,000
	34	212,400	239,700	281,000	327,700	368,800	408,300	476,800	508,900
	35	213,600	240,600	282,600	329,900	371,200	410,100	478,500	509,800
	36	214,800	241,500	284,200	332,100	373,600	411,900	480,200	510,700
	37	215,800	242,200	285,600	334,300	375,700	413,500	481,800	511,400
	38	216,500	243,300	287,200	336,400	377,500	414,800	483,500	511,900
	39	217,200	244,400	288,800	338,500	379,300	416,100	485,200	512,400
	40	217,900	245,500	290,400	340,600	381,100	417,400	486,900	512,900
	41	218,300	246,600	292,000	342,700	382,700	418,500	488,300	513,200

	42	218,900	247,700	293,900	344,600	384,300	419,600	489,300	513,700
	43	219,500	248,800	295,800	346,500	385,900	420,700	490,300	514,200
	44	220,100	249,900	297,700	348,400	387,500	421,800	491,300	514,700
	45	220,600	250,700	299,300	350,100	389,100	422,900	492,000	515,100
	46	221,200	252,000	301,100	352,000	390,600	423,800	493,000	515,700
	47	221,800	253,300	302,900	353,900	392,100	424,700	494,000	516,300
	48	222,400	254,600	304,700	355,800	393,600	425,600	495,000	516,900
	49	222,800	255,800	306,400	357,400	394,900	426,500	495,800	517,300
	50	223,400	257,000	308,300	359,000	396,200	427,100	496,800	517,900
	51	224,000	258,200	310,200	360,600	397,500	427,700	497,800	518,500
	52	224,600	259,400	312,100	362,200	398,800	428,300	498,800	519,100
	53	225,100	260,500	313,800	363,700	399,900	428,900	499,500	519,500
	54	225,800	261,900	315,600	365,400	400,900	429,600	500,100	520,100
	55	226,500	263,300	317,400	367,100	401,900	430,300	500,700	520,700
	56	227,200	264,700	319,200	368,800	402,900	431,000	501,300	521,300
	57	227,600	265,800	320,900	370,500	403,600	431,400	501,600	521,700
	58	228,300	267,000	322,700	372,100	404,400	432,000	502,200	522,300
	59	229,000	268,200	324,500	373,700	405,200	432,600	502,800	522,900
	60	229,700	269,400	326,300	375,300	406,000	433,200	503,400	523,500
	61	230,400	270,400	328,000	376,600	406,700	433,800	503,700	523,900
	62	230,900	271,700	329,800	378,100	407,300	434,400		
	63	231,400	273,000	331,600	379,600	407,900	435,000		
	64	231,900	274,300	333,400	381,100	408,500	435,600		
	65	232,400	275,500	335,000	382,300	409,000	436,200		
	66	233,100	276,700	336,700	383,500	409,500	436,800		
	67	233,800	277,900	338,400	384,700	410,000	437,400		
	68	234,500	279,100	340,100	385,900	410,500	438,000		
	69	234,900	280,300	341,600	387,000	410,900	438,500		
	70	235,900	281,700	343,300	388,000	411,400	439,100		
	71	236,900	283,100	345,000	389,000	411,900	439,700		
	72	237,900	284,500	346,700	390,000	412,400	440,300		
	73	238,800	285,600	348,400	390,900	412,700	440,800		
	74	239,500	287,000	349,900	391,700	413,000	441,400		
	75	240,200	288,400	351,400	392,500	413,400	442,000		
	76	240,900	289,800	352,900	393,300	413,800	442,600		
	77	241,500	291,100	354,100	394,100	414,000	442,900		
	78	242,200	292,500	355,200	394,800	414,400	443,500		
	79	242,900	293,900	356,300	395,500	414,900	444,100		
	80	243,600	295,300	357,400	396,200	415,400	444,700		
	81	244,200	296,400	358,500	396,800	415,800	445,000		
	82		297,800	359,500	397,400	416,600	445,500		
	83		299,200	360,500	398,000	417,400	446,000		
	84		300,600	361,500	398,600	418,200	446,500		
	85		301,700	362,500	399,100	418,700	446,900		
	86			363,400	399,700	419,000	447,400		
	87			364,300	400,300	419,300	447,900		

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

	88		365,200	400,900	419,600	448,400			
	89		366,100	401,500	419,800	448,900			
	90		366,900	402,100	420,000	449,400			
	91		367,700	402,500	420,200	449,900			
	92		368,500	403,000	420,400	450,400			
	93		369,100	403,500	420,600	450,800			
	94		369,800	404,000					
	95		370,500	404,500					
	96		371,200	405,000					
	97		371,900	405,400					
	98		372,600	405,900					
	99		373,300	406,400					
	100		374,000	406,900					
	101		374,600	407,200					
	102		375,100	407,500					
	103		375,600	407,800					
	104		376,100	408,100					
	105		376,300	408,300					
	106		376,800	408,500					
	107		377,300	408,700					
	108		377,800	408,900					
	109		378,100	409,200					
	110		378,500						
	111		378,900						
	112		379,300						
	113		379,500						
	114		379,900						
	115		380,300						
	116		380,700						
	117		380,800						
	118		381,300						
	119		381,700						
	120		382,100						
	121		382,400						
	122		382,600						
	123		382,800						
	124		383,000						
	125		383,100						
	126		383,300						
	127		383,500						
	128		383,700						
	129		383,900						
定年前再任用短時間		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円

務員	184,500	211,100	238,200	270,100	284,800	302,300	361,100	406,200
----	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員(第40条に規定する職員を除く。)に適用する。

別表第2

ア 病院局医療職給料表(1)

職 員 の 分 区	職 務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	329,300	387,600	407,300	502,600
	2	331,900	391,500	411,000	504,700
	3	334,500	395,400	414,700	506,800
	4	337,100	399,300	418,400	508,900
	5	339,500	403,000	422,000	510,800
	6	342,100	406,900	425,600	512,900
	7	344,700	410,800	429,200	515,000
	8	347,300	414,700	432,800	517,100
	9	349,800	418,500	436,400	518,900
	10	352,700	421,900	439,900	521,000
	11	355,600	425,300	443,400	523,100
	12	358,500	428,700	446,900	525,200
	13	361,200	432,000	450,200	527,200
	14	364,300	434,900	453,500	529,300
	15	367,400	437,800	456,800	531,400
	16	370,500	440,700	460,100	533,500
	17	373,500	443,500	463,400	535,400
	18	376,300	446,400	466,800	537,100
	19	379,100	449,300	468,200	538,800
	20	381,900	452,200	470,600	540,500
	21	384,700	454,800	472,700	542,100
	22	387,600	457,100	474,900	543,800
	23	390,500	459,400	477,100	545,500
	24	393,400	461,700	479,300	547,200
	25	396,200	463,900	481,400	548,700
	26	399,100	465,300	483,700	550,200
	27	402,000	466,700	486,000	551,700
	28	404,900	468,100	488,300	553,200
	29	407,600	469,400	490,600	554,400
	30	410,500	470,900	492,500	555,900
	31	413,400	472,400	494,400	557,400
	32	416,300	473,900	496,300	558,900
	33	419,200	475,400	498,100	560,400
	34	422,000	477,000	500,300	561,800
	35	424,800	478,600	502,500	563,200
	36	427,600	480,200	504,700	564,600
	37	430,300	481,600	506,900	565,800
	38	433,000	483,300	508,700	567,000

	39	435,700	485,000	510,500	568,200
	40	438,400	486,700	512,300	569,400
	41	440,900	488,200	514,000	570,300
	42	443,600	489,900	515,800	571,400
	43	446,300	491,600	517,600	572,500
	44	449,000	493,300	519,400	573,600
	45	451,400	494,900	521,000	574,500
	46	452,900	496,100	522,800	575,500
	47	454,400	497,300	524,600	576,500
	48	455,900	498,500	526,400	577,500
	49	457,200	499,500	527,900	578,500
	50	458,600	500,200	529,500	579,500
	51	460,000	500,900	531,100	580,500
	52	461,400	501,600	532,700	581,500
	53	462,600	502,000	534,100	582,200
	54	463,900	502,600	535,000	583,000
	55	465,200	503,200	535,900	583,800
	56	466,500	503,800	536,800	584,600
	57	467,800	504,300	537,700	585,200
	58	469,400	504,900	539,000	585,700
	59	471,000	505,500	540,300	586,200
	60	472,600	506,100	541,600	586,700
	61	474,000	506,600	542,900	587,000
	62	475,500	507,200	544,500	587,500
	63	477,000	507,800	546,100	588,000
	64	478,500	508,400	547,700	588,500
	65	479,700	509,000	549,200	588,800
	66	480,500	509,700	550,300	589,300
	67	481,300	510,400	551,400	589,800
	68	482,100	511,100	552,500	590,300
	69	482,900	511,800	553,300	590,500
	70	483,800	512,300	554,400	590,900
	71	484,700	512,800	555,500	591,300
	72	485,600	513,300	556,600	591,700
	73	486,300	513,600	557,700	592,000
	74	487,000	514,000	558,900	592,300
	75	487,700	514,600	560,100	592,600
	76	488,400	515,100	561,300	592,900
	77	489,000	515,500	562,400	593,200
	78	489,300	516,200	563,400	593,600
	79	489,600	516,900	564,400	594,000
	80	489,900	517,600	565,400	594,400

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

	81	490,000	518,100	566,100	594,700
	82		518,900	567,000	595,000
	83		519,700	567,900	595,300
	84		520,500	568,800	595,600
	85		521,000	569,700	595,900
	86		521,900	570,100	
	87		522,800	570,500	
	88		523,700	570,900	
	89		524,300	571,300	
	90			571,800	
	91			572,300	
	92			572,800	
	93			573,100	
	94			573,600	
	95			574,100	
	96			574,600	
	97			574,800	
	98			575,300	
	99			575,800	
	100			576,300	
	101			576,600	
	102			577,000	
	103			577,400	
	104			577,800	
	105			578,200	
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		300,400	346,900	386,000	445,600

備考 この表は、病院等に勤務する医師及び歯科医師(特定任期付職員を除く。)に適用する。

イ 病院局医療職給料表(2)

職 員 の 分 区	職 務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	181,900	213,800	246,600	277,100	337,700	376,800
	2	183,200	215,300	247,400	279,000	340,100	379,200
	3	184,500	216,800	248,200	280,900	342,500	381,600
	4	185,800	218,300	249,000	282,800	344,900	384,000
	5	187,100	219,800	249,800	284,400	347,300	386,300
	6	188,600	221,400	250,700	286,200	349,600	388,500
	7	190,100	223,000	251,600	288,000	351,900	390,700
	8	191,600	224,600	252,500	289,800	354,200	392,900
	9	192,900	225,900	253,400	291,500	356,400	395,000
	10	194,300	226,700	254,500	293,400	358,800	397,200
	11	195,700	227,500	255,600	295,300	361,200	399,400
	12	197,100	228,300	256,700	297,200	363,600	401,600
	13	198,500	229,000	257,800	298,900	365,700	403,500
	14	200,200	230,300	259,300	300,800	368,100	405,800
	15	201,900	231,600	260,800	302,700	370,500	408,100
	16	203,600	232,900	262,300	304,600	372,900	410,400
	17	205,200	233,900	263,500	306,200	375,100	412,400
	18	207,500	234,500	265,000	308,800	377,600	414,300
	19	209,800	235,100	266,500	311,400	380,100	416,200
	20	212,100	235,700	268,000	314,000	382,600	418,100
	21	214,100	236,200	269,200	316,400	385,000	419,700
	22	215,500	236,800	271,100	319,000	387,400	421,300
	23	216,900	237,400	273,000	321,600	389,800	422,900
	24	218,300	238,000	274,900	324,200	392,200	424,500
	25	219,400	238,600	276,700	326,600	394,400	425,800
	26	220,400	239,400	278,600	329,100	396,600	426,900
	27	221,400	240,200	280,500	331,600	398,800	428,000
	28	222,400	241,000	282,400	334,100	401,000	429,100
	29	223,300	241,700	284,100	336,300	403,200	430,000
	30	224,500	242,500	286,000	338,700	405,100	430,900
	31	225,700	243,300	287,900	341,100	407,000	431,800
	32	226,900	244,100	289,800	343,500	408,900	432,700
	33	227,800	244,700	291,500	345,800	410,500	433,600
	34	228,400	245,300	293,700	348,300	412,100	434,500
	35	229,000	245,900	295,900	350,800	413,700	435,400
	36	229,600	246,500	298,100	353,300	415,300	436,300
	37	230,000	246,900	300,000	355,500	416,600	436,900
	38	230,500	247,600	302,100	358,100	417,600	437,600
	39	231,000	248,300	304,200	360,700	418,600	438,300

定年  
前再  
任用  
短時  
間勤  
務員  
以外  
の職  
員

40	231,500	249,000	306,300	363,300	419,600	439,000
41	232,000	249,700	308,100	365,800	420,400	439,400
42	232,600	250,500	310,100	368,300	421,100	439,900
43	233,200	251,300	312,100	370,800	421,800	440,400
44	233,800	252,100	314,100	373,300	422,500	440,900
45	234,300	252,900	315,900	375,500	423,200	441,200
46	235,200	254,100	317,800	377,800	424,000	441,900
47	236,100	255,300	319,700	380,100	424,800	442,600
48	237,000	256,500	321,600	382,400	425,600	443,300
49	237,600	257,400	323,500	384,500	426,300	444,000
50	238,300	258,600	325,400	386,700	427,100	444,400
51	239,000	259,800	327,300	388,900	427,900	444,800
52	239,700	261,000	329,200	391,100	428,700	445,200
53	240,400	261,900	331,000	393,000	429,300	445,300
54	241,000	263,100	332,800	394,700	430,000	445,700
55	241,600	264,300	334,600	396,400	430,700	446,100
56	242,200	265,500	336,400	398,100	431,400	446,500
57	242,500	266,700	337,900	399,800	432,000	446,600
58	243,300	267,900	339,300	401,000	432,700	446,800
59	244,100	269,100	340,700	402,200	433,400	447,000
60	244,900	270,300	342,100	403,400	434,100	447,200
61	245,400	271,400	343,500	404,600	434,600	447,400
62	246,300	272,700	344,700	405,600	435,000	447,600
63	247,200	274,000	345,900	406,600	435,400	447,700
64	248,100	275,300	347,100	407,600	435,800	447,800
65	248,700	276,300	348,200	408,300	436,200	447,900
66	249,800	277,300	349,300	409,300	436,600	
67	250,900	278,300	350,400	410,300	437,000	
68	252,000	279,300	351,500	411,300	437,400	
69	252,900	280,000	352,600	412,200	437,600	
70	253,900	280,900	353,500	413,200	437,800	
71	254,900	281,800	354,400	414,200	438,000	
72	255,900	282,700	355,300	415,200	438,200	
73	256,800	283,600	356,200	416,200	438,400	
74	257,800	284,500	357,200	417,000		
75	258,800	285,400	358,200	417,800		
76	259,800	286,300	359,200	418,600		
77	260,500	287,000	359,900	419,300		
78	261,400	287,700	360,600	420,000		
79	262,300	288,400	361,300	420,700		
80	263,200	289,100	362,000	421,400		
81	264,100	289,800	362,500	422,100		

82	265,200	290,300	363,100	422,800		
83	266,300	290,800	363,700	423,500		
84	267,400	291,300	364,300	424,200		
85	268,200	291,800	364,800	424,700		
86	269,100	292,200	365,500	425,300		
87	270,000	292,600	366,200	425,900		
88	270,900	293,000	366,900	426,500		
89	271,500	293,200	367,600	427,100		
90	272,300	293,500	367,900	427,500		
91	273,100	293,800	368,200	427,900		
92	273,900	294,100	368,500	428,300		
93	274,600	294,400	368,800	428,500		
94	275,200	294,700	369,000			
95	275,800	295,000	369,200			
96	276,400	295,300	369,400			
97	276,700	295,600	369,600			
98	277,100		369,800			
99	277,500		370,000			
100	277,900		370,200			
101	278,300		370,400			
定年 再任 短時 勤務 職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円
	182,000	208,600	238,200	252,000	270,200	284,500

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、心理療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士及び栄養士(特定任期付職員を除く。)に適用する。

ウ 病院局医業職給料表(3)

職 員 区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	213,200	251,600	273,000	295,300	321,000	351,300
	2	214,700	252,900	273,700	296,000	322,500	353,300
	3	216,200	254,200	274,400	296,700	324,000	355,300
	4	217,700	255,500	275,100	297,400	325,500	357,300
	5	219,100	256,800	275,600	298,100	327,000	359,300
	6	221,300	257,300	276,200	299,300	329,000	361,700
	7	223,500	257,800	276,800	300,500	331,000	364,100
	8	225,700	258,300	277,400	301,700	333,000	366,500
	9	227,600	258,500	278,000	302,800	334,700	368,700
	10	229,900	259,300	279,000	304,300	336,500	371,100
	11	232,200	260,100	280,000	305,800	338,300	373,500
	12	234,500	260,900	281,000	307,300	340,100	375,900
	13	236,600	261,600	281,800	308,700	341,900	378,300
	14	238,400	262,100	282,700	310,100	343,700	380,600
	15	240,200	262,600	283,600	311,500	345,500	382,900
	16	242,000	263,100	284,500	312,900	347,300	385,200
	17	243,700	263,600	285,100	314,000	349,000	387,300
	18	245,100	264,000	286,000	315,300	350,900	389,500
	19	246,500	264,400	286,900	316,600	352,800	391,700
	20	247,900	264,800	287,800	317,900	354,700	393,900
	21	249,100	265,000	288,400	319,100	356,300	396,000
	22	250,300	265,400	289,500	320,200	358,200	398,200
	23	251,500	265,800	290,600	321,300	360,100	400,400
	24	252,700	266,200	291,700	322,400	362,000	402,600
	25	253,700	266,400	292,500	323,500	363,900	404,600
	26	254,500	267,100	293,700	325,700	365,900	406,500
	27	255,300	267,800	294,900	327,900	367,900	408,400
	28	256,100	268,500	296,100	330,100	369,900	410,300
	29	256,900	268,900	297,200	332,300	371,900	412,200
	30	257,600	269,500	298,400	334,000	373,800	414,000
	31	258,300	270,100	299,600	335,700	375,700	415,800
	32	259,000	270,700	300,800	337,400	377,600	417,600
	33	259,600	271,200	302,000	339,100	379,300	419,200
	34	260,400	272,200	303,300	340,800	381,000	420,700
	35	261,200	273,200	304,600	342,500	382,700	422,200
	36	262,000	274,200	305,900	344,200	384,400	423,700
	37	262,700	275,100	307,100	345,700	385,800	425,200
	38	263,100	275,900	308,400	347,300	387,400	426,400
	39	263,500	276,700	309,700	348,900	389,000	427,600

40	263,900	277,500	311,000	350,500	390,600	428,800
41	264,300	278,300	312,200	352,000	392,100	429,700
42	264,500	279,300	313,400	353,600	393,600	430,700
43	264,700	280,300	314,600	355,200	395,100	431,700
44	264,900	281,300	315,800	356,800	396,600	432,700
45	265,100	282,000	316,700	358,400	397,800	433,400
46	265,200	283,200	317,800	360,100	399,200	434,500
47	265,300	284,400	318,900	361,800	400,600	435,600
48	265,400	285,600	320,000	363,500	402,000	436,700
49	265,500	286,600	320,800	365,100	403,300	437,600
50	265,800	287,900	322,000	366,900	404,600	438,200
51	266,100	289,200	323,200	368,700	405,900	438,800
52	266,400	290,500	324,400	370,500	407,200	439,400
53	266,500	291,700	325,400	372,300	408,300	439,900
54	266,700	293,000	326,500	374,200	409,800	440,400
55	266,900	294,300	327,600	376,100	411,300	440,900
56	267,000	295,600	328,700	378,000	412,800	441,400
57	267,100	296,700	329,600	379,900	414,000	441,900
58	267,200	297,800	330,800	381,600	415,200	442,100
59	267,400	298,900	332,000	383,300	416,400	442,300
60	267,600	300,000	333,200	385,000	417,600	442,500
61	267,800	301,000	334,200	386,500	418,800	442,700
62	268,100	302,100	335,200	388,100	419,700	
63	268,400	303,200	336,200	389,700	420,600	
64	268,700	304,300	337,200	391,300	421,500	
65	269,000	305,300	338,200	392,600	422,100	
66	269,100	306,500	339,500	394,100	422,700	
67	269,200	307,700	340,800	395,600	423,300	
68	269,300	308,900	342,100	397,100	423,900	
69	269,400	309,900	343,100	398,500	424,300	
70	269,900	311,000	344,300	399,500	424,600	
71	270,400	312,100	345,500	400,500	424,900	
72	270,900	313,200	346,700	401,500	425,100	
73	271,100	314,100	347,600	402,200	425,300	
74	271,600	314,900	348,600	403,000	425,600	
75	272,100	315,700	349,600	403,800	425,900	
76	272,600	316,500	350,600	404,600	426,100	
77	272,900	317,100	351,500	405,400	426,300	
78	273,200	317,700	352,500	406,500		
79	273,500	318,300	353,500	407,600		
80	273,800	318,900	354,500	408,700		
81	274,100	319,500	355,300	409,700		

定年  
前再  
任用  
短時  
間勤  
務職  
員以  
外の  
職員

82	274,400	320,000	356,200	410,300		
83	274,700	320,500	357,100	410,900		
84	275,000	321,000	358,000	411,500		
85	275,300	321,300	358,700	411,800		
86	275,600	321,700	359,600	412,300		
87	275,900	322,100	360,500	412,800		
88	276,200	322,500	361,400	413,300		
89	276,500	322,900	362,200	413,800		
90	276,900	323,500	363,100	414,200		
91	277,300	324,100	364,000	414,600		
92	277,700	324,700	364,900	415,000		
93	277,900	325,200	365,500	415,200		
94	278,100	325,800	366,500			
95	278,300	326,400	367,500			
96	278,500	327,000	368,500			
97	278,700	327,300	369,400			
98		327,800	370,200			
99		328,300	371,000			
100		328,800	371,800			
101		329,000	372,400			
102		329,300	373,100			
103		329,600	373,800			
104		329,800	374,500			
105		330,000	375,000			
106		330,300	375,600			
107		330,600	376,200			
108		330,900	376,800			
109		331,100	377,200			
110		331,400	377,800			
111		331,700	378,400			
112		332,000	379,000			
113		332,300	379,300			
114			379,800			
115			380,300			
116			380,800			
117			381,100			
118			381,600			
119			382,100			
120			382,600			
121			383,100			
定 年 再 任 用 短 時 間	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
	円	円	円	円	円	円

勤務員	181,500	208,100	238,200	252,000	270,200	284,500
-----	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、病院等に勤務する看護師、助産師及び准看護師(特定任期付職員を除く。)に適用する。

別表第3

病院局技能労務職給料表

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	177,400	205,200	240,200	271,300
	2	177,900	206,900	241,400	272,700
	3	178,400	208,600	242,600	274,100
	4	178,900	210,300	243,800	275,500
	5	179,400	211,700	244,700	276,800
	6	180,200	213,400	245,600	278,200
	7	181,000	215,100	246,500	279,600
	8	181,800	216,800	247,400	281,000
	9	182,400	218,300	248,300	282,400
	10	183,100	219,500	249,500	283,900
	11	183,800	220,700	250,700	285,400
	12	184,500	221,900	251,900	286,900
	13	185,200	222,800	253,100	288,400
	14	186,300	223,700	254,300	290,000
	15	187,400	224,600	255,500	291,600
	16	188,500	225,500	256,700	293,200
	17	189,300	226,200	257,900	294,600
	18	190,500	227,000	259,000	296,200
	19	191,700	227,800	260,100	297,800
	20	192,900	228,600	261,200	299,400
	21	194,000	229,100	262,300	301,000
	22	195,100	229,800	263,700	302,900
	23	196,200	230,500	265,100	304,800
	24	197,300	231,200	266,500	306,700
	25	198,100	231,800	267,800	308,300
	26	200,100	232,700	269,200	310,100
	27	202,100	233,600	270,600	311,900
	28	204,100	234,500	272,000	313,700
	29	206,000	235,300	273,400	315,400
	30	207,300	236,200	274,900	317,300
	31	208,600	237,100	276,400	319,200
	32	209,900	238,000	277,900	321,100
	33	211,200	238,800	279,400	322,800
	34	212,400	239,700	281,000	324,600
	35	213,600	240,600	282,600	326,400
	36	214,800	241,500	284,200	328,200
	37	215,800	242,200	285,600	329,900
	38	216,500	243,300	287,200	331,700
	39	217,200	244,400	288,800	333,500
	40	217,900	245,500	290,400	335,300
	41	218,300	246,600	292,000	337,000
	42	218,900	247,700	293,900	338,800
	43	219,500	248,800	295,800	340,600
	44	220,100	249,900	297,700	342,400
	45	220,600	250,700	299,300	344,000
	46	221,200	252,000	301,100	345,700
	47	221,800	253,300	302,900	347,400
	48	222,400	254,600	304,700	349,100

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	49	222,800	255,800	306,400	350,600
	50	223,400	257,000	308,300	352,300
	51	224,000	258,200	310,200	354,000
	52	224,600	259,400	312,100	355,700
	53	225,100	260,500	313,800	357,400
	54	225,800	261,900	315,600	358,900
	55	226,500	263,300	317,400	360,400
	56	227,200	264,700	319,200	361,900
	57	227,600	265,800	320,900	363,100
	58	228,300	267,000	322,700	364,200
	59	229,000	268,200	324,500	365,300
	60	229,700	269,400	326,300	366,400
	61	230,400	270,400	328,000	367,500
	62	230,900	271,700	329,800	368,500
	63	231,400	273,000	331,600	369,500
	64	231,900	274,300	333,400	370,500
	65	232,400	275,500	335,000	371,500
	66	233,100	276,700	336,700	372,400
	67	233,800	277,900	338,400	373,300
	68	234,500	279,100	340,100	374,200
	69	234,900	280,300	341,600	375,100
	70	235,900	281,700	343,300	375,900
	71	236,900	283,100	345,000	376,700
	72	237,900	284,500	346,700	377,500
	73	238,800	285,600	348,400	378,100
	74	239,500	287,000	349,900	378,800
	75	240,200	288,400	351,400	379,500
	76	240,900	289,800	352,900	380,200
	77	241,500	291,100	354,100	380,900
	78	242,200	292,500	355,200	381,600
	79	242,900	293,900	356,300	382,300
	80	243,600	295,300	357,400	383,000
	81	244,200	296,400	358,500	383,600
	82	244,900	297,800	359,500	384,100
	83	245,600	299,200	360,500	384,600
	84	246,300	300,600	361,500	385,100
	85	247,200	301,700	362,500	385,300
	86	248,100	303,000	363,400	385,800
	87	249,000	304,300	364,300	386,300
	88	249,900	305,600	365,200	386,800
	89	250,500	307,100	366,100	387,100
	90	251,200	308,300	366,900	387,500
	91	251,900	309,500	367,700	387,900
	92	252,600	310,700	368,500	388,300
	93	253,600	312,200	369,100	388,500
	94	254,500	313,400	369,800	388,900
	95	255,400	314,600	370,500	389,300
	96	256,300	315,800	371,200	389,700
	97	257,100	317,200	371,900	389,800
	98	257,900	318,000	372,600	390,300
	99	258,700	318,800	373,300	390,700
	100	259,500	319,600	374,000	391,100
	101	260,400	320,500	374,600	391,400
	102		321,200	375,100	391,600
	103		321,900	375,600	391,800
	104		322,600	376,100	392,000
	105		323,400	376,300	392,100

	106		324,100	376,800	392,300
	107		324,800	377,300	392,500
	108		325,500	377,800	392,700
	109		326,200	378,100	392,900
	110			378,500	393,100
	111			378,900	393,300
	112			379,300	393,500
	113			379,500	393,700
	114			379,900	
	115			380,300	
	116			380,700	
	117			380,800	
	118			381,300	
	119			381,700	
	120			382,100	
	121			382,400	
	122			382,600	
	123			382,800	
	124			383,000	
	125			383,100	
	126			383,300	
	127			383,500	
	128			383,700	
	129			383,900	
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		184,500	211,100	238,200	246,800

備考 この表は、病院等に勤務する看護補助員及び技能員に適用する。

別表第4

病院局特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	380,000
2	425,000
3	475,000
4	539,000
5	617,000
6	721,000
7	841,000

備考 この表は、特定任期付職員に適用する。

別表第7中「309,200円」を「310,000円」に、「305,900円」を「306,700円」に、「302,600円」を「303,400円」に、「299,300円」を「300,100円」に、「296,000円」を「296,800円」に、「292,700円」を「293,500円」に、「279,700円」を「281,500円」に、「265,700円」を「268,000円」に、「252,200円」を「254,500円」に、「238,300円」を「241,000円」に、「224,600円」を「227,500円」に、「207,000円」を「210,500円」に、「189,900円」を「193,500円」に、「172,600円」を「176,500円」に、「155,000円」を「159,500円」に、「137,000円」を「142,000円」に、「118,700円」を「124,500円」に、「100,800円」を「107,000円」に、「76,200円」を「87,000円」に、「51,900円」を「67,000円」に改める。

別表第9病院局行政給料表の適用を受ける職の部職務の級が8級の職員のうち次長の職にある職員の項中「130,400円」を「130,900円」に改める。

第2条 千葉市病院局の職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に、「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の61.25」を「100分の60」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

第33条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に、「100分の61.25」を「100分の60」に改める。

(病院局の職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程の一部改正)

第3条 病院局の職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程(平成23年千葉市病院局規程第20号)の一部を次のように改正する。

別表第7を次のように改める。

別表第7  
昇格時号給対時号給対応表  
ア 病院局行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1	1
14	1	1	1	2	2	1	1
15	1	1	1	3	3	1	1
16	1	1	1	4	4	1	1
17	1	1	1	5	5	1	1
18	1	1	2	6	6	2	2
19	1	1	3	7	7	3	3
20	1	1	4	8	8	4	4
21	1	1	5	9	9	5	5
22	1	1	6	10	10	6	6
23	1	1	7	11	11	7	7
24	1	1	8	12	12	8	8
25	1	1	9	13	13	9	9
26	2	2	10	14	14	10	10
27	3	3	11	15	15	11	11
28	4	4	12	16	16	12	12
29	5	5	13	17	17	13	13
30	6	6	14	18	18	14	14
31	7	7	15	19	19	15	15
32	8	8	16	20	20	16	16
33	9	9	17	21	21	17	17
34	10	10	18	22	22	18	18
35	11	11	19	23	23	19	19
36	12	12	20	24	24	20	20
37	13	13	21	25	25	21	21
38	13	14	22	26	26	21	22
39	14	15	23	27	27	21	23
40	14	16	24	28	28	22	24
41	15	17	25	29	29	22	25
42	15	18	26	30	30	22	26
43	16	19	27	31	31	23	27
44	16	20	28	32	32	23	28
45	17	21	29	33	33	23	29
46	17	22	30	34	34	24	30

47	18	23	31	35	35	24	31
48	18	24	32	36	36	24	32
49	19	25	33	37	37	25	33
50	19	26	34	38	38	25	34
51	20	27	35	39	39	25	35
52	20	28	36	40	40	25	36
53	21	29	37	41	41	26	37
54	22	30	38	42	42	26	38
55	23	31	39	43	43	26	39
56	24	32	40	44	44	26	40
57	25	33	41	45	45	27	41
58	26	34	42	46	45	27	42
59	27	35	43	47	46	27	43
60	28	36	44	48	46	27	44
61	29	37	45	49	47	28	45
62	30	38	46	50	47	28	
63	31	39	47	51	48	28	
64	32	40	48	52	48	28	
65	33	41	49	53	49	29	
66	33	42	50	54	49	29	
67	34	43	51	55	49	29	
68	34	44	52	56	50	29	
69	35	45	53	57	50	29	
70	35	46	53	58	50	30	
71	36	47	54	59	51	30	
72	36	48	54	60	51	30	
73	37	49	55	61	51	30	
74	38	49	55	62	52	30	
75	39	50	56	63	52	31	
76	40	50	56	64	52	31	
77	41	51	57	65	53	31	
78	42	51	58	66	53	31	
79	43	52	59	67	54	31	
80	44	52	60	68	54	32	
81	45	53	61	69	55	32	
82		54	62	70	55	32	
83		55	63	71	56	32	
84		56	64	72	56	32	
85		57	65	73	57	33	
86			65	74	58	33	
87			66	75	59	33	
88			66	76	60	33	
89			67	77	61	34	
90			67	78	61	34	
91			68	79	62	34	
92			68	80	62	34	
93			69	81	63	35	
94			69	82			
95			70	83			
96			70	84			
97			71	85			
98			71	86			
99			72	87			
100			72	88			
101			73	89			
102			73	89			
103			74	90			

104			74	90			
105			75	91			
106			75	91			
107			76	92			
108			76	92			
109			77	93			
110			77				
111			77				
112			78				
113			78				
114			78				
115			79				
116			79				
117			79				
118			80				
119			80				
120			80				
121			81				
122			81				
123			81				
124			82				
125			82				
126			82				
127			83				
128			83				
129			83				

イ 病院局医療職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	2	1
3	1	3	1
4	1	4	1
5	1	5	1
6	1	6	1
7	1	7	1
8	1	8	1
9	1	9	1
10	1	10	1
11	1	11	1
12	1	12	1
13	1	13	1
14	1	14	1
15	1	15	1
16	1	16	1
17	1	17	1
18	2	18	1
19	3	19	1
20	4	20	1
21	5	21	1
22	6	22	1
23	7	23	1
24	8	24	1
25	9	25	1
26	10	26	1
27	11	27	1
28	12	28	1
29	13	29	1
30	14	30	2
31	15	31	3
32	16	32	4
33	17	33	5
34	18	34	6
35	19	35	7
36	20	36	8
37	21	37	9
38	22	38	10
39	23	39	11
40	24	40	12
41	25	41	13
42	26	41	14
43	27	42	15
44	28	42	16
45	29	43	17
46	30	43	18
47	31	44	19
48	32	44	20
49	33	45	21
50	34	45	22
51	35	46	23

52	36	46	24
53	37	47	25
54	38	47	26
55	39	48	27
56	40	48	28
57	41	49	29
58	42	49	30
59	43	49	31
60	44	50	32
61	45	50	33
62	46	50	34
63	47	51	35
64	48	51	36
65	49	51	37
66	49	52	38
67	50	52	39
68	50	52	40
69	51	53	41
70	51	53	42
71	52	53	43
72	52	54	44
73	53	54	45
74	54	54	46
75	55	55	47
76	56	55	48
77	57	55	49
78	57	56	50
79	58	56	51
80	58	56	52
81	59	57	53
82		57	54
83		58	55
84		58	56
85		59	57
86		59	58
87		60	59
88		60	60
89		61	61
90			61
91			62
92			62
93			63
94			68
95			64
96			64
97			65
98			66
99			67
100			68
101			69
102			70
103			71
104			72
105			73

ウ 病院局医療職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	1	1	2
15	1	1	1	1	3
16	1	1	1	1	4
17	1	1	1	1	5
18	2	1	2	1	6
19	3	1	3	1	7
20	4	1	4	1	8
21	5	1	5	1	9
22	6	1	6	1	10
23	7	1	7	1	11
24	8	1	8	1	12
25	9	1	9	1	13
26	10	2	10	2	14
27	11	3	11	3	15
28	12	4	12	4	16
29	13	5	13	5	17
30	14	6	14	6	18
31	15	7	15	7	19
32	16	8	16	8	20
33	17	9	17	9	21
34	18	10	18	10	22
35	19	11	19	11	23
36	20	12	20	12	24
37	21	13	21	13	25
38	21	14	22	14	26
39	22	15	23	15	27
40	22	16	24	16	28
41	23	17	25	17	29
42	23	18	26	18	30
43	24	19	27	19	31
44	24	20	28	20	32
45	25	21	29	21	33
46	26	22	30	22	34
47	27	23	31	23	35
48	28	24	32	24	36

49	29	25	33	25	37
50	30	26	34	26	38
51	31	27	35	27	39
52	32	28	36	28	40
53	33	29	37	29	41
54	34	29	38	30	42
55	35	30	39	31	43
56	36	30	40	32	44
57	37	31	41	33	45
58	38	31	41	34	46
59	39	32	42	35	47
60	40	32	42	36	48
61	41	33	43	37	49
62	42	34	43	38	50
63	43	35	44	39	51
64	44	36	44	40	52
65	45	37	45	41	53
66	46	37	45	42	54
67	47	38	45	43	55
68	48	38	46	44	56
69	49	39	46	45	57
70	50	39	46	46	58
71	51	40	47	47	59
72	52	40	47	48	60
73	53	41	47	49	61
74	54	41	48	50	
75	55	41	48	51	
76	56	41	48	52	
77	57	42	49	53	
78	58	42	49	54	
79	59	42	49	55	
80	60	42	50	56	
81	61	43	50	57	
82	62	43	50	58	
83	63	43	51	59	
84	64	43	51	60	
85	65	44	51	61	
86	66	44	52	62	
87	67	44	52	63	
88	68	44	52	64	
89	69	45	53	65	
90	69	45	53	66	
91	70	45	53	67	
92	70	46	53	68	
93	71	46	54	69	
94	71	46	54		
95	72	47	54		
96	72	47	54		
97	73	47	55		
98	73		55		
99	74		55		
100	74		55		
101	75		56		
102			73	89	
103			74	90	
104			74	90	
105			75	91	

106			75	91	
107			76	92	
108			76	92	
109			77	93	
110			77		
111			77		
112			78		
113			78		
114			78		
115			79		
116			79		
117			79		
118			80		
119			80		
120			80		
121			81		
122			81		
123			81		
124			82		
125			82		
126			82		
127			83		
128			83		
129			83		

エ 病院局医療職給料表(3)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	1	2	2
15	1	1	1	3	3
16	1	1	1	4	4
17	1	1	1	5	5
18	1	1	2	6	6
19	1	1	3	7	7
20	1	1	4	8	8
21	1	1	5	9	9
22	2	2	6	10	10
23	3	3	7	11	11
24	4	4	8	12	12
25	5	5	9	13	13
26	6	6	10	14	14
27	7	7	11	15	15
28	8	8	12	16	16
29	9	9	13	17	17
30	10	10	14	18	18
31	11	11	15	19	19
32	12	12	16	20	20
33	13	13	17	21	21
34	14	14	18	22	22
35	15	15	19	23	23
36	16	16	20	24	24
37	17	17	21	25	25
38	18	18	22	26	26
39	19	19	23	27	27
40	20	20	24	28	28
41	21	21	25	29	29
42	22	22	26	30	30
43	23	23	27	31	31
44	24	24	28	32	32
45	25	25	29	33	33
46	26	26	30	34	34
47	27	27	31	35	35
48	28	28	32	36	36

49	29	29	33	37	37
50	30	30	34	38	37
51	31	31	35	39	38
52	32	32	36	40	38
53	33	33	37	41	39
54	33	34	37	42	39
55	33	35	38	43	40
56	34	36	38	44	40
57	34	37	39	45	41
58	34	38	39	46	42
59	35	39	40	47	43
60	35	40	40	48	44
61	35	41	41	49	45
62	36	42	41	50	46
63	36	43	42	51	47
64	36	44	42	52	48
65	37	45	43	53	49
66	37	46	43	54	49
67	37	47	44	55	50
68	38	48	44	56	50
69	38	49	45	57	51
70	38	50	46	58	51
71	39	51	47	59	52
72	39	52	48	60	52
73	39	53	49	61	53
74	40	54	50	61	53
75	40	55	51	62	54
76	40	56	52	62	54
77	41	57	53	63	55
78	41	58	53	63	
79	42	59	54	64	
80	42	60	54	64	
81	43	61	55	65	
82	43	61	55	66	
83	44	62	56	67	
84	44	62	56	68	
85	45	63	57	69	
86	45	63	57	69	
87	45	64	58	70	
88	46	64	58	70	
89	46	65	59	71	
90	46	65	59	71	
91	47	66	60	72	
92	47	66	60	72	
93	47	67	61	73	
94	48	67	61		
95	48	68	61		
96	48	68	62		
97	49	69	62		
98		69	62		
99		69	63		
100		69	63		
101		70	63		
102		70	64		
103		70	64		
104		70	64		
105		71	65		

106		71	65		
107		71	65		
108		71	66		
109		72	66		
110		72	66		
111		72	67		
112		72	67		
113		73	67		
114			68		
115			68		
116			68		
117			69		
118			69		
119			70		
120			70		
121			71		
122			81		
123			81		
124			82		
125			82		
126			82		
127			83		
128			83		
129			83		

オ 病院局技能労働職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	1	1	2
23	1	1	3
24	1	1	4
25	1	1	5
26	2	2	6
27	3	3	7
28	4	4	8
29	5	5	9
30	6	6	10
31	7	7	11
32	8	8	12
33	9	9	13
34	10	10	14
35	11	11	15
36	12	12	16
37	13	13	17
38	13	14	18
39	14	15	19
40	14	16	20
41	15	17	21
42	15	18	22
43	16	19	23
44	16	20	24
45	17	21	25
46	17	22	26
47	18	23	27
48	18	24	28

49	19	25	29
50	19	26	30
51	20	27	31
52	20	28	32
53	21	29	33
54	22	30	34
55	23	31	35
56	24	32	36
57	25	33	37
58	26	34	38
59	27	35	39
60	28	36	40
61	29	37	41
62	30	38	42
63	31	39	43
64	32	40	44
65	33	41	45
66	33	42	46
67	34	43	47
68	34	44	48
69	35	45	49
70	35	46	50
71	36	47	51
72	36	48	52
73	37	49	53
74	38	49	54
75	39	50	55
76	40	50	56
77	41	51	57
78	42	51	58
79	43	52	59
80	44	52	60
81	45	53	61
82	46	54	62
83	47	55	63
84	48	56	64
85	49	57	65
86	49	58	66
87	50	59	67
88	50	60	68
89	51	61	69
90	51	61	70
91	52	62	71
92	52	62	72
93	53	63	73
94	54	63	74
95	55	64	75
96	56	64	76
97	57	65	77
98	57	66	78
99	58	67	79
100	58	68	80
101	59	69	81
102		69	82
103		69	83
104		70	84
105		70	85

106		70	86
107		71	87
108		71	88
109		71	89
110			90
111			91
112			92
113			93
114			94
115			95
116			96
117			97
118			98
119			99
120			100
121			101
122			102
123			103
124			104
125			105
126			106
127			107
128			108
129			109

(千葉市病院局の職員の特殊勤務手当支給規程の一部改正)

第4条 千葉市病院局の職員の特殊勤務手当支給規程(平成23年千葉市病院局規程第21号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(14) 災害時における応急対策等のために派遣される職員の特殊勤務手当

第21条を第22条とし、第20条を第21条とし、第19条を第20条とし、第18条第1項中「及び第10号」を「、第10号又は第12号から第14号まで」に改め、同条を第19条とし、第17条第1項中「第15条」を「第16条」に改め、同条を第18条とし、第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

(災害時における応急対策等のために派遣される職員の特殊勤務手当)

第16条 災害時における応急対策等のために派遣される職員の特殊勤務手当は、職員(当該地域を管轄する他の地方公共団体から給与その他の給付の支給を受ける職員を除く。)が災害が発生した本市の区域外の地域に派遣されて災害応急対策、災害復旧等のために行う業務に従事したときに支給する。

別表を次のように加える。

(14) 災害時における応急対策等のために派遣される職員の特殊勤務手当	災害が発生した本市の区域外の地域に派遣されて災害応急対策、災害復旧等のために行う業務	日額 1,080円
-------------------------------------	--	-----------

(千葉市病院局の会計年度任用職員の給与等の支給に関する規程の一部改正)

第5条 千葉市病院局の会計年度任用職員の給与等の支給に関する規程(令和2年千葉市病院局規程第10号)の一部を次のように改正する。  
第21条第2項中「100分の122.5」を「100分の125」

に改める

第23条の2第2項中の「100分の102.5」を「100分の105」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1

病院局会計年度任用職員行政職給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級
	給料月額	給料月額	給料月額
号給	円	円	円
1	177,400	205,200	240,200
2	177,900	206,900	241,400
3	178,400	208,600	242,600
4	178,900	210,300	243,800
5	179,400	211,700	244,700
6	180,200	213,400	245,600
7	181,000	215,100	246,500
8	181,800	216,800	247,400
9	182,400	218,300	248,300
10	183,100	219,500	249,500
11	183,800	220,700	250,700
12	184,500	221,900	251,900
13	185,200	222,800	253,100
14	186,300	223,700	254,300
15	187,400	224,600	255,500
16	188,500	225,500	256,700
17	189,300	226,200	257,900
18	190,500	227,000	259,000
19	191,700	227,800	260,100
20	192,900	228,600	261,200
21	194,000	229,100	262,300
22	195,100	229,800	263,700
23	196,200	230,500	265,100
24	197,300	231,200	266,500
25	198,100	231,800	267,800
26	200,100	232,700	269,200
27	202,100	233,600	270,600
28	204,100	234,500	272,000
29	206,000	235,300	273,400
30	207,300	236,200	274,900
31	208,600	237,100	276,400
32	209,900	238,000	277,900
33	211,200	238,800	279,400
34	212,400	239,700	281,000
35	213,600	240,600	282,600
36	214,800	241,500	284,200
37	215,800	242,200	285,600
38	216,500	243,300	287,200
39	217,200	244,400	288,800
40	217,900	245,500	290,400
41	218,300	246,600	292,000
42	218,900	247,700	293,900

43	219,500	248,800	295,800
44	220,100	249,900	297,700
45	220,600	250,700	299,300
46	221,200	252,000	301,100
47	221,800	253,300	302,900
48	222,400	254,600	304,700
49	222,800	255,800	306,400
50	223,400	257,000	308,300
51	224,000	258,200	310,200
52	224,600	259,400	312,100
53	225,100	260,500	313,800
54	225,800	261,900	315,600
55	226,500	263,300	317,400
56	227,200	264,700	319,200
57	227,600	265,800	320,900
58	228,300	267,000	322,700
59	229,000	268,200	324,500
60	229,700	269,400	326,300
61	230,400	270,400	328,000
62	230,900	271,700	329,800
63	231,400	273,000	331,600
64	231,900	274,300	333,400
65	232,400	275,500	335,000
66	233,100	276,700	336,700
67	233,800	277,900	338,400
68	234,500	279,100	340,100
69	234,900	280,300	341,600
70	235,900	281,700	343,300
71	236,900	283,100	345,000
72	237,900	284,500	346,700
73	238,800	285,600	348,400
74	239,500	287,000	349,900
75	240,200	288,400	351,400
76	240,900	289,800	352,900
77	241,500	291,100	354,100
78	242,200	292,500	355,200
79	242,900	293,900	356,300
80	243,600	295,300	357,400
81	244,200	296,400	358,500
82		297,800	359,500
83		299,200	360,500
84		300,600	361,500
85		301,700	362,500
86			363,400
87			364,300
88			365,200

89	366,100
90	366,900
91	367,700
92	368,500
93	369,100
94	369,800
95	370,500
96	371,200
97	371,900
98	372,600
99	373,300
100	374,000
101	374,600
102	375,100
103	375,600
104	376,100
105	376,300
106	376,800
107	377,300
108	377,800
109	378,100
110	378,500
111	378,900
112	379,300
113	379,500
114	379,900
115	380,300
116	380,700
117	380,800
118	381,300
119	381,700
120	382,100
121	382,400
122	382,600
123	382,800
124	383,000
125	383,100
126	383,300
127	383,500
128	383,700
129	383,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての会計年度任用職員（第27条に規定する会計年度任用職員を除く。）に適用する。

別表第2

ア 病院局会計年度任用職員医療職給料表(1)

職務 の級	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	329,300	387,600
2	331,900	391,500
3	334,500	395,400
4	337,100	399,300
5	339,500	403,000
6	342,100	406,900
7	344,700	410,800
8	347,300	414,700
9	349,800	418,500
10	352,700	421,900
11	355,600	425,300
12	358,500	428,700
13	361,200	432,000
14	364,300	434,900
15	367,400	437,800
16	370,500	440,700
17	373,500	443,500
18	376,300	446,400
19	379,100	449,300
20	381,900	452,200
21	384,700	454,800
22	387,600	457,100
23	390,500	459,400
24	393,400	461,700
25	396,200	463,900
26	399,100	465,300
27	402,000	466,700
28	404,900	468,100
29	407,600	469,400
30	410,500	470,900
31	413,400	472,400
32	416,300	473,900
33	419,200	475,400
34	422,000	477,000
35	424,800	478,600
36	427,600	480,200
37	430,300	481,600
38	433,000	483,300

39	435,700	485,000
40	438,400	486,700
41	440,900	488,200
42	443,600	489,900
43	446,300	491,600
44	449,000	493,300
45	451,400	494,900
46	452,900	496,100
47	454,400	497,300
48	455,900	498,500
49	457,200	499,500
50	458,600	500,200
51	460,000	500,900
52	461,400	501,600
53	462,600	502,000
54	463,900	502,600
55	465,200	503,200
56	466,500	503,800
57	467,800	504,300
58	469,400	504,900
59	471,000	505,500
60	472,600	506,100
61	474,000	506,600
62	475,500	507,200
63	477,000	507,800
64	478,500	508,400
65	479,700	509,000
66	480,500	509,700
67	481,300	510,400
68	482,100	511,100
69	482,900	511,800
70	483,800	512,300
71	484,700	512,800
72	485,600	513,300
73	486,300	513,600
74	487,000	514,100
75	487,700	514,600
76	488,400	515,100
77	489,000	515,500
78	489,300	516,200
79	489,600	516,900
80	489,900	517,600
81	490,000	518,100
82		518,900

83	519,700
84	520,500
85	521,000
86	521,900
87	522,800
88	523,700
89	524,300

備考 この表は、医師及び歯科医師で別に定めるものに適用する。

イ 病院局会計年度任用職員医療職給料表(2)

職務 の級 号給	1 級		2 級	
	給料月額		給料月額	
		円		円
1	181,900		213,800	
2	183,200		215,300	
3	184,500		216,800	
4	185,800		218,300	
5	187,100		219,800	
6	188,600		221,400	
7	190,100		223,000	
8	191,600		224,600	
9	192,900		225,900	
10	194,300		226,700	
11	195,700		227,500	
12	197,100		228,300	
13	198,500		229,000	
14	200,200		230,300	
15	201,900		231,600	
16	203,600		232,900	
17	205,200		233,900	
18	207,500		234,500	
19	209,800		235,100	
20	212,100		235,700	
21	214,100		236,200	
22	215,500		236,800	
23	216,900		237,400	
24	218,300		238,000	
25	219,400		238,600	
26	220,400		239,400	
27	221,400		240,200	
28	222,400		241,000	
29	223,300		241,700	
30	224,500		242,500	
31	225,700		243,300	
32	226,900		244,100	
33	227,800		244,700	
34	228,400		245,300	
35	229,000		245,900	
36	229,600		246,500	
37	230,000		246,900	
38	230,500		247,600	
39	231,000		248,300	
40	231,500		249,000	
41	232,000		249,700	
42	232,600		250,500	
43	233,200		251,300	
44	233,800		252,100	
45	234,300		252,900	

46	235,200	254,100
47	236,100	255,300
48	237,000	256,500
49	237,600	257,400
50	238,300	258,600
51	239,000	259,800
52	239,700	261,000
53	240,400	261,900
54	241,000	263,100
55	241,600	264,300
56	242,200	265,500
57	242,500	266,700
58	243,300	267,900
59	244,100	269,100
60	244,900	270,300
61	245,400	271,400
62	246,300	272,700
63	247,200	274,000
64	248,100	275,300
65	248,700	276,300
66	249,800	277,300
67	250,900	278,300
68	252,000	279,300
69	252,900	280,000
70	253,900	280,900
71	254,900	281,800
72	255,900	282,700
73	256,800	283,600
74	257,800	284,500
75	258,800	285,400
76	259,800	286,300
77	260,500	287,000
78	261,400	287,700
79	262,300	288,400
80	263,200	289,100
81	264,100	289,800
82	265,200	290,300
83	266,300	290,800
84	267,400	291,300
85	268,200	291,800
86	269,100	292,200
87	270,000	292,600
88	270,900	293,000
89	271,500	293,200
90	272,300	293,500
91	273,100	293,800
92	273,900	294,100
93	274,600	294,400
94	275,200	294,700

95	275,800	295,000
96	276,400	295,300
97	276,700	295,600
98	277,100	
99	277,500	
100	277,900	
101	278,300	

備考 この表は薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師その他の会計年度任用職員で別に定めるものに適用する。

ウ 病院局会計年度任用職員医療職給料表 (3)

職務 の級	1 級		2 級	
	号給	給料月額 円	号給	給料月額 円
1		213,200		251,600
2		214,700		252,900
3		216,200		254,200
4		217,700		255,500
5		219,100		256,800
6		221,300		257,300
7		223,500		257,800
8		225,700		258,300
9		227,600		258,500
10		229,900		259,300
11		232,200		260,100
12		234,500		260,900
13		236,600		261,600
14		238,400		262,100
15		240,200		262,600
16		242,000		263,100
17		243,700		263,600
18		245,100		264,000
19		246,500		264,400
20		247,900		264,800
21		249,100		265,000
22		250,300		265,400
23		251,500		265,800
24		252,700		266,200
25		253,700		266,400
26		254,500		267,100
27		255,300		267,800
28		256,100		268,500
29		256,900		268,900
30		257,600		269,500
31		258,300		270,100
32		259,000		270,700
33		259,600		271,200
34		260,400		272,200
35		261,200		273,200
36		262,000		274,200
37		262,700		275,100
38		263,100		275,900
39		263,500		276,700
40		263,900		277,500
41		264,300		278,300
42		264,500		279,300
43		264,700		280,300
44		264,900		281,300
45		265,100		282,000

46	265,200	283,200
47	265,300	284,400
48	265,400	285,600
49	265,500	286,600
50	265,800	287,900
51	266,100	289,200
52	266,400	290,500
53	266,500	291,700
54	266,700	293,000
55	266,900	294,300
56	267,000	295,600
57	267,100	296,700
58	267,200	297,800
59	267,400	298,900
60	267,600	300,000
61	267,800	301,000
62	268,100	302,100
63	268,400	303,200
64	268,700	304,300
65	269,000	305,300
66	269,100	306,500
67	269,200	307,700
68	269,300	308,900
69	269,400	309,900
70	269,900	311,000
71	270,400	312,100
72	270,900	313,200
73	271,100	314,100
74	271,600	314,900
75	272,100	315,700
76	272,600	316,500
77	272,900	317,100
78	273,200	317,700
79	273,500	318,300
80	273,800	318,900
81	274,100	319,500
82	274,400	320,000
83	274,700	320,500
84	275,000	321,000
85	275,300	321,300
86	275,600	321,700
87	275,900	322,100
88	276,200	322,500
89	276,500	322,900
90	276,900	323,500
91	277,300	324,100
92	277,700	324,700
93	277,900	325,200
94	278,100	325,800
95	278,300	326,400

96	278,500	327,000
97	278,700	327,300
98		327,800
99		328,300
100		328,800
101		329,000
102		329,300
103		329,600
104		329,800
105		330,000
106		330,300
107		330,600
108		330,900
109		331,100
110		331,400
111		331,700
112		332,000
113		332,300

備考 この表は、看護師、助産師その他の会計年度任用職員で別に定めるものに適用する。

別表第3

病院局会計年度任用職員技能労務職給料表

職務の級	1 級
号給	給料月額
	円
1	177,400
2	177,900
3	178,400
4	178,900
5	179,400
6	180,200
7	181,000
8	181,800
9	182,400
10	183,100
11	183,800
12	184,500
13	185,200
14	186,300
15	187,400
16	188,500
17	189,300
18	190,500
19	191,700
20	192,900
21	194,000
22	195,100
23	196,200
24	197,300
25	198,100
26	200,100
27	202,100
28	204,100
29	206,000
30	207,300
31	208,600
32	209,900
33	211,200
34	212,400
35	213,600
36	214,800
37	215,800
38	216,500
39	217,200
40	217,900
41	218,300
42	218,900
43	219,500
44	220,100
45	220,600
46	221,200
47	221,800

48	222,400
49	222,800
50	223,400
51	224,000
52	224,600
53	225,100
54	225,800
55	226,500
56	227,200
57	227,600
58	228,300
59	229,000
60	229,700
61	230,400
62	230,900
63	231,400
64	231,900
65	232,400
66	233,100
67	233,800
68	234,500
69	234,900
70	235,900
71	236,900
72	237,900
73	238,800
74	239,500
75	240,200
76	240,900
77	241,500
78	242,200
79	242,900
80	243,600
81	244,200
82	244,900
83	245,600
84	246,300
85	247,200
86	248,100
87	249,000
88	249,900
89	250,500
90	251,200
91	251,900
92	252,600
93	253,600
94	254,500
95	255,400
96	256,300
97	257,100
98	257,900
99	258,700
100	259,500

101	260,400
-----	---------

備考 この表は、看護補助員に適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和6年12月23日から施行する。ただし、第4条の規定は、令和7年1月1日から、第2条及び第5条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の千葉市病院局の職員の給与に関する規程（以下この項及び次項において「改正後の給与規程」という。）別表第1から別表第4まで、別表第7及び別表第9の規定並びに第3条の規定による改正後の病院局の職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程（以下この項及び第3項において、「改正後の初任給規程」という。）の規定は令和6年4月1日から、改正後の給与規程第30条第2項及び第3項並びに第33条第2項第1号及び第2号の規定は同年12月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 令和6年4月1日からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、新たに千葉市病院局の職員の給与に関する規程別表第1から別表第4（以下「給料表」という。）の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の初任給規程の規定による号給が第3条の規程による改正前の病院局の職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程（以下この項において「改正前の初任給規程」という。）の規定による号給に達しない職員の当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の初任給規程の規定にかかわらず、改正前の初任給規程の規定による号給とするものとする。
- 4 施行日から令和7年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(給与の内払)

- 5 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の千葉市病院局の職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 6 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

千葉市病院局規程第11号

千葉市病院局職員就業規程の一部を次のように改正する。

令和6年12月26日

千葉市病院事業管理者 山本 恭平

第22条第3項及び第4項を次のように改める。

- 3 前項本文及び前項ただし書中に規定する勤務時間の割振りは、次の表のとおりとする。

勤務区分	勤務時間
1班	午前7時から午後3時45分まで
2班	午前7時30分から午後4時15分まで
3班	午前8時から午後4時45分まで
4班	午前8時15分から午後5時まで
5班	午前8時30分から午後5時15分まで
6班	午前8時45分から午後5時30分まで
7班	午前9時から午後5時45分まで
8班	午前9時15分から午後6時まで
9班	午前9時30分から午後6時15分まで
10班	午前10時から午後6時45分まで

- 4 前項の規定にかかわらず、管理者は、特に必要であると認める場合には、別に勤務時間の割振りを定めることができる。この場合において、勤務時間は、午前5時から午後10時までの間において1日について7時間45分となるよう割り振るものとする。

附 則

この規程は、令和7年1月1日から施行する。

職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月23日

千葉市人事委員会委員長 酒井 正 利

千葉市人事委員会規則第5号

職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（平成3年千葉市人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第7ア 行政職給料表昇格時号給対応表を次のように改める。

ア 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1	1
14	1	1	1	2	2	1	1
15	1	1	1	3	3	1	1
16	1	1	1	4	4	1	1
17	1	1	1	5	5	1	1
18	1	1	2	6	6	2	2
19	1	1	3	7	7	3	3
20	1	1	4	8	8	4	4
21	1	1	5	9	9	5	5
22	1	1	6	10	10	6	6
23	1	1	7	11	11	7	7
24	1	1	8	12	12	8	8

25	1	1	9	13	13	9	9
26	2	2	10	14	14	10	10
27	3	3	11	15	15	11	11
28	4	4	12	16	16	12	12
29	5	5	13	17	17	13	13
30	6	6	14	18	18	14	14
31	7	7	15	19	19	15	15
32	8	8	16	20	20	16	16
33	9	9	17	21	21	17	17
34	10	10	18	22	22	18	18
35	11	11	19	23	23	19	19
36	12	12	20	24	24	20	20
37	13	13	21	25	25	21	21
38	13	14	22	26	26	21	22
39	14	15	23	27	27	21	23
40	14	16	24	28	28	22	24
41	15	17	25	29	29	22	25
42	15	18	26	30	30	22	26
43	16	19	27	31	31	23	27
44	16	20	28	32	32	23	28
45	17	21	29	33	33	23	29
46	17	22	30	34	34	24	30
47	18	23	31	35	35	24	31
48	18	24	32	36	36	24	32
49	19	25	33	37	37	25	33
50	19	26	34	38	38	25	34
51	20	27	35	39	39	25	35
52	20	28	36	40	40	25	36
53	21	29	37	41	41	26	37
54	22	30	38	42	42	26	38
55	23	31	39	43	43	26	39
56	24	32	40	44	44	26	40
57	25	33	41	45	45	27	41
58	26	34	42	46	46	27	42
59	27	35	43	47	47	27	43
60	28	36	44	48	48	27	44
61	29	37	45	49	49	28	45
62	30	38	46	50	50	28	
63	31	39	47	51	51	28	
64	32	40	48	52	52	28	
65	33	41	49	53	53	29	
66	33	42	50	54	54	29	
67	34	43	51	55	55	29	

68	34	44	52	56	50	29	
69	35	45	53	57	50	29	
70	35	46	53	58	50	30	
71	36	47	54	59	51	30	
72	36	48	54	60	51	30	
73	37	49	55	61	51	30	
74	38	49	55	62	52	30	
75	39	50	56	63	52	31	
76	40	50	56	64	52	31	
77	41	51	57	65	53	31	
78	42	51	58	66	53	31	
79	43	52	59	67	54	31	
80	44	52	60	68	54	32	
81	45	53	61	69	55	32	
82		54	62	70	55	32	
83		55	63	71	56	32	
84		56	64	72	56	32	
85		57	65	73	57	33	
86			65	74	58	33	
87			66	75	59	33	
88			66	76	60	33	
89			67	77	61	34	
90			67	78	61	34	
91			68	79	62	34	
92			68	80	62	34	
93			69	81	63	35	
94			69	82			
95			70	83			
96			70	84			
97			71	85			
98			71	86			
99			72	87			
100			72	88			
101			73	89			
102			73	89			
103			74	90			
104			74	90			
105			75	91			
106			75	91			
107			76	92			
108			76	92			
109			77	93			
110			77				

111			77			
112			78			
113			78			
114			78			
115			79			
116			79			
117			79			
118			80			
119			80			
120			80			
121			81			
122			81			
123			81			
124			82			
125			82			
126			82			
127			83			
128			83			
129			83			

別表第7イ 教育職給料表昇格時号給対応表を次のように改める。

イ 教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	1	1	1
11	3	1	1	1
12	4	1	1	1
13	5	1	1	1
14	6	1	1	1
15	7	1	1	1
16	8	1	1	1
17	9	1	1	1
18	10	1	1	1

19	11	1	1	1
20	12	1	1	1
21	13	1	1	1
22	14	1	1	1
23	15	1	1	1
24	16	1	1	1
25	17	1	1	1
26	18	1	1	1
27	19	1	1	1
28	20	1	1	1
29	21	1	1	1
30	22	1	1	1
31	23	1	1	1
32	24	1	1	1
33	25	1	1	1
34	26	1	1	1
35	27	1	1	1
36	28	1	1	1
37	29	1	1	1
38	30	2	1	1
39	31	3	1	1
40	32	4	1	1
41	33	5	1	1
42	34	6	1	1
43	35	7	1	1
44	36	8	1	1
45	37	9	1	1
46	38	10	1	1
47	39	11	1	1
48	40	12	1	1
49	41	13	1	1
50	41	14	2	1
51	42	15	3	1
52	42	16	4	1
53	43	17	5	1
54	43	18	6	1
55	44	19	7	1
56	44	20	8	1
57	45	21	9	1
58	46	22	10	2
59	47	23	11	3
60	48	24	12	4
61	49	25	13	5

62	49	26	14	6
63	50	27	15	7
64	50	28	16	8
65	51	29	17	9
66	51	30	18	10
67	52	31	19	11
68	52	32	20	12
69	53	33	21	13
70	53	34	22	14
71	54	35	23	15
72	54	36	24	16
73	55	37	25	17
74	55	38	26	18
75	56	39	27	19
76	56	40	28	20
77	57	41	29	20
78	58	42	30	20
79	59	43	31	20
80	60	44	32	20
81	61	45	33	21
82	61	46	34	21
83	61	47	35	21
84	61	48	36	21
85	62	49	37	21
86	62	50	38	22
87	62	51	39	22
88	62	52	40	22
89	63	53	41	22
90	63	54	42	22
91	63	55	43	23
92	63	56	44	23
93	64	57	45	23
94	64	58	46	23
95	64	59	47	23
96	64	60	48	24
97	65	61	49	24
98	65	62	50	24
99	65	63	51	24
100	65	64	52	24
101	65	65	53	25
102	65	66	54	
103	66	67	55	
104	66	68	56	

105	66	69	57	
106	66	70	57	
107	66	71	58	
108	66	72	58	
109	67	73	59	
110	67	74	59	
111	67	75	60	
112	67	76	60	
113	67	77	61	
114	67	77	62	
115	68	78	63	
116	68	78	64	
117	68	79	65	
118	68	79	65	
119	68	80	66	
120	68	80	66	
121	69	81	67	
122	69	82	67	
123	69	83	68	
124	69	84	68	
125	69	85	69	
126	69	85	70	
127	69	86	71	
128	69	86	72	
129	70	87	73	
130	70	87	73	
131	70	88	73	
132	70	88	74	
133	70	88	74	
134	70	88	74	
135	70	89	74	
136	70	89	74	
137	71	89	74	
138	71	89	74	
139	71	90	74	
140	71	90	74	
141	71	90	75	
142	71	90	75	
143	71	91	75	
144	71	91	75	
145	72	91	75	
146	72	91	75	
147	72	92	75	

148	72	92	75	
149	72	93	75	
150	72	93	75	
151	72	93	75	
152	72	94	75	
153	73	94	76	
154	73	94	76	
155	73	95	76	
156	74	95	76	
157	74	95	76	
158	74	95	76	
159	75	95	76	
160	75	95	76	
161	75	96	77	

別表第7ウ 医療職給料表（1）昇格時号給対応表を次のように改める。

ウ 医療職給料表（1）昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	2	1
3	1	3	1
4	1	4	1
5	1	5	1
6	1	6	1
7	1	7	1
8	1	8	1
9	1	9	1
10	1	10	1
11	1	11	1
12	1	12	1
13	1	13	1
14	1	14	1
15	1	15	1
16	1	16	1
17	1	17	1
18	2	18	1
19	3	19	1
20	4	20	1
21	5	21	1
22	6	22	1
23	7	23	1
24	8	24	1

25	9	25	1
26	10	26	1
27	11	27	1
28	12	28	1
29	13	29	1
30	14	30	2
31	15	31	3
32	16	32	4
33	17	33	5
34	18	34	6
35	19	35	7
36	20	36	8
37	21	37	9
38	22	38	10
39	23	39	11
40	24	40	12
41	25	41	13
42	26	41	14
43	27	42	15
44	28	42	16
45	29	43	17
46	30	43	18
47	31	44	19
48	32	44	20
49	33	45	21
50	34	45	22
51	35	46	23
52	36	46	24
53	37	47	25
54	38	47	26
55	39	48	27
56	40	48	28
57	41	49	29
58	42	49	30
59	43	49	31
60	44	50	32
61	45	50	33
62	46	50	34
63	47	51	35
64	48	51	36
65	49	51	37
66	49	52	38
67	50	52	39
68	50	52	40
69	51	53	41
70	51	53	42
71	52	53	43

72	52	54	44
73	53	54	45
74	54	54	46
75	55	55	47
76	56	55	48
77	57	55	49
78	57	56	50
79	58	56	51
80	58	56	52
81	59	57	53
82		57	54
83		58	55
84		58	56
85		59	57
86		59	58
87		60	59
88		60	60
89		61	61
90			61
91			62
92			62
93			63
94			63
95			64
96			64
97			65
98			66
99			67
100			68
101			69
102			70
103			71
104			72
105			73

6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	1	1	2
15	1	1	1	1	3
16	1	1	1	1	4
17	1	1	1	1	5
18	2	1	2	1	6
19	3	1	3	1	7
20	4	1	4	1	8
21	5	1	5	1	9
22	6	1	6	1	10
23	7	1	7	1	11
24	8	1	8	1	12
25	9	1	9	1	13
26	10	2	10	2	14
27	11	3	11	3	15
28	12	4	12	4	16
29	13	5	13	5	17
30	14	6	14	6	18
31	15	7	15	7	19
32	16	8	16	8	20
33	17	9	17	9	21
34	18	10	18	10	22
35	19	11	19	11	23
36	20	12	20	12	24
37	21	13	21	13	25
38	21	14	22	14	26
39	22	15	23	15	27
40	22	16	24	16	28
41	23	17	25	17	29
42	23	18	26	18	30
43	24	19	27	19	31
44	24	20	28	20	32
45	25	21	29	21	33
46	26	22	30	22	34
47	27	23	31	23	35
48	28	24	32	24	36

別表第7エ 医療職給料表(2)昇格時号給対応表を次のように改める。

エ 医療職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1

49	29	25	33	25	37
50	30	26	34	26	38
51	31	27	35	27	39
52	32	28	36	28	40
53	33	29	37	29	41
54	34	29	38	30	42
55	35	30	39	31	43
56	36	30	40	32	44
57	37	31	41	33	45
58	38	31	41	34	46
59	39	32	42	35	47
60	40	32	42	36	48
61	41	33	43	37	49
62	42	34	43	38	50
63	43	35	44	39	51
64	44	36	44	40	52
65	45	37	45	41	53
66	46	37	45	42	54
67	47	38	45	43	55
68	48	38	46	44	56
69	49	39	46	45	57
70	50	39	46	46	58
71	51	40	47	47	59
72	52	40	47	48	60
73	53	41	47	49	61
74	54	41	48	50	
75	55	41	48	51	
76	56	41	48	52	
77	57	42	49	53	
78	58	42	49	54	
79	59	42	49	55	
80	60	42	50	56	
81	61	43	50	57	
82	62	43	50	58	
83	63	43	51	59	
84	64	43	51	60	
85	65	44	51	61	
86	66	44	52	62	
87	67	44	52	63	
88	68	44	52	64	
89	69	45	53	65	
90	69	45	53	66	
91	70	45	53	67	

92	70	46	53	68	
93	71	46	54	69	
94	71	46	54		
95	72	47	54		
96	72	47	54		
97	73	47	55		
98	73		55		
99	74		55		
100	74		55		
101	75		56		

別表第7オ 医療職給料表(3)昇格時号給対応表を次のように改める。

オ 医療職給料表(3)昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	1	2	2
15	1	1	1	3	3
16	1	1	1	4	4
17	1	1	1	5	5
18	1	1	2	6	6
19	1	1	3	7	7
20	1	1	4	8	8
21	1	1	5	9	9
22	2	2	6	10	10
23	3	3	7	11	11
24	4	4	8	12	12
25	5	5	9	13	13
26	6	6	10	14	14

27	7	7	11	15	15
28	8	8	12	16	16
29	9	9	13	17	17
30	10	10	14	18	18
31	11	11	15	19	19
32	12	12	16	20	20
33	13	13	17	21	21
34	14	14	18	22	22
35	15	15	19	23	23
36	16	16	20	24	24
37	17	17	21	25	25
38	18	18	22	26	26
39	19	19	23	27	27
40	20	20	24	28	28
41	21	21	25	29	29
42	22	22	26	30	30
43	23	23	27	31	31
44	24	24	28	32	32
45	25	25	29	33	33
46	26	26	30	34	34
47	27	27	31	35	35
48	28	28	32	36	36
49	29	29	33	37	37
50	30	30	34	38	37
51	31	31	35	39	38
52	32	32	36	40	38
53	33	33	37	41	39
54	33	34	37	42	39
55	33	35	38	43	40
56	34	36	38	44	40
57	34	37	39	45	41
58	34	38	39	46	42
59	35	39	40	47	43
60	35	40	40	48	44
61	35	41	41	49	45
62	36	42	41	50	46
63	36	43	42	51	47
64	36	44	42	52	48
65	37	45	43	53	49
66	37	46	43	54	49
67	37	47	44	55	50
68	38	48	44	56	50
69	38	49	45	57	51

70	38	50	46	58	51
71	39	51	47	59	52
72	39	52	48	60	52
73	39	53	49	61	53
74	40	54	50	61	53
75	40	55	51	62	54
76	40	56	52	62	54
77	41	57	53	63	55
78	41	58	53	63	
79	42	59	54	64	
80	42	60	54	64	
81	43	61	55	65	
82	43	61	55	66	
83	44	62	56	67	
84	44	62	56	68	
85	45	63	57	69	
86	45	63	57	69	
87	45	64	58	70	
88	46	64	58	70	
89	46	65	59	71	
90	46	65	59	71	
91	47	66	60	72	
92	47	66	60	72	
93	47	67	61	73	
94	48	67	61		
95	48	68	61		
96	48	68	62		
97	49	69	62		
98		69	62		
99		69	63		
100		69	63		
101		70	63		
102		70	64		
103		70	64		
104		70	64		
105		71	65		
106		71	65		
107		71	65		
108		71	66		
109		72	66		
110		72	66		
111		72	67		
112		72	67		

113		73	67		
114			68		
115			68		
116			68		
117			69		
118			69		
119			70		
120			70		
121			71		

られる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、  
 なお従前の例によることができる。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 令和6年4月1日からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給がこの規則による改正前の職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 4 施行日から令和7年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認め